

2020年を目標とする法・司法支援改革プロジェクト

(PHAP LUAT2020)

国会

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

法律：100/2015/QH13号

刑法

(2015年法、法律番号 12/2017/QH14による修正及び補充を反映させたもの)¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づいて、国会は刑法を公布する。

第1部 総論

第1章 基本条項

第1条 刑法の任務

刑法は国家主権、国土の安全を守り、社会主義体制、人の権利、公民の権利を守り、各民族同胞間の平等の権利を守り、国家、組織の利益を守り、法秩序を守り、あらゆる犯罪行為を防止し、またすべての人に意識、犯罪の防止と犯罪との闘いの意識を教育する任務を有する。

この法律は犯罪と刑罰について規定する。

第2条 刑事責任の基礎

1. 刑法に規定されている罪を犯した者のみが刑事責任を負わなくてはならない。
2. この法律の第 76 条に規定される罪を犯した営利法人のみが刑事責任を負わなくてはならない。

第3条 運用原則

1. 罪を犯した者に対して。
 - a) 人が行ったあらゆる犯罪行為は、遅滞なく発見され、法律に従って迅速、公明に処理されなくてはならない
 - b) 罪を犯したすべての者は、性別、民族、信仰、宗教、社会的な階級や地位に関わりなく、法の前に平等である
 - c) 首謀者、主導者、指揮者、頑なに抵抗する者、無頼者、危険な再犯者、職務・権限を利用して罪を犯す者は、重罰に処す
 - d) 策略的な手段を用いるか、組織的、専業的に、又は故意に特別に重大な損害を引き起こす罪を犯す者は、重罰に処す
- 自首、降伏、真摯な自白を行う、共犯者を明らかにする、贖罪の功を立てる、犯罪の発見若しくは事件を解決する過程で責任を有する機関に積極的に協力する、後悔若しくは改悛している、又は引き起こした損害を自ら修復若しくは賠償する者は、寛刑に処す

¹ 今次修正に当たり参照した条文掲載の文献は次のとおり。

ベトナム語版は、“Bộ Luật Hình Sự Năm 2015, sửa đổi, bổ sung năm 2017(2015年刑法典、2017年修正、補充)”（労働出版社）。英語版は、“Official Gazette Penal Code(consolidated Text)”（Vietnam Law & Legal Forum 社）

- dd) 重大でない犯罪の初犯者には、懲役刑より軽い刑罰を科し、機関、組織又は家族の監督、教育に委ねることができる
 - e) 懲役刑に処せられた者は、収監施設において刑に服し、社会に有用な人間となるために、労働、学習をしなければならない。この法律の規定する条件を満たす者は、刑罰の執行期間を減ぜられ、条件付きで満期前の出所を考慮される
 - g) 刑の執行を終えた者は、就労し、善良に生活し、地域社会に参加する条件を用意され、法律の条件を満たすときは、前科を抹消される
2. 罪を犯した営利法人に対して。
- a) 営利法人が行ったあらゆる犯罪行為は、遅滞なく発見され、法律に従って迅速、公明に処理されなくてはならない
 - b) 罪を犯したすべての営利法人は、所有形態や経済部門に関わりなく、法の前に平等である
 - c) 巧妙な手段で、専業的に罪を犯す営利法人は、重罰に処す
 - d) 犯罪を発見する又は事件を解決する過程で責任を有する訴訟機関に積極的に協力し、引き起こした損害を自ら修復又は賠償し、発生する損害を主体的に防ぐか修復した営利法人は、寛刑に処す

第4条 犯罪を防止し、犯罪と闘う責任

1. 公安機関、人民検察院、人民裁判所、その他の関係機関は、自らの職能、任務、権限を十分に実行すると同時に、犯罪を防止し、犯罪と闘い、罪を犯した者を地域社会で監督、教育する他の国家機関、組織、個人を指導、支援する。
2. 機関、組織は自らの管理権限に属する者が警戒心、法律の擁護及び遵守の意識を高め、社会主義生活の規則を尊重するよう教育し、自らの機関、組織内で犯罪を引き起こす原因と条件を除去する措置を迅速に講じる責任を有する。
3. すべての公民は、犯罪防止に積極的に参加する義務を有する。

第2章 刑法の効力

第5条 ベトナム社会主義共和国の領土内における犯罪行為に対する刑法の効力

1. 刑法はベトナム社会主義共和国の領土内で行われたすべての犯罪行為に適用される。この規定はベトナム籍を有する航空機、船舶上又はベトナムの排他的経済水域、大陸棚で起きた犯罪行為又は犯罪行為の損害にも適用される。
2. ベトナム社会主義共和国領土内で罪を犯した外国人で、ベトナムの法律に従うか、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約や国際慣行に従って、外交特権又は領事特権を得ている者については、それらの刑事責任に関する問題は、国際条約の規定に従うか、その国際慣行に従って解決される。その国際条約に規定がないか、国際慣行がない場合、それらの刑事責任は外交ルートで解決される。

第6条 ベトナム社会主義共和国の領土外における犯罪行為に対する刑法の効力

1. ベトナム社会主義共和国の領土外で、この法律が犯罪と規定する罪を犯したベトナム公民又は営利法人は、この法律の規定に基づいて刑事責任を追及されることがある。

この規定は、ベトナムに居住する無国籍者に対しても適用される。

2. ベトナム社会主義共和国領土内で罪を犯した外国人、外国の営利法人は、その犯罪行為がベトナム公民の法的権利、利益を侵害するか、ベトナム社会主義共和国の利益を侵害する場合、この法律の規定に基づいて、又はベトナム社会主義共和国が批准する国際条約の規定に基づいて、刑事責任を追及されることがある。
3. 公海上又はベトナム社会主義共和国の領土外の空域にあるベトナム籍を有さない航空機、船舶上で起きた犯罪行為又は犯罪行為の損害については、ベトナム社会主義共和国に規定のある場合、罪を犯した者はこの法律の規定に基づいて刑事責任を追及されることがある。

第7条 刑法の時間的効力

1. 犯罪行為に適用される条項は、犯罪行為が行われた時点において効力を有する条項である。
2. 新たな犯罪、刑罰の重罰化、新たな加重事由又は執行猶予、刑事責任の免除範囲の限定、刑罰の免除、刑罰の軽減、前科の抹消を規定したり、その他罪を犯した者に不利益な規定をする条項は、その条項が施行される前に行われた犯罪行為に適用してはならない。
3. 犯罪、刑罰、加重事由の廃止や、より軽い刑罰、新しい減輕事由の規定、又は執行猶予、刑事責任の免除、刑罰の免除、刑罰の軽減、条件付きの満期前釈放、前科の抹消及び罪を犯したものにとって利益となるその他の規定の適用範囲の拡大は、その条項が施行される前に行われた犯罪行為に対しても適用される。

第3章 犯罪

第8条 犯罪の概念

1. 犯罪とは刑法に規定された社会に対する危険行為で、刑事責任能力のある者又は営利法人によって故意又は過失により行われ、祖国の独立、主権、統一、領土保全を侵害し、政治制度、経済制度、文化、国防、社会的な安寧、秩序、安全、組織の法的権利と利益を侵害し、人の権利、公民の法的権利と義務を侵害し、社会主義法秩序のその他の分野を侵害する行為であり、この法律の規定に基づいて刑事処理されなくてはならない。
2. 犯罪の兆候を示しているが、社会に対する危険性が取るに足らない行為は、犯罪ではなく、他の手段で処理される。

第9条 犯罪の分類

1. この法律に規定される犯罪行為の社会に対する危険性質と程度に基づいて、犯罪は以下の4種類に分類される。
 - a) 重大でない犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が大きくない犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、罰金、非拘束矯正罰又は懲役3年以下とする。
 - b) 重大な犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、懲役3年を超えて7年以下とする。
 - c) 極めて重大な犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が極めて大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、懲役7年を超えて15年以下とする。

d) 特別に極めて重大な犯罪とは、社会に対する危険性の性質と程度が特別に大きい犯罪で、その罪に対してこの法律が規定する刑罰枠の上限は、懲役 15 年を超えて 20 年以下、終身刑又は死刑とする。

2. 営利法人による犯罪は、本条 1 項規定のとおり、犯罪行為の社会に対する危険の性質と程度に基づいて分類される。関連規定については、本法律第 76 条に挙げられた犯罪に適用される。

第 10 条 故意による犯罪

故意による犯罪とは、以下の場合における犯罪である。

1. 罪を犯す者が自らの行為が社会に対して危険であることを明確に認識し、その行為により発生する損害を予見していた。
2. 罪を犯す者が自らの行為が社会に対して危険であることを明確に認識し、その行為で損害が発生する可能性を予見し、その損害の発生は望まないが、発生を放置しようとの意識があった。

第 11 条 故意によらない犯罪

故意によらない犯罪とは、以下の場合における犯罪である。

1. 罪を犯す者が自らの行為が社会に危害をもたらす可能性を予見しながらも、その損害は生じない、又は未然に防ぐことができると考えた。
2. 罪を犯す者は、その損害を予見すべきであり、予見することができたのに、自らの行為が社会に危害をもたらす可能性を予見しなかった。

第 12 条 刑事責任年齢

1. 満 16 歳以上の者は、この法律に別の規定がある犯罪を除くすべての犯罪に刑事責任を負わなければならない。
2. 満 14 歳以上満 16 歳未満の者は、以下の各条に規定する極めて重大な犯罪、特別に極めて重大な犯罪についてのみ刑事責任を負わなければならない。

第 123 条、第 134 条、第 141 条、第 142 条、第 143 条、第 144 条、第 150 条、第 151 条、第 168 条、第 169 条、第 170 条、第 171 条、第 173 条、第 178 条、第 248 条、第 249 条、第 250 条、第 251 条、第 252 条、第 265 条、第 266 条、第 286 条、第 287 条、第 289 条、第 290 条、第 303 条、第 304 条

第 13 条 酒、ビール又は他の強力な向精神性物質を服用しての犯罪

酒、ビール又は他の強力な向精神性物質を服用することにより、認識能力や自らの行為の制御能力を失った状態で罪を犯した者も、刑事責任を負わなくてはならない。

第 14 条 犯罪の準備

1. 犯罪の準備とは、機器、機材を探し求め、改造するか、その他の条件を作り出して、犯罪を行うか、犯罪グループを設立するか、それに参加することであるが、この法律の第 109 条、第 113 条第 2 項 a 号又は第 299 条第 2 項 a 号に規定する場合を除く。
2. 以下の罪のいずれかを犯す準備をする者は、刑事責任を負わなければならない。

第 108 条、第 109 条、第 110 条、第 111 条、第 112 条、第 113 条、第 114 条、第 115 条、第 116 条、第 117 条、第 118 条、第 119 条、第 120 条、第 121 条、第 123 条、第 134 条、

第 168 条, 第 169 条第 207 条, 第 299 条, 第 300 条, 第 301 条, 第 302 条, 第 303 条及び第 324 条

3. 本法律第 123 条及び第 168 条に規定する犯罪を準備する満 14 歳以上 16 歳未満の者は, 刑事責任を負わなくてはならない。

第 15 条 犯罪未遂

犯罪未遂とは, 故意に犯罪を行おうとしたが, 罪を犯す者の意図しない原因によって完遂できないことである。

犯罪の未遂者は, 犯罪未遂について刑事責任を負わなければならない。

第 16 条 犯罪の自発的中止

犯罪の自発的中止とは, 妨げる事由がないにもかかわらず, 自ら犯罪を最後まで実行しないことである。

犯罪を自発的に中止した者は, 犯そうとした罪について刑事責任を免れる。行われた実際の行為が, 別の罪の構成要件に該当するとき, その者は当該の罪について刑事責任を負わなければならぬ。

第 17 条 共犯

1. 共犯とは, 2 人以上が故意に罪を犯す場合である。

2. 組織犯罪とは, 共同で罪を犯す者の間で密接な結び付きのある共犯形態をいう。

3. 共犯者には, 組織者, 実行者, 教唆者, 幫助者を含む。

実行者とは, 犯罪を直接行う者である。

組織者とは, 犯罪の実行を首謀, 指導, 指示する者である。

教唆者とは, 他人に強要, そそのかし, 後押しして罪を行わせる者である。

幫助者とは, 犯罪の実行のための精神的又は物的条件を作り出す者である。

4. 共犯者は実行者の突出した行為については刑事責任を負う必要はない。

第 18 条 犯罪の隠匿

1. 事前の約束がなくとも, 犯罪が行われたことを知りながら, 罪を犯した者, 犯罪の痕跡, 証拠を隠匿し, 又は罪を犯した者の発見, 捜査, 処理を妨害するその他の行為をした者は, この法律に規定する場合に犯罪隠匿の罪について刑事責任を負わなければならない。

2. 犯罪を隠匿する者が, 罪を犯した者の祖父, 祖母, 父, 母, 子, 孫, 実の兄弟姉妹, 妻又は夫である場合は, 国家安全侵害罪又はこの法律の第 389 条に規定するその他の特別に極めて重大な犯罪を隠匿する場合を除き, 本条第 1 項の規定に基づく刑事責任を負う必要はない。

第 19 条 犯罪の非告発

1. 犯罪が準備されている, 実行されている, 又は実行されたこと明白に知りつつ告発しない者は, この法律の第 390 条に規定する場合に犯罪の非告発の罪について刑事責任を負わなければならない。

2. 犯罪を告発しない者が, 罪を犯した者の祖父, 祖母, 父, 母, 子, 孫, 実の兄弟姉妹, 妻又は夫である場合は, 第 13 章に規定された罪又はこの法律に規定するその他の特別に極めて重大な犯罪を隠匿する場合を除き, 本条第 1 項の規定に基づく刑事責任を負う必要はない。

3. 弁護人は、自らが弁護する当人が準備を行っているか、実行中又は既に実行された犯罪で、弁護人が弁護の任務を実行する際に知り得た犯罪を告発しない場合に、第13章に規定された罪又はその他の特別に極めて重大な犯罪を隠匿する場合を除き、本条第1項の規定に基づく刑事責任を負う必要はない。

第4章 刑事責任を免除される場合

第20条 不測の事件

社会に対して危害のある結果を引き起こす行為を行う者が、その行為の危害を予見できないか、予見の義務がない場合には、刑事責任を負う必要はない。

第21条 刑事責任を負う能力のない状態

認識能力又は自らの行為の制御能力を失わせる精神病その他の病気にかかっているときに、社会に危険な行為を行った者は、刑事責任を負う必要はない。

第22条 正当防衛

1. 正当防衛とは、自分、他人の正当な権利又は利益又は国家、機関、組織の利益を守るために、上記の利益を侵害する行為を行っている者に必要な限度で対抗する人の行為である。
正当防衛は犯罪ではない。
2. 上記の正当防衛の限度を超えるとは、侵害行為の社会に与える危険の性質と程度に相応せず、必要限度を明らかに超えた対抗行為である。
正当防衛の限度を超える行為のある者は、この法律の規定に基づいて刑事責任を負わなくてはならない。

第23条 緊急避難

1. 緊急避難とは、自ら又は他人の法的権利、利益又は国家、機関、組織の利益に危害が発生するのを避けようとし、他の方法がないために、防ぐべき損害よりも小さな損害を引き起こさざるを得ない事態である。
緊急避難において損害を引き起こす行為は犯罪ではない。
2. 引き起こす損害が緊急避難の必要性を明らかに超える場合、その損害を引き起こした者は刑事責任を負わなければならない。

第24条 犯罪者の逮捕時に損害を引き起こす

1. 犯罪行為を行う者を逮捕するため、他の方法がなく、逮捕される者に対する危害を引き起こす必要な武力を使用せざるを得ない人の行為は、犯罪ではない。
2. 武力の使用により引き起こす損害が、必要性を明らかに超える場合、損害を引き起こす者は刑事責任を負わなくてはならない。

第25条 研究、実験、科学、技術、工業技術の進歩の適用におけるリスク

研究、実験、新しい科学、技術、工業技術の進歩の適用を行うときに、手続き、規範を正しく遵守し、予防手段を十分に講じたにもかかわらず損害を引き起こす行為は犯罪ではない。

手続き、規範を正しく適用せず、予防手段を十分に講じずに損害を引き起こした者は、刑事責任を負わなくてはならない。

第 26 条 指揮者又は上官の命令の実行

国防、安全上の任務を実行するために人民武装勢力の指揮者又は上官の命令を実行しているときに損害を引き起こす行為を行った者が、命令者への報告手順を十分に行ったが、命令者が依然としてその命令の執行を求めたときは、刑事責任を負う必要はない。この場合、命令者は刑事責任を負わなくてはならない。

この規定は、この法律の第 421 条 2 項、第 422 条 2 項、第 423 条 2 項に規定する場合には適用されない。

第 5 章 刑事責任追及の時効、刑事責任の免除

第 27 条 刑事責任追及の時効

1. 刑事責任追及の時効とは、その期限に至ると罪を犯した者が刑事責任を追及されなくなるこの刑法の規定する期限である。
2. 刑事責任追及の時効は以下のように規定される。
 - a) 重大でない犯罪に対しては 5 年
 - b) 重大な犯罪に対しては 10 年
 - c) 極めて重大な犯罪に対しては 15 年
 - d) 特別に極めて重大な犯罪に対しては 20 年
3. 刑事責任追及の時効は、犯罪が行われた日から計算する。本条第 2 項に規定する期間に、罪を犯した者が刑法にその罪に対する最高刑が懲役 1 年以上と規定する新しい罪を再び犯した場合、元の罪に対する時効は新しい罪を犯した日から再び計算される。

本条第 2 項に規定する期間中に、罪を犯した者が故意に逃亡したり、指名手配を受けた場合は、時効はその者が自首するか逮捕されたときから再び計算する。

第 28 条 刑事責任追及の時効の不適用

本法律の第 27 条に規定する刑事責任追及の時効は、以下の罪には適用されない。

1. この法律の第 13 章に規定する国家安全侵犯罪。
2. この法律の第 26 章に規定する平和破壊、人類に対する罪、戦争犯罪。
3. この法律の第 353 条第 3 項及び第 4 項に規定する場合に該当する財産横領罪、この法律の第 354 章第 3 項及び第 4 項に規定する場合に該当する収賄罪。

第 29 条 刑事責任免除の根拠

1. 罪を犯した者は以下の根拠のいずれかがある場合、刑事責任を免除される。
 - a) 捜査、訴追又は裁判の進行中に、政策、法律の変更により犯罪行為が社会に対して危険でなくなった
 - b) 大赦の決定があるとき
2. 罪を犯した者は以下の根拠のいずれかがある場合に、刑事責任の免除を受けることがある。
 - a) 捜査、訴追、裁判の進行中に、状況の変化で罪を犯した者が社会に対して危険でなくなった
 - b) 捜査、訴追、裁判の進行中に、罪を犯した者が治癒困難な病気にかかり、社会に対して危険を引き起こす可能性がなくなった

- c) 罪を犯した者が、その罪が発覚する前に、自首、自供し、犯罪の発見や捜査に効果的に貢献し、犯罪の損害を最小限に食い止めることに努め、大きな功績を立てるか特別な貢献をして、国や社会に認められた
- 3. 他人の生命を侵害、健康、名誉、人格又は財産の侵害を引き起こす重大でない犯罪又は意図しない重大な犯罪を行った者で、自発的に補償や損害賠償をし、又は被害結果の回復に努めた上で、被害者や被害者の合法的代表者が自発的に和解し、刑事責任追及免除を提出している者は、刑事責任の追及を免れることがある。

第6章 刑罰

第30条 刑罰の概念

刑罰はこの法律に規定され、裁判所により罪を犯した者又は営利法人に適用が決定され、その者や営利法人の権利、利益を剥奪又は制限する国による最も厳しい強制措置である。

第31条 刑罰の目的

刑罰は、罪を犯した者や営利法人を懲らすのみでなく、それらに法律と生活の規則を遵守する意識を教育して、新たな犯罪を防止し、その他の者や営利法人が法律を尊重し、犯罪を防止し、犯罪と闘うよう教育することも目的とする。

第32条 罪を犯した者に対する刑罰

1. 主刑は以下を含む。
 - a) 戒告
 - b) 罰金
 - c) 非拘束矯正
 - d) 退去強制
 - dd) 有期懲役
 - e) 終身刑
 - g) 死刑
2. 補充刑は以下を含む。
 - a) 一定の職務の担当、職業又は仕事への就業禁止
 - b) 居住の禁止
 - c) 保護観察
 - d) 公民権の一部剥奪
 - dd) 財産没収
 - e) 主刑として適用しない場合の罰金
 - g) 主刑として適用しない場合の退去強制
3. それぞれの犯罪、罪を犯した者は、いずれか一つの主刑のみ科せられるか、一つ又は複数の補充刑を科せられることがある。

第33条 罪を犯した営利法人に対する刑罰

1. 主刑は以下を含む。
 - a) 罰金

- b) 期限付きの営業停止
 - c) 無期限の営業中止
2. 補充刑²は以下を含む。
- a) 一定のいくつかの領域における経営禁止、営業禁止
 - b) 資金調達の禁止
 - c) 主刑として適用しない場合の罰金
3. あらゆる犯罪、罪を犯した営利法人は、一つの主刑のみ適用され、一つ又はいくつかの付加刑を適用されることがある。

第34条 戒告

戒告は、重大でない犯罪を犯し、多くの減輕事由があるが、刑罰を免除するほどではない者に適用される。

第35条 罰金

- 1. 罰金は以下の場合に対して主刑として適用される。
 - a) この法律に規定される重大でない犯罪、重大な犯罪を犯した者
 - b) 経済管理秩序、環境、公共秩序、公共の安全を侵害する極めて重大な犯罪、その他この法律に規定されるいくつかの罪を犯した者
- 2. 罰金刑は、汚職、麻薬に関する罪又はその他この法律に規定される罪を犯した者に対して補充刑として適用される。
- 3. 罰金額は、犯罪の性質及び危険性に基づくと同時に、罪を犯した者の財産状況、物価変動を考慮して決定されるが、100万ドンを下回ってはならない。
- 4. 罪を犯した営利法人に対する罰金刑は、この法律の第77条に規定される。

第36条 非拘束矯正

- 1. 6か月から3年以下の非拘束矯正は、この法律に規定される重大でない犯罪、重大な犯罪を犯したが、定職を有するか住所が明確であり、罪を犯した者を社会から隔離する必要がないとみなされる者に対して適用する。
判決を受けた者が、すでに留置、勾留されている場合、留置、勾留期間を非拘束矯正刑の執行期間から差し引くが、留置、勾留の1日を非拘束矯正の3日に相当するものとする。
- 2. 裁判所は、非拘束矯正刑を受けた者が勤務、学習する機関、組織又は居住する場所の村レベル人民委員会機関に、その者の監督、教育を委託する。判決を受けた者の家族は、その者の監督、教育において、機関、組織又は村レベル人民委員会に協力する責任を有する。
- 3. 判決を受けた者は、判決執行期間中、非拘束矯正に関する規定に基づくいくつかの義務を実行しなければならず、5パーセントから20パーセントの範囲で収入の一部を差し引かれて国庫に納付される。特別の場合には、裁判所は収入差し引きを免除できるが、判決文に理由を明記しなければならない。
兵役に就いている判決執行者に対しては、収入差し引きを行わない。

² ベトナム語原文”hình phạt bổ sung”。日本の刑法で言う付加刑に近い。

4. 非拘束矯正刑を受けた者が、仕事を持たないか、この刑罰の執行期間中に仕事を失った場合は、非拘束矯正期間中にいくつかの社会奉仕労働の仕事を行わなくてはならない。
社会奉仕労働の期間は、1日4時間を超えず、1週間に5日を超えない。
妊婦又は6か月齢未満の子供を養育中の女性、老弱者、治癒困難な病気にかかっている者、重度又は特別に重度の障害者に対しては、社会奉仕労働の方法を適用しない。
非拘束矯正の判決を受けた者は、刑事訴訟法に規定する義務を実行しなくてはならない。

第37条 退去強制

退去強制とは、判決を受けた外国人にベトナム社会主義共和国の領土から出ることを強制することをいう。

退去強制は、具体的な場合ごとに、裁判所が主刑又は補充刑として適用する。

第38条 有期懲役

1. 有期懲役は、判決を受けた者に一定の期間、拘禁施設で刑罰の執行を強制することである。
一つの罪を犯した者に対する有期懲役は、最小で3か月間、最大で20年間とする。
留置、勾留の期間は、留置、勾留の1日を懲役の1日相当として、懲役刑の執行期間に繰り入れる。
2. 意図せず重大でない犯罪を初めて犯し、居住地が明確な者に対しては、有期懲役刑を適用しない。

第39条 終身刑

終身刑は、特別に極めて重大な犯罪を犯したが、死刑に処すほどではない者に適用される無期限の懲役刑である。

罪を犯した18歳未満の者には終身刑を適用しない。

第40条 死刑

1. 死刑は、国家安全侵犯、人命侵害の罪、麻薬、汚職に関する犯罪、その他この法律に規定されるいくつかの特別に極めて重大な犯罪を犯した者に対してのみ適用する特別な刑罰である。
2. 罪を犯したときに18歳未満の者や、罪を犯したとき又は審理中に、妊娠中の女性、36か月齢未満の子供を育てている女性又は満75歳以上の者に対しては、死刑を適用しない。
3. 以下の場合のいずれかに該当するときは、判決を受けた者に対する死刑を執行しない。
 - a) 妊娠中の女性又は36か月齢未満の子供を育てている女性
 - b) 満75歳以上の者
 - c) 財産横領罪、収賄罪で死刑判決を受けたが、判決後に横領、収賄した財産の少なくとも4分の3を主体的に返納し、かつ犯罪の発見、捜査、処理において職能機関に積極的に協力するか、大きな功績を立てた者
4. 本条第3項に規定する場合又は死刑判決を受けた者が減刑される場合、死刑は終身刑に変更される。

第41条 一定の職務の担当禁止、職業又は仕事への就業禁止

一定の職務の担当禁止、職業又は仕事への就業禁止は、判決を受けた者がその職務を担当し、職業又は仕事に就業することを認めると社会に危害を引き起こす可能性があると判断されるときに適用される。

禁止期間は、懲役刑の服役終了日から、又は主刑が戒告、罰金、非拘束矯正の場合又は執行猶予の判決を受けた場合には判決が法的効力を有する日から 1 年から 5 年までとする。

第 42 条 居住禁止

居住の禁止とは、懲役の判決を受けた者をいくつかの一定の地方に一時居住又は定住させないことである。

居住禁止期間は、懲役刑の服役終了日から 1 年から 5 年までとする。

第 43 条 保護観察

保護観察は、懲役の判決を受けた者が、一定の地方で地方行政機関及び住民の監督と教育の下で、居住し、生計を立て、矯正することを強制することである。保護観察の期間中、判決を受けた者は勝手に居住地を離ることはできず、この法律の第 44 条の規定に基づいて、いくつかの公民権が剥奪され、一定の職業又は仕事への就業が禁止される。

保護観察は、国家の安全を侵犯する罪を犯した者、危険な再犯者又はその他この法律に規定される場合に適用される。

保護観察期間は、懲役刑の服役終了日から 1 年から 5 年までとする。

第 44 条 いくつかの公民権の剥奪

1. 国家の安全を侵犯する罪又はこの法律が規定する場合の他の犯罪について懲役の判決を受けたベトナム公民は、以下の一つ又はいくつかの公民権を剥奪される。
 - a) 国家権力機関の代表への立候補権
 - b) 国家機関に勤務する権利及び人民武装勢力で職務を行う権利
2. いくつかの公民権を剥奪される期間は、懲役刑の服役終了日又は判決を受けた者が執行を猶予された場合は判決が法的な効力を有した日から 1 年から 5 年までとする。

第 45 条 財産の没収

財産の没収とは、判決を受けた者が所有する財産の一部又は全部を剥奪して国庫に納めることである。

財産の没収は、国家の安全を侵犯する重大な犯罪、極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪、麻薬、汚職に関する犯罪又はこの法律に規定される場合の他の犯罪について判決を受けた者に対してのみ適用される。

財産の全部を没収するときも、判決を受けた者及びその家族が生活する条件は残す。

第 7 章 司法措置

第 46 条 司法措置

1. 罪を犯した者に対する司法措置は以下を含む。
 - a) 犯罪に直接関係する物品、金銭は没収する
 - b) 財産を返還し、損害を修復、賠償する。公的に謝罪させる
 - c) 病気治療を強制する
2. 罪を犯した営利法人に対する司法措置は以下を含む。
 - a) 犯罪に直接関係する物品、金銭は没収する
 - b) 財産を返却し、損害を修復、賠償する。公的に謝罪させる

- c) 当初の状態を回復する
- d) 続けて発生する損害を修復、防止するいくつかの手段を実行する

第47条 犯罪に直接関係する物品と金銭の没収

1. 国庫への没収又は没収廃棄は次の物に適用される。
 - a) 犯罪に使用された道具及び機材
 - b) 犯罪で得た物品又は金銭、又はそれらの売買、交換で得た物品又は金銭、犯罪による不正な利益
 - c) 国が貯蔵又は流通を禁止している物品
2. 罪を犯す者が違法に奪取又は使用した物品、金銭については、没収せず、法的所有者又は管理者に返還される。
3. それ以外の者の物品、金銭は、その者の落ち度により罪を犯す者がそれを使用して罪を犯した場合、没収することができる。

第48条 財産の返却、損害の修復又は損害賠償、公的謝罪の強制

1. 罪を犯した者は、横領した財産を法的所有者又は管理者に返還しなくてはならず、犯罪行為に起因することが確認された物的損害を修復又は賠償しなくてはならない。
2. 犯罪が精神的損害を引き起こした場合、裁判所は被害者への物的賠償、公的謝罪を罪を犯した者に強制する。

第49条 強制病気治療

1. この法律の第21条に規定する病気にかかりながら社会にとって危険な行為を行った者に対しては、検察院又は裁判所は法医学鑑定、精神法医学鑑定の結論に基づいて、強制的に治療させるために専門の治療施設送致を決定できる。
 2. 刑事責任能力のあるときに罪を犯したが、判決を受ける以前に病気にかかり認識能力を失うか自らの行為を制御する能力を失うに至った場合、裁判所は法医学鑑定、精神法医学鑑定の結論に基づいて、強制的に治療させるために専門の治療施設送致を決定できる。病気が回復した後、その者は刑事責任を負わなくてはならないことがある。
 3. 服役中に病気にかかり認識能力を失うか自らの行為を制御する能力を失うに至った者に対して、裁判所は法医学鑑定、精神法医学鑑定の結論に基づいて、強制的に治療させるために専門の治療施設送致を決定できる。病気が回復した後、他の刑罰執行免除の理由がなければ、その者は引き続き刑罰を受けなくてはならない。
- 強制的な病気治療の期間は、懲役刑の執行期間に繰り入れる。

第8章 刑罰の決定

第1節 刑罰決定に関する総則

第50条 刑罰決定の根拠

1. 刑罰を決定する際、裁判所はこの法律の規定に基づいて、犯罪行為の性質及び社会に対する危険度、罪を犯した者の経歴、刑事责任を加減すべき事由を勘案する。
2. 罰金刑の適用を決定する際、本条第1項の規定に基づく以外に、裁判所は罪を犯した者の資産状況、施行能力に基づき決定する。

第 51 条 刑事責任の減輕事由

1. 以下の事由は刑事責任を減輕する事由となる。
 - a) 罪を犯した者が犯罪被害を防止又は減輕した
 - b) 罪を犯した者が自発的に損害を修復、賠償するか、損害を修復した
 - c) 正当防衛の限度を超えた場合の犯罪
 - d) 緊急避難の必要の限度を超えた場合の犯罪
 - dd) 犯罪者を逮捕する際に必要限度を超えた場合の犯罪
 - e) 被害者が引き起こした違法行為により精神的に誘発された場合の犯罪
 - g) 自ら引き起こしたものでない特別に困難な状況を理由とする犯罪
 - h) 罪を犯したが、損害を起こすに至らなかったか被害が大きくなかった
 - i) 初めて犯した罪で、重大でない場合に該当する
 - k) 他人に脅迫又は強要されたことを理由とする犯罪
 - l) 自らの過誤が引き起こしたものでなく認識能力が不足した場合の犯罪
 - m) 立ち遅れた意識による犯罪
 - n) 罪を犯した者が妊婦である
 - o) 罪を犯した者が満 70 歳以上である
 - p) 罪を犯した者が重度の障害者又は特別に重度の障害者である
 - q) 罪を犯した者が認識能力又は自らの行為を制御する能力が不足する病気の患者である
 - r) 罪を犯した者が自首した
 - s) 罪を犯した者が真摯に自白するか悔悟している
 - t) 罪を犯した者が責任を有する機関に犯罪発見又は事件の解決において積極的に協力した
 - u) 罪を犯した者に贖罪の功績があった
 - v) 罪を犯した者が生産、戦闘、学習又は業務に傑出した成績を収めた者である
 - x) 罪を犯した者が革命功労者、又は烈士³の父、母、妻、夫若しくは子である
2. 刑罰を決定する際、裁判所は出頭又はその他の事由を減輕事由とみなせるが、判決中に減輕の理由を明記しなくてはならない。
3. この法律に罪又は刑罰枠を定める要因として規定されている減輕事由は、刑罰を決定する際の減輕事由とみなされない。

第 52 条 刑事責任の加重事由

1. 以下の事由のみが刑事責任を加重する事由である。
 - a) 組織的な犯罪
 - b) 専業的な性質を有する犯罪
 - c) 職務、権限を濫用した犯罪
 - d) 無法者的な性質を有する犯罪
 - dd) 卑劣な動機による犯罪

³ 通常、革命等の功労者で、殉職（死亡）した者を指す。

- e) 故意に最後まで犯罪を実行した
 - g) 2回以上罪を犯した
 - h) 再犯又は危険な再犯
 - i) 16歳未満者、妊婦、又は満70歳以上の者に対する犯罪
 - k) 自衛することのできない状態にある者、重度の障害者又は特別に重度の障害者、認識能力が不足した者又は物質的、精神的、業務その他の面で自分に従属している者に対する犯罪
 - l) 戦争状況、緊急事態、自然災害、疫病その他社会の特別な困難な状況を利用した犯罪
 - m) 巧妙、策略的、又は悪辣な手段を使った犯罪
 - n) 多数者に危害を引き起こす可能性のある手段、又は機材を使った犯罪
 - o) 18歳未満の者に犯罪を教唆した
 - p) 逃走や犯罪隠匿のために策略的又は凶惡な行動を行った
2. この法律に規定される事由が罪又は刑罰枠を定める要因である場合は、加重事由とみなされない

第 53 条 再犯、危険な再犯

1. 再犯とは、判決を受け、前科が抹消されないうちに再び故意に犯罪行為を行うか、故意ではないが極めて重大な犯罪、特別に極めて重大な犯罪の犯罪行為を行う場合である。
2. 次のような場合は危険な再犯とみなされる。
 - a) 故意による極めて重大な犯罪、特別に極めて重大な犯罪で判決を受け、前科が抹消されないうちに再び故意に極めて重大な犯罪、特別に極めて重大な犯罪の犯罪行為を行う
 - b) 再犯し、前科が抹消されないうちに再び故意に犯罪行為を行う

第 2 節 具体的な場合における刑罰の決定

第 54 条 適用される刑罰枠の下限を下回る刑罰の決定

1. 罪を犯した者にこの法律の第 51 条第 1 項に規定する減輕事由が少なくとも 2 つあるとき、裁判所は適用される刑罰枠の下限を下回る刑罰を決定することができるが、法の条文の次に軽い刑罰枠内でなくてはならない。
2. 初めて罪を犯した者が共犯事件のうちの帮助者だったが役割が重要でなかった場合は、裁判所は適用される刑罰枠の下限を下回る刑罰を決定することができるが、該当する法の条文の次に軽い刑罰枠内である必要はない。
3. 本条第 1 項又は第 2 項に規定する条件を満たすが、法の条文に一つしか刑罰枠がないか、その刑罰枠が最も軽い刑罰枠である場合、裁判所は、最も軽い刑罰枠より更に軽い刑罰に、又は他のより軽い種類の刑罰に変える決定ができる。減輕の理由は判決に明記されなくてはならない。

第 55 条 複数の罪を犯した場合の刑の決定

複数の罪を犯したの 1 人の者を一度に審理するとき、裁判所は罪ごとに刑罰を決定し、以下の規定に基づいて刑罰を併合する。

1. 主刑について

- a) 宣告された各刑罰が共に非拘束矯正又は有期懲役であるときは、それらの刑罰を併合して共通刑とする。この共通の刑は非拘束矯正については 3 年、有期懲役については 30 年を超えてはならない
 - b) 宣告された各刑罰が非拘束矯正、有期懲役であるときは、本条第 1 項 a 号の規定に基づき併合して共通刑にするために、非拘束矯正の 3 日を懲役の 1 日の比率として非拘束矯正を有期懲役に変更する
 - c) 宣告された各刑罰のうち最も重い刑罰が終身刑であるときは、共通刑は終身刑とする
 - d) 宣告された各刑罰のうち最も重い刑罰が死刑であるときは、共通刑は死刑とする
 - dd) 罰金は他の種類の刑罰と併合しない。各罰金は併合して共通の罰金とする
 - e) 退去強制は他の種類の刑罰と併合しない
2. 補充刑について
- a) 宣告された各刑罰が同じ種類であるときは、その種類の刑罰に関してこの法律で規定される限度内で共通刑が決定される。罰金刑については、複数の罰金を併合して共通の罰金とする
 - b) 宣告された各刑罰が異なる種類であるときは、判決を受けた者は、宣告されたすべての刑罰に服さなければならぬ

第 56 条 複数の判決による刑の併合

1. ある判決を執行しなくてはならない者が、この判決の出る前に犯した罪で審理される場合、裁判所は審理中の罪について刑罰を決定し、その後この法律の第 55 条の規定に基づいて共通刑を決定する。
前の判決の刑罰が執行された期間は、共通刑の執行期間に繰り入れられる。
2. ある判決の執行中に新しい犯罪行為を行った者を審理するとき、裁判所は新しい罪に対する刑罰を決定し、その後、前の判決の未執行の刑罰と併合して、この法律の第 55 条の規定に基づいて共通刑を決定する。
3. 法的効力のある各判決を執行される者で、各判決の刑罰がまだ併合されない場合、権限を有する裁判所長は本条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて、各判決の刑罰を併合する決定を出す。

第 57 条 犯罪準備、犯罪未遂の場合における刑罰の決定

1. 犯罪準備行為及び犯罪未遂行為については、行為の性質、社会に対する危険性、犯罪意図の実行の程度、その他犯罪が最後まで実行できなかった事由に基づいて、相応する犯罪に関するこの法律の条文に従って刑罰が決定される。
2. 犯罪準備の場合は、具体的な法の条文に規定される刑罰枠の範囲内で刑罰が決定される。
3. 犯罪が未遂の場合については、適用する法の条文に最高刑を終身刑又は死刑とする規定がある場合は、20 年を超えない刑罰を適用する。有期懲役の場合、刑期は条文が規定する懲役期間の 4 分の 3 を超えない。

第 58 条 共犯の場合における刑の決定

共犯者に対する刑を決定するとき、裁判所は共犯の性質、それぞれの共犯者の犯罪関与の性質や程度を考慮しなければならない。

いずれかの共犯者の減輕、加重の又は刑事責任免除の事由は、その共犯者にのみ適用される。

第 59 条 刑罰の免除

この法律の第 54 条第 1 項及び第 2 項に規定する場合で、特別な情状酌量に値するが、刑事責任を免除されるには至らない場合、罪を犯した者は刑事責任を免除されることがある。

第 9 章 判決執行の時効、刑罰執行の免除、刑罰執行期間の短縮

第 60 条 判決執行の時効

1. 判決執行の時効とはこの法律に規定する期限であり、その期限に至ると、判決を受けた者、判決を受けた當利法人が宣告された判決を執行する必要がなくなる。
2. 判決を受けた者に対する刑事判決執行の時効は以下のように規定される。
 - a) 罰金、非拘束矯正又は 3 年以下の懲役刑の場合については 5 年
 - b) 3 年を超える 15 年までの懲役刑の場合については 10 年
 - c) 15 年を超える 30 年までの懲役刑の場合については 15 年
 - d) 終身刑又は死刑の場合については 20 年
3. 嘗利法人に対する刑事判決執行の時効は 5 年とする
4. 刑事判決執行の時効は、判決が法的効力を有した日から計算される。判決を受けた者、當利法人が本条第 2 項及び第 3 項に規定する期限内に新たな罪を犯した場合、時効は新たな罪を犯した日から再計算される
5. 本条第 2 項に規定する期限内に、判決を受けた者が故意に逃亡して指名手配された場合、時効はその者が出頭するか逮捕された日から再計算される

第 61 条 判決執行の時効の不適用

この法律の第 13 章及び第 26 章に規定する罪に対しては、判決執行の時効を適用しない。

第 62 条 刑罰執行の免除

1. 判決を受けた者は、特赦又は大赦を受けるとき、刑罰の執行を免除される。
2. 非拘束矯正又は 3 年までの有期懲役の判決を受けた者がまだ刑罰の執行を受けていない場合、検察院院長の提案に基づいて、裁判所は以下の場合のいずれかに該当するとき、刑罰の執行免除を決定できる。
 - a) 判決を受けた後で功績を立てた
 - b) 治癒困難な病気にかかった
 - c) その者が法律を厳密に遵守し、家庭環境が特別に困難で、社会に対して危険でなくなったと判断される
3. 3 年以上の有期懲役の判決を受け、まだ刑罰を受けていない者が、功績を立てるか又は治癒困難な病気にかかり、社会に対して危険でなくなった場合は、検察院院長の提案に基づいて、裁判所は刑罰全体の執行免除を決定できる。
4. 3 年未満の有期懲役の判決を受け、刑罰の執行を一時停止された者は、一時停止された期間中に功績を立てるか又は法律を厳密に遵守しており、家庭環境が特別に困難で、その者が社会に対して危険でなくなった場合は、検察院院長の提案に基づいて、裁判所は残りの刑罰の執行免除を決定できる。

5. 罰金刑の判決を受けた者が、刑罰の一部を能動的に受けたが、自然災害、火災、事故又は病気が理由で長期的に特別に困難な経済環境に陥り、続けて残りの刑罰を受けることはできないか、大きな功績を立てた場合は、検察院院長の提案に基づいて、裁判所は残りの罰金の執行免除を決定できる。
6. 居住禁止又は保護観察に処せられた者が、すでに刑期の 2 分の 1 が執行され、良好に矯正しているときは、その者が刑罰を受ける場所の郡レベルの刑事判決執行機関の提案に基づき、裁判所は残りの刑罰の執行免除を決定できる。
7. 本条の規定に基づいて刑罰執行を免除される者も、判決の中で裁判所が言い渡した民事義務を全面的に実行しなくてはならない。

第 63 条 宣告した刑罰の減輕

1. 非拘束矯正、有期懲役又は終身刑の判決を受けた者が、一定の期間刑罰の執行を受け、多くの進歩があり、民事義務の一部を賠償した場合、権限を有する刑事判決執行機関の提案に基づいて、刑罰の執行機関の減刑決定を受けることがある。
初めて減輕の検討を受けるための刑罰の執行済み期間は、非拘束矯正、有期懲役については期間の 3 分の 1、終身刑については 12 年とする。
2. 1 人の者は複数回減輕を受けることができるが、宣告された刑罰の 2 分の 1 は執行されなくてはならない。
終身刑の判決を受けた者は、初回は懲役 30 年に減輕され、複数回の減輕を受けても、実際の刑期が 20 年を下回ってはならない。
3. 複数の罪で判決を受け、その中に終身刑の判決を受けた罪のある者の場合、裁判所は 15 年懲役を執行した後にかぎり、初回は懲役 30 年への減輕を検討でき、複数回の減輕を受けても、実際の刑期が 25 年を下回ってはならない。
4. 刑罰を一部減輕されたが、故意に重大でない犯罪を新たに犯した者に対して、裁判所はその者が共通刑罰の 2 分の 1 の執行を終えた後にかぎり、初回の減刑を検討できる。
5. 刑罰を一部減輕されたが、重大な犯罪、非常に重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を新たに犯した者に対して、裁判所はその者が共通刑罰の 3 分の 2 の執行を終えた後にかぎり、又は共通刑罰が終身刑の場合は本条第 3 項の規定に基づいて初回の減刑を検討できる。
6. 死刑判決を受けたが恩赦による減輕を受けた者又はこの法律の第 40 条第 3 項 b 号又は c 号に規定する場合の死刑判決を受けた者については、初回減輕を検討されるための刑罰執行済みの期間は 25 年とし、複数回の減輕を受けても、実際の刑期は 30 年を下回ってはならない。

第 64 条 特別な場合における刑罰執行期間の減輕

判決を受けた者が、功績を立てた、極めて老弱である、又は治癒困難な病気にかかっているなど寛刑を受けるに値する理由のある場合、裁判所はこの法律の第 63 条に規定する期間や限度に比べて、より早い時期に又は減輕の時期又はより高い限度で減輕を検討することができる。

第 65 条 執行猶予

1. 懲役刑が 3 年を超えないときは、罪を犯した者の人間性や減輕事由に基づき、懲役刑の執行を強制する必要がないと考えられる場合、裁判所は執行を猶予して、1 年から 5 年の試行期間を設定し、刑事訴訟法の規定に基づいて、試行期間中の義務を実行させる。

2. 試行期間中、裁判所は、勤務地又は居住地の機関、組織又は居住している場所の地方行政に執行猶予を受けた者の監督、教育を委任する。判決を受けた者の家族は、その者の監督、教育について機関、組織、地方行政に協力する責任を有する。
3. 適用する法律の条文にこの刑罰の規定があれば、裁判所は補充刑の執行猶予を受けた者に対して適用を決定することができる。
4. 執行猶予を受けた者が試行期間の 2 分の 1 を終え、多くの進歩があれば、監督と教育の責任を有する機関、組織の提案に基づいて、裁判所は試行期間の短縮を決定することができる。
5. 試行期間中に、執行猶予を受けた者が故意に刑事判決執行法の規定に基づく義務に 2 回以上違反した場合、裁判所は執行を猶予した判決の懲役刑の執行をその者に受けさせるよう検討することができる。故意に新しい罪を犯した場合、裁判所はその者に前の判決の刑罰を受けさせ、この法律の第 56 条の規定に基づいて、新しい判決の刑罰と併合する。

第 66 条 条件付き仮釈放

1. 重大な犯罪、極めて重大な犯罪若しくは特別に極めて重大な犯罪で懲役刑の執行を受けている者で刑期の減輕を受けた者、又は重大でない犯罪で懲役刑の執行を受けている者は、以下の条件をすべて満たす場合、仮釈放されることがある。
 - a) 初犯である
 - b) 多くの進歩があり、良好な矯正の意識がある
 - c) 明確な居住地がある
 - d) 罰金刑、裁判費用及び民事賠償義務の補充刑の執行を終えている
 - dd) 有期懲役刑については刑期の少なくとも 2 分の 1、又は有期刑に減輕された終身刑については少なくとも 15 年の執行を終えている
罪を犯した者が革命功労者及びその親族満 70 歳以上の者、重度又は特別に重度の障害者、36 か月齢未満の子供を養育している女性の場合、有期懲役の場合は執行を受けた期間が少なくともその 3 分の 1 以上経過、又は終身刑が有期刑に減輕された場合については執行を受けた機関が少なくとも 12 年以上経過している
 - g) 本条第 2 項に規定する犯罪の場合のいずれにも該当しない
2. 本条の規定は、以下の場合のいずれかに該当する判決を受けた者には適用しない。
 - a) 国家の安全を侵犯する罪、テロ罪、平和を破壊する罪、人類に対する罪、戦争犯罪で判決を受けた者又は人の生命、健康、人間性を故意に侵害した罪で懲役 10 年以上の判決を受けた者、財産奪取、財産奪取目的の誘拐や麻薬の違法な製造、違法な売買、奪取の罪で懲役 7 年以上の判決を受けた者
 - b) 死刑判決を受けて恩赦減輕された者又はこの法律の第 40 条第 3 項に規定する場合に該当する者
3. 権限を有する刑事判決執行機関の提案に基づいて、裁判所は判決を受けた者に対する条件付き仮釈放を決定する。条件付き仮釈放を受けた者は、試行期間に各義務を履行しなくてはならない。試行期間は懲役刑の残り期間と同じとする。

4. 条件付き仮釈放を受けた者が、試行期間中、故意に 2 回以上義務に違反するか、2 回以上行政違反処罰を受けた場合、裁判所はその者に対する残りの条件付き仮釈放の決定を取り消し、未執行の残りの懲役刑を執行させることができる。
その者が試行期間中に、新たな罪を犯した場合、裁判所はその者に対して、新たな判決の刑罰の執行を受けさせ、この法律の第 56 条の規定に基づいて、前の判決の未執行の懲役刑と併合する。
5. 条件付きの仮釈放を受ける者が試行期間の少なくとも 2 分の 1 を執行し、多くの進歩がある場合、権限を有する刑事判決執行機関の提案に基づいて、裁判所は試行期間の短縮を決定することができる。

第 67 条 懲役刑の執行延期

1. 懲役刑に処せられた者は、以下の場合に刑の執行を延期されることがある。
 - a) 重病にかかった場合には、健康を回復するまで延期される
 - b) 妊娠中の女性又は 36 か月未満の子供を養育している女性は、子供が満 36 か月齢に達するまで、延期される
 - c) 家族の中で唯一の働き手であり、懲役刑を執行されることで家族が特別な困難に直面する場合、1 年まで延期される。ただし、国家の安全を侵犯する罪又は極めて重大な犯罪又は特別に重大で判決を受けた場合を除く
 - d) 重大でない犯罪で判決を受けた場合は、公務の必要性により、1 年まで延期される
2. 懲役執行延期中に、執行延期された者が新たな罪を犯したときは、裁判所は、前刑罰の執行を強制し、この法律の第 56 条の規定に基づいて、新しい判決の刑罰と併合しなくてはならない。

第 68 条 懲役刑の一時停止

1. 懲役刑執行中の者が、この法律の第 67 第 1 項に規定する場合のいずれかに該当するときは、懲役刑執行の一時停止を受けることがある。
2. 一時停止期間は懲役刑の執行期間に算入されない。

第 10 章 前科の抹消

第 69 条 前科の抹消

1. 判決を受けた者は、この法律の第 70 条から第 73 条までの規定に基づいて、前科が抹消される。
前科が抹消された者は、判決を受けなかったと同様にみなされる。
2. 過失による重大でない犯罪、重大な犯罪で判決を受けた者及び刑罰を免除された者は、前科があるとはみなされない。

第 70 条 前科の必然的抹消

1. この法律の第 13 章及び第 26 章に規定する罪以外で判決を受けた者が主刑、執行猶予の試行期間が終了するか、判決執行の時効となり、本条第 2 項及び第 3 項に規定する条件を満たすときは、必然的に前科の抹消が適用される。

2. 主刑の執行を終えるか執行猶予の試行期間が終了し、判決を受けた者が補充刑、その他判決の決定の執行を終え、以下の期間に新たな犯罪を行わなかった場合、その者は必然的に前科の抹消を受ける。
 - a) 戒告、罰金、非拘束矯正、執行猶予付き懲役刑を受けた場合は 1 年
 - b) 5 年までの懲役の場合は 2 年
 - c) 5 年以上 15 年以下の懲役の場合は 3 年
 - d) 15 年以上の懲役、終身刑又は死刑で減輕された場合は 5 年

判決を受けた者が保護観察、居住禁止、一定の職務の担当、職業又は仕事への就業禁止、公民権の一部剥奪の補充刑の執行執行中であり、執行期間が本項 a, b, c 号に規定する期間より長い場合、必然的に前科を抹消される期間は、その者が補充刑の執行を終える期間に一致する
3. 判決を受けた者が、判決執行の時効に至り、本条第 2 項に規定する期間内に新たな犯罪行為を行わなかった場合、必然的に前科の抹消を受ける。
4. 司法履歴データベースの管理機関は、判決を受けた者の前科状況に関する情報を更新する責任を有し、本条第 2 項及び第 3 項に規定する条件を満たす場合、必要に応じて、前科のないことを証明する司法履歴票を発給する。

第 71 条 裁判所の決定による前科の抹消

1. この法律の第 13 章及び第 26 章に規定する罪の 1 つで有罪判決を受けた者には、裁判所の決定による前科の抹消が適用される。
行われた犯罪の性質、判決を受けた者の遵法態度、労働態度及び本条第 2 項の各条件に基づいて、裁判所は、前科の抹消を決定する。
2. 主刑の執行を終えるか執行猶予の試行期間が終了して以後、判決を受けた者が補充刑、その他判決の決定の執行を終え、以下の期間に新たな犯罪を行わなかった場合、その者は裁判所から前科抹消の決定を受ける。
 - a) 戒告、非拘束矯正又は執行猶予付き判決を受けた場合は 3 年
 - b) 5 年以下の懲役の場合は 5 年
 - c) 5 年を超える 15 年以下の懲役の場合は 7 年
 - d) 15 年を超える懲役、又は終身刑若しくは死刑で減輕された場合は 7 年

判決を受けた者が保護観察、居住禁止又は公民権の一部剥奪の補充刑の執行中であり、執行期間が本項 a 号又は b 号に規定する期間より長い場合、裁判所は、その者が補充刑の執行を終えた時から前科を抹消する決定をするものとする。
3. 初回の前科抹消申請を裁判所に却下された者は、1 年後に再度の前科抹消申請を行うことができる。2 回目からの申請却下の場合は、それぞれその 2 年後でなければ再度の前科抹消申請を行えない。

第 72 条 特別な場合における前科の抹消

判決を受けた者に明らかな進歩がみられ、功績を立て、その者の勤務地の機関、組織又はその者の居住地の地方行政機関から提案を受けた場合、その者がこの法律の第 70 条第 2 項及び第 71 条第 2 項に規定する期間の少なくとも 3 分の 1 を満たしていれば、裁判所は前科の抹消を決定する。

第73条 前科抹消のための期限の計算方法

1. 本法律の第70条及び第71条に規定する前科抹消のための期限は、宣告された主刑に基づく。
2. 判決を受けた者で、前科が抹消されていないにもかかわらず新たな罪を犯し、裁判所から法的効力を有する判決を受けた者は、元の前科を抹消するための期限は、新しい判決の主刑の執行又は試行期間を終えた日か、新しい判決が施行効力を失った日から再計算される。
3. 複数の罪を犯して判決を受けた者で、必然的な前科抹消に該当し、裁判所の決定に基づいて前科を抹消される場合に該当する罪のあるときは、この法律の第71条に規定する期間に基づいて、裁判所はその者に対する前科の抹消を決定する。
4. 残りの刑罰の執行を免除された者も、刑罰の執行を終えたと同様にみなされる。

第11章 罪を犯した営利法人に対する規定

第74条 罪を犯した法人に対する刑法の規定適用

罪を犯した営利法人は、本章の規定に基づき、また本章の規定に反しないこの法律の第1部の他の規定に基づいて刑事責任を負わなくてはならない。

第75条 営利法人の刑事責任を負う条件

1. 営利法人は以下の条件を満たすときにのみ刑事責任を負わなくてはならない。
 - a) 犯罪行為が営利法人の名前で行われた
 - b) 犯罪行為が営利法人の利益のために行われた
 - c) 犯罪行為が、営利法人の指導、運営又は承認を受けて行われた
 - d) この法律の第27条第2項及び第3項に規定する刑事責任追及の時効に至っていない
2. 営利法人に対する刑事責任の追及は、個人の刑事責任を排除しない。

第76条 営利法人が刑事責任を負う範囲

営利法人は以下の罪についてのみ刑事責任を負わなくてはならない。

1. 第188条、第189条、第190条、第191条（、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第200条、第203条、第209条、第210条、第211条、第213条、第216条、第217条、第225条、第226条、第227条、第232条（、第234条、第235条、第237条、第238条、第239条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第300条及び第324条

第77条 罰金

1. 罰金は罪を犯した営利法人に対する主刑又は補充刑として適用される。
2. 罰金額は犯罪の性質、危険の程度に基づき、罪を犯した営利法人の財政状況を考慮して決定されるが、5,000万ドンを下回ってはならない。

第78条 期限付き営業停止

1. 期限付き営業停止とは、営利法人が罪を犯して人の生命、健康、環境又は社会の安寧、秩序、安全に損害を引き起こし、かつ引き起こした損害が実際に修復可能である場合に、当該の一つ又はいくつかの領域で営利法人の営業を一時的に停止することである。
2. 営業停止期間は6か月から3年とする。

第 79 条 無期限の営業中止

1. 無期限の営業中止とは、営利法人が罪を犯して損害を引き起こすか、多くの人の生命に損害を与える、環境事故を引き起こすか、社会の安寧、秩序、安全に損害を引き起こす実際の可能性があり、引き起こした損害を修復できない場合に、当該の一つ又はいくつかの領域で営利法人の営業を無期限に中止することである。
2. 営利法人が犯罪実行のためにのみ設立された場合は、すべての営業を無期限に中止される。

第 80 条 いくつかの一定の領域における経営の禁止、営業の禁止

1. いくつかの一定の領域における経営の禁止、営業の禁止は、判決を受けた営利法人が該当する領域における経営又は営業を続けると、人の生命、健康又は社会に対して危害を引き起こす可能性があると判断される場合に適用される。
2. 裁判所は経営又は営業が禁止される具体的な領域を決定する。
3. 経営禁止、営業禁止の期間は、判決が法的な効力を有した日から 1 年以上 3 年以下とする。

第 81 条 資金調達の禁止

1. 資金調達の禁止は、判決を受けた営利法人が資金調達すると、引き続き罪を犯す恐れがあると判断されるときに適用される。
2. 資金調達の禁止の形式には以下が含まれる。
 - a) 信用組織⁴、外国銀行の支店又は投資ファンドからの資金借り入れ禁止
 - b) 証券の発行、売り出しの禁止
 - c) 顧客の資金を調達することの禁止
 - d) 国内外の合弁、連結の禁止
 - dd) 不動産信託ファンドの設立禁止
3. 裁判所は本条第 2 項に規定する資金調達の一つ又はいくつかの形式の適用を決定する。
4. 資金調達禁止の期間は、判決が法的な効力を有した日から 1 年以上 3 年以下とする。

第 82 条 罪を犯した営利法人に対して適用する司法措置

1. 裁判所は罪を犯した営利法人に対して、以下の司法措置の適用を決定できる。
 - a) この法律の第 47 条及び第 48 条に規定する司法措置
 - b) 以前の状態への修復の強制
 - c) 損害が引き続き発生するのを防止、予防するためのいくつかの措置の強制執行
2. 裁判所は罪を犯した営利法人に対して、自らの犯罪行為が引き起こした変更を以前の状態に復帰させることを強制する司法措置の適用を決定できる。
3. 具体的な犯罪の場合ごとに基づいて、裁判所は罪を犯した営利法人に対して、犯罪の損害を修復、防止するために、以下の一つ又はいくつかの措置の実行強制を決定することができる。
 - a) 無許可又は許可証に適合しない建造物、建造物の一部の取り壊しを強制する
 - b) 環境汚染の状態、疫病の拡大の防止を強制する
 - c) 法律の規定に反して輸入されるか一時輸入されたが法律の規定に従って再輸出されないベトナム社会主義共和国の領土に持ち込まれた商品、物品、機材や、輸入されるか国境

⁴ 原語は “tổ chức tín dụng” で、要は金融機関のこと。

を越えて持ち込まれる知的所有権を侵害する商品、知的所有権を偽造した商品、知的所有権についての偽造商品を製造、経営するために主な使用される輸入機材、原料、資材を、違反要素を取り除いた後にベトナム社会主義共和国の領土から持ち出すか再輸出することを強制する

- d) 人の健康、家畜、作物、環境に害を与える商品、物品や有害な内容を有する物品又は法律の規定に基づいて廃棄の対象に該当する貯蔵物の廃棄を強制する
- dd) 商品、商品の包装、経営機材、物品上から違反要素を取り除くことを強制する
- e) 市場に流通している違反産品、商品の回収を強制する

第 83 条 罪を犯した営利法人に対する刑罰の決定根拠

刑罰決定の際、裁判所はこの法律の規定に基づいて、犯罪行為の性質と社会に対する危険の程度、営利法人の法律遵守及び営利法人に適用する刑事責任の減輕、加重事由を考慮する。

第 84 条 営利法人に適用する刑事責任の減輕事由

1. 以下の事由が刑事責任の減輕事由である。
 - a) 犯罪の作用を防ぐか減じた
 - b) 自発的に損害を修復、賠償するか被害を復旧した
 - c) 罪を犯したが、損害を引き起こさないか、大きくない損害を引き起こした
 - d) 犯罪の発見又は事件解決過程で訴訟進行機関に積極的に協力した
 - dd) 社会政策の実行に多くの貢献がある
2. 刑罰を決定する際、裁判所は他の自由を減輕事由とみなすことができるが、判決に減輕事由を明記しなくてはならない。
3. この法律に規定されている減輕事由が罪や枠を定める指標となる場合には、刑罰を決定する際の減輕事由とはみなされない。

第 85 条 営利法人に適用する刑事責任の加重事由

1. 以下の事由のみが刑事責任の加重事由である。
 - a) 他の営利法人と共に謀して罪を犯す
 - b) 故意に最後まで犯罪を実行する
 - c) 2回以上罪を犯す
 - d) 再犯又は危険な再犯
 - dd) 戦争状態、緊急事態、自然災害、疫病又はその他社会の特別な困難を利用して罪を犯す
 - e) 巧妙な手段を用いて罪を犯すか、罪を逃れ、隠蔽する
2. この法律に規定されている事由が罪又は刑罰枠を定める指標となる場合には、加重事由とはみなされない。

第 86 条 営利法人が複数の罪を犯した場合の刑罰の決定

複数の罪を犯した営利法人を一度に審理する際、裁判所は罪ごとに刑罰を決め、以下の規定に基づいて刑罰を併合する。

1. 主刑について。
 - a) 宣告された各刑罰がともに罰金である場合、各罰金は合計されて共通刑となる。罰金は他の刑罰と併合しない。

- b) 宣告された各刑罰が同じ領域の期限付き営業停止及び無期限の営業中止、又はいずれも無期限の営業中止の場合、いずれも併合した刑罰は、その領域における無期限の営業中止とする。
 - c) 宣告された各刑罰がいずれも同じ領域の期限付き営業停止の場合、それらは併合するものとする。この場合、併合後の停止期間は4年を超えないものとする。
 - d) 宣告された各刑罰がこの法律第79条第2項に規定された無期限営業中止の場合、併合した刑罰は全ての営業の中止とする。
 - dd) 宣告された各刑罰がいずれもそれぞれ異なる領域における期限付き営業停止、いずれもそれぞれ異なる領域における無期限の営業中止、又はいずれもそれぞれ異なる領域における期限付き営業停止及び無期限の営業中止の場合は、併合しない。
2. 補充刑について。
- a) 宣告された各刑罰が同じ種類の場合、共通の刑罰はこの法律がその刑罰について規定する範囲内で決定される。罰金刑についてのみ、各罰金は合計されて共通刑となる
 - b) 宣告された各刑罰が異なる種類の場合、判決を受けた営利法人は宣告された各刑罰をすべて執行しなくてはならない

第87条 複数判決の刑罰の併合

1. ある判決を執行中の営利法人が、その判決を受ける前に犯した罪で審理される場合、裁判所は審理中の罪について刑罰を決定し、その後に本法律第86条の規定に基づいて共通の刑罰を決定する。
期限付き営業停止、一定の以下の領域における経営禁止、営業禁止又は資金調達禁止に関する前の判決の刑罰執行済み期間は、共通の刑罰執行期間に繰り入れられる。
2. ある判決の執行を受けなくてはならない営利法人が新たな罪を犯して審理される場合、裁判所はこの法律の第86条の規定に基づいて新しい罪に対する刑罰を決定し、その後に前の判決の未執行分の刑罰と併合して共通の刑罰とする。
3. ある営利法人が法的な効力を有する複数の判決の執行を受けなくてはならないが、各判決の刑罰がまだ併合されていない場合、権限を有する裁判所長は本条第1項及び第2項の規定に基づいて各判決の刑罰を併合する決定を出す。

第88条 刑罰の免除

罪を犯した営利法人は、犯罪行為が引き起こした被害の全部を修復し、損害の全部を賠償したとき、刑罰を免除されることがある。

第89条 前科の抹消

判決を受けた法人は、主刑、補充刑、その他判決の決定の執行が終わるか、判決執行の時効に至ったときから2年以内に、営利法人が新たな犯罪行為を行わなかった場合に、必然的に前科を抹消される。

第 12 章

罪を犯した 18 歳未満の者に対し適用される規定

第 1 節 罪を犯した 18 歳未満の者の刑事処理についての総則

第 90 条 罪を犯した 18 歳未満の者に対する刑法の適用

罪を犯した満 14 歳以上 18 歳未満の者は、本章の規定に基づいて刑事責任を負い、本章の規定に反しないこの法律の第 1 部の他の規定に従わなくてはならない。

第 91 条 罪を犯した 18 歳未満の者に対する処理原則

1. 罪を犯した 18 歳未満の者の処置は、18 歳未満の者の最善の利益を図り、これらの者が過ちを正し、健全に成長し、社会に有益な公民となるよう教育、支援することを主な目的としなくてはならない。

罪を犯した 18 歳未満の者の処置は、年齢や、犯罪行為の社会に対する危険な性質に対するその者の認識能力、犯罪を引き起こした原因及び条件に基づかなくてはならない。

2. 罪を犯した 18 歳未満の者が、以下の場合のいずれかに該当し、多くの減輕事由があり、自発的に被害の大部分を修復しており、この法律の第 29 条に規定する場合に該当しないときは、刑事責任を免除され、本章第 2 節に規定する措置を適用されることがある。

a) 満 16 歳以上 18 歳未満の者が、この法律の第 134 条、第 141 条、第 171 条、第 248 条、第 249 条、第 250 条、第 251 条及び第 252 条に規定する場合を除いた重大でない犯罪又は重大な犯罪を犯した

b) 満 14 歳以上 16 歳未満の者が、この法律の第 123 条、第 134 条、第 141 条、第 142 条、第 144 条、第 150 条、第 151 条、第 168 条、第 171 条、第 248 条、第 249 条、第 250 条、第 251 条及び第 252 条に規定する場合を除いたこの法律の第 12 条第 2 項で定義される極めて重大な犯罪を犯した

c) 18 歳未満の者が共犯者であるが、事件における役割が大きくなかった

3. 罪を犯した 18 歳未満の者の刑事責任追及は、必要な場合にのみ実行され、人物の特性、犯罪行為の社会に対する危険性や、犯罪防止の必要性に基づかなくてはならない。

4. 審理の際、刑事責任の免除や第 2 節に規定する措置の一つの適用又は本章第 3 節に規定する教護院での教育措置の適用では教育、防止の目的が図れないとみられるときにのみ、裁判所は罪を犯した 18 歳未満の者に対して刑罰を適用する。

5. 罪を犯した 18 歳未満の者に対しては、終身刑又は死刑の処罰を行わない。

6. 他の刑罰や教育措置では戒めや防止の効果がないとみられるときにのみ、裁判所は罪を犯した 18 歳未満の者に対して有期懲役を適用する。

有期懲役で処罰する際、裁判所は罪を犯した 18 歳未満の者が、同様の罪を犯した 18 歳以上の者に対して適用する量刑よりも軽い量刑で、最も短い適切な期間で受けられるようにする。

罪を犯した 18 歳未満の者に対しては、付加刑を適用しない。

7. 罪を犯した 16 歳未満の者に宣告された判決は、再犯又は危険な再犯を確定するための前科としない。

第2節 刑事責任を免除される場合に適用する観察、教育措置

第92条 適用条件

捜査機関、検察院又は裁判所は、罪を犯した18歳未満の者又はその者の法的代理人がこれらの措置の一つの適用に同意するときにのみ、刑事責任の免除の決定や、戒告、地域社会における和解又は村・街区・市鎮⁵における教育措置の適用ができる。

第93条 戒告

1. 戒告は、以下の場合において、自らの犯罪行為、地域社会及び社会に対して引き起こした結果、自らの義務を明確に認識することを支援する目的で、罪を犯した18歳未満の者に適用される。
 - a) 満16歳以上18歳未満の者が本法律第91条第2項a号に挙げられた場合に該当し、重大でない犯罪を初めて犯した者
 - b) 18歳未満の者が共犯者であるが、事件における役割が大きくなかった者
2. 捜査機関、検察院又は裁判所は、戒告措置の適用を決定する。罪を犯した18歳未満の者に対する戒告は、18歳未満の者の父母又は合法的代理人の出席がなくてはならない。
3. 戒告を受ける者は以下の義務を実行しなくてはならない。
 - a) 居住、学習及び勤務に関する法律、内部規定及び規則を遵守する
 - b) 求められたときは権限を有する機関に出頭する
 - c) 地方が組織する学習、職業訓練プログラムに参加し、適切な形式の労働に従事する
4. 具体的な場合ごとに、権限を有する機関は、本条第3項b号及びc号に規定する義務の実行期間を3か月以上1年以下で定める。

第94条 地域社会における和解

1. 地域社会における和解は、以下の場合における18歳未満の者に適用される。
 - a) この法律の第91条第2項a号に規定する場合に該当する、重大でない犯罪又は重大な犯罪を犯した満16歳以上18歳未満の者
 - b) この法律の第91条第2項b号に規定する場合に該当する、極めて重大な犯罪を犯した満14歳以上16歳未満の者
2. 捜査機関、検察院又は裁判所は、村レベルの人民委員会と合同で、被害者又は被害者の合法的代理人が自発的に和解し、刑事責任の免除を提案するときは、和解を組織する。
3. 地域社会での和解を適用される者は、以下の義務を実行しなくてはならない。
 - a) 被害者に謝罪し、損害を賠償する
 - b) この法律の第93条第3項に規定する義務
4. 権限を有する機関は、事案によって、3か月以上1年以下の間で、本条3項a号に規定する謝罪および賠償のため、又は本法律第93条第3項b号若しくはc号で特定された義務の履行のための期限を設定するものとする。

⁵ ベトナム行政単位のxã（漢越語「社」）,phường（漢越語「坊」）,thị trấn（漢越語「市鎮」）の各意訳。

第 95 条 村、街区、市鎮での教育

1. 捜査機関、検察院又は裁判所は、以下のいずれかの場合に、罪を犯した 18 歳未満の者に対して、1 年以上 2 年以下、村、街区、市鎮での教育措置を適用することができる。
 - a) 満 16 歳以上 18 歳未満の者で、この法律の第 91 条第 2 項 a 号に規定する場合に該当する、重大でない犯罪又は重大な犯罪を犯した者
 - b) 満 14 歳以上 16 歳未満の者で、この法律の第 91 条第 2 項 b 号に規定する場合に該当する、極めて重大な犯罪を犯した者
2. 捜査機関、検察院又は裁判所により村レベル人民委員会に監督、教育を委託された者は、以下の義務を実行しなくてはならない。
 - a) 学習、労働に関する義務を十分に実行する
 - b) 家庭、村、街区、市鎮の監督、教育を受ける
 - c) 許可なく居住地を離れない
 - d) この法律の第 93 条第 3 項に規定する義務
3. 村、街区、市鎮で教育される者が期間の 2 分の 1 を執行し、かつ、多くの進歩がある場合、監督、教育の責任を委ねられた村レベル人民委員会の提案に基づいて、この措置を適用した機関は、村、街区、市鎮での教育期間を終えることを決定できる。

第 3 節 教護院での教育司法措置

第 96 条 教護院での教育

1. 裁判所は罪を犯した 18 歳未満の者に対して、犯罪行為の重大な性質や、その者の性格や生活環境により、その者を規律の厳しい教育組織に送る必要があると考えられる場合、1 年以上 2 年以下、教護院での教育措置を適用できる。
2. 教護院で教育を受ける者は、施設の管理、教育の下で、学習、職業学習、労働、生活に関する義務を十分に実行しなくてはならない。

第 97 条 教護院での教育措置の期限前終了

教護院で教育を受ける者が期間の 2 分の 1 を執行し、多くの進歩がある場合、管理、教育の責任を委ねられた教護院の提案に基づいて、裁判所は教護院での教育期間を終えることを決定できる。

第 4 節 刑罰

第 98 条 罪を犯した 18 歳未満の者に適用される刑罰

罪を犯した 18 歳未満の者はそれぞれの犯罪について、以下の刑罰のいずれかを適用される。

1. 戒告。
2. 罰金。
3. 非拘束矯正。
4. 有期懲役。

第 99 条 罰金

罰金は、収入を有するか個人資産を有する満 16 歳以上 18 歳未満の者に主刑として適用される。

罪を犯した満 16 歳以上 18 歳未満の者に対する罰金額は、法の条文の規定する罰金額の 2 分の 1 を超えない。

第 100 条 非拘束矯正

1. 非拘束矯正の刑罰は、過失により重大でない犯罪、重大な犯罪又は極めて重大な犯罪を犯した満 16 歳以上 18 歳未満の者又は故意に極めて重大な犯罪を犯した満 14 歳以上 16 歳未満の者に適用される。
2. 罪を犯した 18 歳未満の者に非拘束矯正の刑罰を適用するときは、その者の収入を源泉徴収しない。
罪を犯した 18 歳未満の者に対する非拘束矯正の期間は、法の条文が規定する期間の 2 分の 1 を超えない。

第 101 条 有期懲役

罪を犯した 18 歳未満の者に適用する有期懲役は、以下のように規定される。

1. 罪を犯したときに満 16 歳以上 18 歳未満の者には、適用される法の条文が終身刑又は死刑と規定している場合、適用される最高刑は懲役 18 年を超えない。有期懲役の場合、適用される最高刑は、法の条文が規定する期間の 4 分の 3 を超えない。
2. 罪を犯したときに満 14 歳以上 16 歳未満の者には、適用される法の条文が終身刑又は死刑と規定している場合、適用される最高刑は懲役 12 年を超えない。有期懲役の場合、適用される最高刑は、法の条文が規定する期間の 2 分の 1 を超えない。

第 5 節 刑罰の決定、刑罰の併合、刑罰の免除、前科の抹消

第 102 条 犯罪の準備、犯罪未遂の場合における刑罰の決定

1. 裁判所は、この法律の第 57 条第 1 項に規定する原則に従って、犯罪の準備、犯罪未遂を行った 18 歳未満の者に対する刑罰を決定する。
2. 犯罪を準備した満 14 歳以上 16 歳未満の者に対する最高刑は、適用される法の条文において犯罪準備行為に対する刑罰枠の中で規定される刑罰の 3 分の 1 を超えない。
犯罪を準備した満 16 歳以上 18 歳未満の者に対する最高刑は、適用される法の条文において犯罪準備行為に対する刑罰枠の中で規定される刑罰の 2 分の 1 を超えない。
3. 未遂の犯罪を行った満 14 歳以上 16 歳未満の者に対する最高刑は、この法律の第 99, 100, 101 条に規定する刑罰の 3 分の 1 を超えない。
未遂の犯罪を行った満 16 歳以上 18 歳未満の者に対する最高刑は、この法律の第 99, 100, 101 条に規定する刑罰の 2 分の 1 を超えない。

第 103 条 複数の罪を犯した場合の刑罰の統合

1. 複数の罪を犯した 18 歳未満の者を一度に審理する場合、裁判所はそれぞれの罪について刑罰を決定し、この法律の第 55 条の規定に基づいて刑罰を統合する。
共通の刑罰が非拘束矯正の場合、適用される最高刑は 3 年を超えない。共通の刑罰が有期懲役の場合、適用される最高刑は、罪を犯したときに満 16 歳以上 18 歳未満の者に対しては 18 年を超えてはならず、罪を犯したときに満 14 歳以上 16 歳未満の者に対しては 12 年を超えてはならない。
2. 複数の罪を犯した 18 歳未満の者で、満 16 歳以前に犯した罪と満 16 歳以後に犯した罪がある場合、適用する刑罰の併合は以下の通り。

- a) その者が満 16 歳の前に犯した罪に対して裁判所が宣告した刑罰が、満 16 歳以後に犯した罪に対して宣告した刑罰より重いか同等である場合、共通の刑罰は、本条第 1 項に基づいて、満 14 歳以上 16 歳未満の者に対する最高刑を超えない
 - b) その者が満 16 歳以後に行った罪に対して裁判所が宣告した刑罰が、満 16 歳以前に行った罪に対して宣告した刑罰より重い場合、共通の刑罰は、本条第 1 項に基づいて、満 16 歳以上 18 歳未満の者に対する最高刑を超えない
3. 複数の罪を犯した者で、満 18 歳以前に犯した罪があり、満 18 歳以後に犯した罪がある場合、適用する刑罰の併合は以下の通り。
- a) その者が満 18 歳以前に犯した罪に対して裁判所が宣告した刑罰が、満 18 歳以後に犯した罪に対して宣告した刑罰より重いか同等である場合、共通の刑罰は、本条第 1 項に規定する最高刑を超えない
 - b) その者が満 18 歳になって犯した罪に対して裁判所が宣告した刑罰が、満 18 歳未満で犯した罪に対して宣告した刑罰より重い場合、適用する共通の刑罰は、罪を犯した満 18 歳以上の者に対するのと同様に適用する

第 104 条 複数判決の刑罰の統合

判決の執行を受けている者が、この判決を受ける前又は後に犯した罪について再び審理される場合、刑罰の併合はこの法律の第 55 条及び第 56 条の規定に基づく。

共通の刑罰は、この法律の第 103 条に規定する最高刑を超えてはならない。

第 105 条 宣告された刑罰の減輕

1. 罪を犯した 18 歳未満の者が非拘束矯正又は懲役刑に処せられ、進歩があり、すでに刑期の 4 分の 1 を執行したときは、裁判所は減輕を検討する。懲役刑に対してのみ、刑罰ごとに 4 年まで減輕できるが、少なくとも刑期の 5 分の 2 を執行しているときに限られる。
2. 罪を犯した 18 歳未満の者が非拘束矯正又は懲役刑に処せられ、功績を立てるか治癒困難な病気にかかった場合、直ちに減輕を検討され、残りの刑罰の執行を免除されることがある。
3. 罪を犯した 18 歳未満の者が罰金刑を受けたが、自然災害、火災、事故又は病気により長期にわたって特別に困難な経済状況に陥った場合又は大きな功績を立てた場合、裁判所は検察院長の提案に基づいて、残りの罰金の執行について減輕又は免除を決定することができる。

第 106 条 条件付きの仮釈放

1. 懲役の執行を受けている 18 歳未満の者は、以下の条件を満たすとき、この法律の第 66 条第 2 項の規定に該当しない場合に仮釈放されることがある。
 - a) 初犯である
 - b) 多くの進歩があり、意識が良好に更生している
 - c) 刑期の 3 分の 1 を執行済みである
 - d) 明確な居住地がある
2. 条件付きの仮釈放は、この法律の第 66 条第 3, 4, 5 項の規定に基づいて実行される。

第 107 条 前科の抹消

1. 判決を受けた 18 歳未満の者は、以下の場合のいずれかに該当するとき、前科がないとみなされる。

- a) 満 14 歳以上 16 歳未満の者。
 - b) 故意のない重大でない犯罪、重大な犯罪、極めて重大な犯罪で判決を受けた満 16 歳以上 18 歳未満の者
 - c) 本章第 3 節に規定する司法措置を適用された者
2. 故意による極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪で判決を受けた満 16 歳以上 18 歳未満の者は、主刑の執行を終えるか、その者が新たな犯罪行為を行わずに判決執行の時効に至ってから 3 年後に、必然的に前科が抹消される。

第 2 部 犯罪

第 13 章 国家の安全を侵害する罪

第 108 条 国家反逆罪

1. 祖国 の独立、主権、統一、領土保全、社会主義体制、ベトナム社会主義共和国、国防・治安維持組織に危害を加えるために外国と通謀したベトナム公民は、12 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 多く減輕事由がある場合の犯罪は、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

第 109 条 人民政権倒壊活動罪

人民政権を倒壊させるために、組織を設立する活動を行うか参加した者は、以下のように処罰される。

1. 首謀者、教唆者、精力的に活動した者又は重大な損害を引き起こした者は、12 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 他の共犯者は、5 年以上 12 年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

第 110 条 間諜罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者は、12 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
 - a) ベトナム社会主義共和国に敵対する諜報、破壊活動を行うか、諜報、破壊活動のための拠点を作る
 - b) 外国の指導に従って諜報、破壊活動のための拠点を作り、密偵、地点指示、不法貯蔵、先導活動その他の行為を行い、外国人の諜報、破壊活動を帮助する
 - c) 国家機密を提供するか提供するために収集し、外国人がベトナム社会主義共和国に敵対して使用するための情報その他資料を収集、提供する
2. 重大でない場合の犯罪は、5 年以上 15 年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
4. 間諜を受けたが、与えられた任務を実行せず、権限を有する国家機関に自首し、真摯に自白する者は、この罪に関する刑事責任を免除される。

第 111 条 領土の安全を侵害する罪

ベトナム社会主義共和国の領土の安全に損害を与えるために、領土への侵入、国境線の不正な変更その他の行為を行った者は、以下のように処罰される。

1. 首謀者、精力的に活動する者又は重大な損害を引き起こした者は、12 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
2. 他の共犯者は 5 年以上 15 年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

第 112 条 反乱罪

人民政権に敵対するために、武装活動を行った者、組織的な暴力を用いた者、又は機関、組織若しくは個人の財産を略奪した者は、以下のように処罰される。

1. 首謀者、精力的に活動した者又は重大な損害を引き起こした者は、12 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 他の共犯者は 5 年以上 15 年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

第 113 条 人民政権に敵対するためのテロ罪

1. 人民の政権に敵対するために、幹部若しくは公務員その他の者の生命を侵害する者、又は機関、組織若しくは個人の財産を破壊した者は、12 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する場合は、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) テロ組織、テロ財政支援組織を設立する、それらに参加する場合
 - b) テロ分子を強要、誘導、募集、養成、訓練し、テロ分子のために武器を製造、提供する場合
 - c) 幹部若しくは公務員その他の者の身体的自由若しくは健康を侵害する、又は機関、組織若しくは個人の財産を占有し若しくは損害を与える場合
 - d) 機関、組織若しくは個人のコンピュータネットワーク、通信ネットワーク若しくは通信機器の作用に対し、攻撃を加える、侵害を行う、妨害する、又は異常を引き起こす場合
3. 本条第 1 項に規定されている犯罪を犯す脅迫する、又は幹部、公務員若しくは個人その他の者を精神的に脅迫する行為を行った者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
4. ベトナム社会主義共和国の国際関係に困難を与えるため、外国の個人、組織又は国際組織にテロを行った場合も、本条に基づいて処罰される。
5. この犯罪を準備した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

第 114 条 ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的基盤を破壊する罪

1. 政治、国防、治安、経済、科学技術、文化、社会の領域で、ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的基盤を破壊して人民政権への敵対を企図する者は、12 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 重大でない場合の犯罪は、5 年以上 15 年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

第 115 条 社会経済政策の実行を妨害する罪

1. 社会経済政策の実行を妨害して人民政権に敵対する者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
2. 重大でない場合の犯罪は、3年以上7年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

第 116 条 団結政策を妨害する罪

1. 人民政権に敵対するために、以下の行為のいずれかを行った者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 人民の階層間、人民と人民政権、人民武装勢力、政治社会組織の間に離間を引き起こす
 - b) ベトナムの諸民族共同体の中で、民族的憎悪、差別、離間を引き起こし、平等の権利を侵害する
 - c) 宗教を信じる者と宗教を信じない者の間や、さまざまな宗教を信じる者の間に離間を引き起こし、宗教信者と人民政権、政治社会組織の間に離間を引き起こす
 - d) 國際團結政策の実行を妨害する
2. 重大でない場合の犯罪は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

第 117 条 ベトナム社会主義共和国に敵対するために、情報、資料、物品を製作、貯蔵、散布又は宣伝する罪

1. ベトナム社会主義共和国に敵対するために、以下の行為のいずれかを行った者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 人民政権を歪曲、誹謗する内容の情報、資料、物品を製作、貯蔵、散布又は宣伝する
 - b) 捏造した内容の情報、資料、物品を製作、貯蔵、散布又は宣伝し、人民の間に混乱を引き起こす
 - c) 心理戦を引き起こす情報、資料、物品を製作、貯蔵、散布又は宣伝する
2. 特別に重大な場合の犯罪は、10年以上20年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第 118 条 治安壊乱罪

1. 人民政権に敵対するために、多数の者を扇動、誘導、集合させ、治安を壊乱し、公務執行者を妨害し、機関、組織の活動を妨害する者で、この法律の第 112 条に規定する場合に該当しないときは、5年以上15年以下の懲役に処す。
2. 他の共犯者は2年以上7年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

第 119 条 拘束施設破壊罪

1. 人民政権に敵対するために、拘束施設を破壊し、拘束施設からの脱走を組織し、被拘束者、被勾引者を逃走させるか、拘束施設から脱走させた者は、10年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。
2. 重大でない場合の犯罪は、3年以上10年以下の懲役に処す。

3. この犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第120条 人民政権に敵対するために、他人の外国への逃亡又は外国への逃亡滞在を組織し、強要し、教唆する罪

1. 人民政権に敵対するために、他人の外国への逃亡又は外国への逃亡滞在を組織し、強要し、教唆する者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
2. 特別に重大な場合の犯罪は、12年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。
3. この犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第121条 人民政権に敵対するために国外逃亡するか外国に滞留する罪

1. 人民政権を反対するために、外国への逃亡又は外国への逃亡滞在を行う者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
2. 特別に重大な場合の犯罪は、12年以上20年以下の懲役に処す。
3. この犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第122条 補充刑

本章に規定する罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一部公民権を剥奪され、保護観察の罰を受け、居住を禁じられるか、財産の一部又は全部を没収されることがある。

第14章 人の生命、健康、尊厳、名誉を侵害する罪

第123条 殺人罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する殺人を犯した者は、12年以上20年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
 - a) 2人以上を殺害した場合
 - b) 16歳未満の者を殺害した場合
 - c) 妊娠中と知りながら女性を殺害した場合
 - d) 公務執行中の者を殺害するか被害者の公務を理由として殺害した場合
 - dd) 自分の祖父、祖母、父、母、扶養者、教師を殺害した場合
 - e) 極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪の実行の直前又は直後に人を殺害した場合
 - g) 他の犯罪を実行又は隠匿するためである場合
 - h) 被害者の身体の一部を取るためである場合
 - i) 残虐に犯罪を実行した場合
 - k) 職業を利用した場合
 - l) 多数の人を死なせることができる方法によった場合
 - m) 人を雇って殺害させた、又は雇わされて人を殺害した場合
 - n) 無法者的な性質を有する場合
 - o) 組織的である場合
 - p) 危険な再犯の場合
 - q) 卑劣な動機のためである場合

2. 本条第1項に規定する場合に該当しない殺人罪を犯したときは、7年以上15年以下の懲役刑に処す。
3. 本条の犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
4. 本条の犯罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職業又は仕事を禁じられ、1年以上5年以下の期間、保護観察又は居住禁止に処せられることがある。

第124条 新生児の殺害又は遺棄の罪

1. 時代遅れの考え方の影響を強く受けるか、客観的に特別な境遇において自分が産んだ7日齢以下の子供を殺害した母親は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 時代遅れの考え方の影響を強く受けるか、客観的に特別な境遇において自分が産んだ7日齢以下の子供を遺棄して、その子供を死に至らせた母親は、3か月以上2年以下の懲役に処す。

第125条 精神を強く刺激された状態における殺人の罪

1. 被害者がその者又はその者の親族に対して行われた重大な違法行為に強く精神を刺激されて殺人を行った者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、2人以上に対する殺人を行った者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

第126条 正当防衛の範囲を超える殺人又は犯罪者を逮捕する際の必要性を超えた殺人

1. 正当防衛の範囲を超えた場合又は犯罪者を逮捕する際の必要性を超えた場合に殺人を行った者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、2人以上に対する殺人を行った者は、2年以上5年以下の懲役に処す。

第127条 公務執行中の致死罪

1. 公務執行中に、法が認める場合以外の暴力の使用により人を死に至らせた者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2人以上に対する犯行
 - b) 16歳未満の者、妊娠中と知っている女性に対する犯行
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある⁶。

第128条 過失致死罪

1. 過失により人を死に至らせた者は、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 過失により2人以上を死に至らせる罪を犯したときは、3年以上10年以下の懲役に処す。

⁶各条に、このように「この罪を犯した者は、●ドン以上●ドン以下の罰金、●●年以上●年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある」（ほか居住禁止、財産没収等）などの表記がある場合があるところ、この規定は補充刑が主刑に併科される場合（第32条3項参照）のものであるものと思料。

第 129 条 職業規則又は行政規則違反による過失致死罪

1. 職業規則又は行政規則違反により過失で他人を死に至らせた者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、過失で2人以上を死に至らせ者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 130 条 自殺の強要

1. 自分に従属する者を残酷に扱い、常に脅迫、虐待又は侮辱して、その者に自殺させた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は⁷、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 2人以上に対する犯行の場合
 - b) 16歳未満の者、妊娠中と知っている女性に対する犯行の場合

第 131 条 自殺の教唆又は帮助罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に自殺を強く働きかけ、教唆、後押しした場合
 - b) 他人が自殺する物的又は精神的条件を作った場合
2. 本条第1項規定の行為で、2人以上を自殺させた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第 132 条 生命が危険な状況にいる人に対する救助拒否罪

1. 他人に生命の危険がある状態を知りつつ、条件があるにもかかわらず救助せず、その者を死に至らせた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下に掲げる場合のいずれかに該当する者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 救助しなかった者が、危険な状況を過失により引き起こした者である場合
 - b) 救助しなかった者が、法律上又は職業上、救助する義務を有する者である場合
3. 本条第1項の行為を行い、2人以上を死に至らせた者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 133 条 殺害の脅迫罪

1. 殺害すると脅迫した者は、脅迫を受けた者がその脅迫が実現されると案じる根拠があるときは、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

⁷ 原文ベトナム語”Phạm tội thuộc một trong các trường hợp sau đây...”（以下の各場合の一つに当たる犯罪），英語版では、”Committing the offense in one of the following cases”と記載されているが、ベトナム刑法では1項に基本的な構成要件を記載し、2項以降で法定刑を重くする各事情について記載してあるのが一般的であるため、意訳であることを承知で、基本的に「本条第1項の行為を行い、更に～に該当するときは」と訳出した。

2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 2人以上に対する犯行の場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 公務執行中の者に対する犯行又は被害者の公務を理由とする犯行の場合
 - d) 16歳未満の者に対する犯行の場合
 - dd) 他の犯罪処理を隠蔽するか逃れる目的の場合

第134条 故意に他人に傷害を引き起こすか健康に対する損害を引き起こす罪

1. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が11パーセント以上30パーセント以下である、又はその身体損傷率が11パーセント未満であっても以下の場合のいずれかに該当する者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 武器、爆発物、危険な凶器又は多数人に危害を引き起こす可能性のある手段を使った場合
 - b) 危険な酸性物質又は他の危険な化学物質を使った場合
 - c) 16歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱、病弱の者又は自衛能力のないその他の者に対する犯行の場合
 - d) 祖父、祖母、父、母、自分の扶養者、教師に対する犯行
 - dd) 組織的である場合
 - e) 職務、権限を濫用した場合
 - g) 留置中、勾留中若しくは懲役刑執行中、又は教育施設、教護院若しくは強制麻薬治療施設への入所措置適用中の犯罪
 - h) 人を雇って傷害を引き起こさせた若しくは他人の健康に害を生じさせた、又は雇われて傷害を引き起こした若しくは他人の健康に害を生じさせた場合
 - i) 権限を濫用した暴徒⁸的な性質を有する場合
 - k) 公務執行中の者に対する犯行、又は被害者の公務を理由とする犯行の場合
2. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当するときは、2年以上6年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
 - b) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が11パーセント以上30パーセント以下であるが、2人以上の人に損害を与えた場合
 - c) 2回以上罪を犯した場合
 - d) 危険な再犯の場合

⁸ベトナム語”côn đồ”（「暴徒」「ごろつき」「ならず者」という意味の単語）。

- dd) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 11 パーセント以上 30 パーセント以下であるが、本条第 1 項 a 号から k 号に規定する場合に該当する場合
3. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当する場合は、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合。ただし、本条 4 項 b 号に規定する場合を除く。
 - 2 人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合。
 - 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下であるが、本条第 1 項 a 号から k 号に規定する場合に該当する場合
 - 2 人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも 11 パーセント以上 30 パーセント以下であるが、本条第 1 項 a 号から k 号に規定する場合に該当する場合
4. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 14 年以下の懲役に処す。
- 人を死に至らせた場合
 - 他人に傷害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上であり、顔面を変形させる外傷を負わせた場合
 - 2 人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも 61 パーセント以上である場合
 - 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも 61 パーセント以上であり、本条第 1 項 a 号から k 号に該当する場合
 - 2 人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも 31 パーセント以上 60 パーセント以下であるが、本条第 1 項 a 号から k 号に規定する場合に該当する場合
5. 故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者が、以下に規定する場合のいずれかに該当するときは、12 年以上 20 年以下の懲役または終身刑に処す。
- 2 人以上の者を死に至らせた場合
 - 2 人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がいずれも 61 パーセント以上であり、本条第 1 項 a 号から k 号に規定する場合に該当する場合
6. 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こすため、武器、爆発物、危険な凶器、危険な酸性物質若しくは化学物質を準備した者、又は犯罪集団を組織し若しくはこれに参加した者は、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。

第 135 条 精神を激しく刺激された状態で故意に他人に傷害を引き起こすか健康に損害を引き起こす罪

1. 被害者がその者又はその者の親族に対して行った重大な違法行為に強く精神を刺激され、故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下であるときは、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人以上に対して傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、いずれの身体損傷率も 31 パーセント以上である場合
 - b) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 61 パーセント以上であるか、死に至らせた場合

第 136 条 正当防衛の範囲を超えるか、犯罪者を逮捕する際の必要性を超えて故意に他人に傷害を引き起こすか健康に損害を引き起こす罪

1. 正当防衛の範囲を超えるか、犯罪者を逮捕する際の必要性を超えて故意に他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下であるとき、その者を 500 万ドン以上 2,000 万ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人以上に対して傷害を引き起こし、いずれの身体損傷率も 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - b) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、2 人以上に対して死に至らせるか、他人に傷害を引き起こすか健康に損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合に該当する者、1 年以上 3 年以下の懲役に処す。

第 137 条 公務執行中に他人に傷害を引き起こすか健康に損害を引き起こす罪

1. 公務執行中に、法が認める場合以外の暴力の使用により他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者で、身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下であるとき、その者を 3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人以上に対して傷害を引き起こし、いずれの身体損傷率も 31 パーセント以上である場合
 - b) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合

- c) 16 歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱、病弱の者又は自衛能力のないその他の者に対する犯行の場合
- 3. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 138 条 過失により他人に傷害を引き起こすか健康に損害を引き起こす罪

- 1. 過失により他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下のとき、その者を戒告、500 万ドン以上 2,000 万ドン以下の罰金又は 1 年以下の非拘束矯正に処す。
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、1 年以上 2 年以下の非拘束矯正、又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人以上に対して傷害を引き起こし、いずれの身体損傷率も 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - b) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
- 3. 2 人以上に対して傷害を引き起こし、いずれの身体損傷率も 61 パーセント以上であるときは、2 年以上 3 年以下の非拘束矯正、又は 1 年以上 3 年以下の懲役に処す。

第 139 条 職業規則又は行政規則違反による過失で他人に傷害を引き起こすか健康に損害を引き起こす罪

- 1. 職業規則又は行政規則違反による過失で他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下のとき、その者を 2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 1 年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、2 年以上 3 年以下の非拘束矯正、又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人以上に対して、いずれの身体損傷率も 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - b) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い、2 人以上に対して傷害を引き起こし、いずれの身体損傷率も 61 パーセント以上である場合に該当する者は、2 年以上 5 年以下の懲役に処す。
- 4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 140 条 他人に対する虐待罪

- 1. 自分に隸属する者を残酷又は侮辱的に扱った者は、この法律の第 185 条に規定する場合に該当しないときは、3 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、1 年以上 3 年以下の懲役に処す。

- a) 16歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱、病弱の者又は自衛能力のないその他の者に対する犯行の場合
- b) 被害者の精神及び行動に31%以上の異常を引き起こした場合
- c) 2人以上に対する犯行の場合

第141条 暴行・脅迫等を用いた強制性交罪

1. 暴力や、暴力を使用するとの脅迫又は被害者が自衛できない状態の利用、その他の手段を用い、被害者の願望に反する性交渉その他の性的関係行為を行った者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 自己がその養育、教育、治療を行う責任を有する者に対する犯行の場合
 - c) 複数の者が1人を強姦した場合
 - d) 2回以上罪を犯した場合
 - dd) 2人以上に対する犯行の場合
 - e) 近親相姦の性質がある場合
 - g) 被害者を妊娠させた場合
 - h) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行動に異常を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
 - i) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 傷害を引き起こす又は被害者の健康に損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - b) 自分がHIVに感染していると知りながら罪を犯した場合
 - c) 被害者が死に至る、又は自殺に至った場合
4. 満16歳以上18歳未満の者に対して本条第1項の罪を犯した場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
本条第2項又は第3項に規定する場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、その項に規定する刑罰に従って処罰される。
5. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第142条 16歳未満の者への暴行・脅迫等を用いた強制性交罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 暴力や、暴力を使用するとの脅迫又は被害者が自衛できない状態の利用、その他の手段を用い、それらの者の願望に反して満13歳以上16歳未満の者と性交渉その他の性的関係行為を行った

- b) 13歳未満の者と性交渉その他の性的関係行為を行った
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 近親相姦の性質がある場合
 - b) 被害者を妊娠させた場合
 - c) 被害者に傷害を引き起こす、健康上の損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行動に異常を及ぼし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
 - d) 自己がその養育、教育、治療を行う責任を有する者に対する犯行である場合
 - dd) 2回以上罪を犯した場合
 - e) 2人以上の被害者に対する犯行である場合
 - g) 危険な再犯の場合
 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、20年の懲役、終身刑又は死刑に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 複数の者が1人を強姦した場合
 - c) 10歳未満の者に対して罪を犯した場合
 - d) 被害者に傷害を引き起こす、健康上の損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行動に異常を及ぼし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - dd) 自分がHIVに感染していると知りながら罪を犯した場合
 - e) 被害者が死に至る、又は自殺に至った場合
 4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第143条 他人の困難な状況等に乘じた性交等強要罪

1. あらゆる手段を用いて、自分に隸属する者又は困難な状態にある者に性交渉を強要するか、その他の性的関係行為を強要した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 複数の者が1人に性交渉又はその他の性的関係行為を強要した場合
 - b) 2回以上性交渉又はその他の性的関係行為を強要した場合
 - c) 2人以上に性交渉又はその他の性的関係行為を強要した場合
 - d) 近親相姦の性質がある場合
 - dd) 被害者を妊娠させた場合
 - e) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行動に異常を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
 - g) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、10年以上18年以下の懲役に処す。

- a) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行動に異常を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - b) 自分が HIV に感染していると知りながら罪を犯した場合
 - c) 被害者が死に至るか自殺に至った場合
4. 満 16 歳以上 18 歳未満の者に性交渉又はその他の性的関係行為を強要した場合は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- 本条第 2 項又は第 3 項に規定する場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、その項に規定する刑罰に従って処罰される。
5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 144 条　満 13 歳以上 16 歳未満の者に対する、他人の困難な状況等に乘じた性交等強要罪

- 1. あらゆる手段を用いて、自分に隸属するするか困難な状態にある満 13 歳以上 16 歳未満の者に性交渉を強要するか、その他の性的関係行為を強要した者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 近親相姦の性質がある場合
 - b) 被害者を妊娠させた場合
 - c) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神および行動に異常を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - d) 2 回以上罪を犯した場合
 - dd) 2 人以上に対する犯行の場合
 - e) 危険な再犯の場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 多くの者が 1 人に性交渉又はその他の性的関係行為を強要した場合
 - b) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす又は被害者の精神および行動に異常を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 自分が HIV に感染していると知りながら罪を犯した場合
 - d) 被害者が死に至るか自殺に至った場合
- 4. 罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 145 条　満 13 歳以上 16 歳未満の者に対する性交渉又はその他の性的関係行為の罪

- 1. 満 13 歳以上 16 歳未満の者に対する性交渉又はその他の性的関係行為をした満 18 歳以上の者は、この法律の第 142 条及び第 144 条に規定する場合に該当しないときは、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 回以上罪を犯した場合
 - b) 2 人以上に対する犯行の場合
 - c) 近親相姦の性質がある場合
 - d) 被害者を妊娠させた場合
 - dd) 傷害を引き起こすか被害者の健康に損害を引き起こし、身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - e) 自己がその養育、教育、治療を行う責任を有する者に対する犯行の場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 傷害を引き起こすか被害者の健康に損害を引き起こし、身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - b) 自分が HIV に感染していると知りながら罪を犯した場合
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある

第 146 条 16 歳未満の者へのわいせつ罪

1. 性交渉又はその他の性的関係行為を目的とせず、16 歳未満の者にわいせつ行為をした満 18 歳以上の者は、6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的に罪を犯した場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 2 人以上に対する犯行の場合
 - d) 自己がその養育、教育、治療を行う責任を有する者に対する犯行
 - dd) 被害者の精神及び行動に 31 パーセント以上 60 パーセント以下の異常を引き起こした場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 被害者の精神及び行為に 61 パーセント以上の異常を引き起こした場合
 - b) 被害者が自殺に至った
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 147 条 16 歳未満の者をわいせつ目的に使用する罪

1. 16 歳未満の者にわいせつな行為を見せたり、あらゆる形式でのわいせつな行為を直接見ることに誘導、誘惑、強要した満 18 歳以上の者は、6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的に罪を犯した場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合

- c) 2人以上に対する犯行の場合
 - d) 自己がその養育、教育、治療を行う責任を有する者に対する犯行の場合
 - dd) 営利目的の場合
 - e) 被害者の精神及び行為に 31 パーセント以上 60 パーセント以下の異常を引き起こした場合
 - g) 危険な再犯の場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、7年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 被害者の精神及び行為に 61 パーセント以上の異常を引き起こした場合
 - b) 被害者が自殺に至った場合
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 148 条 他人に HIV を感染させる罪

1. 自分が HIV 感染していることを知りながら、故意に他人に感染させた者は、1年以上3年以下の懲役に処す。ただし、被害者が HIV 感染者の HIV 感染状況について知っており、自発的に性的関係を持った場合を除く。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 2人以上に対する犯行の場合
 - b) 18歳未満の者に対する犯行の場合。ただし、本法律第 142 条又は第 145 条に規定する場合を除く。
 - c) 妊娠中と知っている女性に対する犯行の場合
 - d) 自分を直接治療する医師又は看護師に対する犯行の場合
 - dd) 現に公務執行中の者に対する犯行又は被害者の公務を理由とする犯行の場合

第 149 条 故意に他人に HIV を感染させる罪

1. 故意に他人に HIV を感染させた者で、この法律の第 148 条に規定する場合に該当しないときは、3年以上7年以下の懲役に処す。
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 公務執行中の者に対する犯行又は被害者の公務を理由とする犯行の場合
 - c) 18歳未満の者に対する犯行の場合
 - d) 2人以上5人以下に対する犯行の場合
 - dd) 職業を利用した場合
 - e) 被害者の精神及び行為に 31 パーセント以上 60 パーセント以下の異常を引き起こした場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、12年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 妊娠中と知っている女性に対する犯行の場合
 - b) 6人以上に対する犯行の場合

- c) 被害者の精神及び行為に 61 パーセント以上の異常を引き起こした場合
 - d) 被害者が自殺に至った
4. 罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 150 条 人身売買の罪

1. 暴力や、暴力を使用するとの脅迫、詐欺又は他の手段により、以下の行為のいずれかを実行した者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 金銭、財産又は他の物的利息を渡し又は受け取るため、人を引き渡すか受け取る。
 - b) 性的搾取をする、労働を強制する、被害者の身体の一部を取る、又は他の非人道的目的のために、人を引き渡す又は受け取る
 - c) 本項 a 号又は b 号に規定する行為を実行するために、他人を募集、移送、保留する
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、8 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 卑劣な動機による場合
 - c) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行動に異常を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下の場合。ただし、本条第 3 項 b 号に規定する場合を除く。
 - d) ベトナム社会主義共和国の国境外へ被害者を連れ出す場合
 - dd) 2 人以上 5 人以下に対する犯行の場合
 - e) 2 回以上罪を犯した場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 専業的な性質を有する場合
 - b) 被害者の身体の一部を取った場合
 - c) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行動に異常を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上の場合
 - d) 被害者が死に至るか自殺に至った場合
 - dd) 6 人以上に対する犯行の場合
 - e) 危険な再犯の場合
4. 本条の罪を犯した者は、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の保護観察処分、居住禁止又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 151 条 16 歳未満の者を売買する罪

1. 以下の行為のいずれかを実行した者は、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 金銭、財産又は他の物的利息を渡し、受け取る目的で、16 歳未満の者を引き渡す又は受け取る。ただし、人道目的の場合を除く
 - b) 性的搾取する、労働を強制する、被害者の身体の一部を取る、又は他の非人道的目的のために、16 歳未満の者を引き渡す又は受け取る

- c) 本項 a 号又は b 号に規定する行為を実行するために、16 歳未満の者を募集、移送、保留する
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- a) 職務、権限を利用した場合
 - b) 養子縁組活動を利用して罪を犯した場合
 - c) 2 人以上 5 人以下に対する犯行の場合
 - d) 自分が保護、養育する責任を有する者に対する犯行の場合
 - dd) ベトナム社会主義共和国の国境から外へ被害者を連れ出す場合
 - e) 2 回以上罪を犯した場合
 - g) 卑劣な動機による場合
 - h) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行為に異常を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である。ただし、本条第 3 項 d 号に規定する場合を除く。,
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、18 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
- a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行為に異常を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - d) 被害者の身体の一部を取った場合
 - dd) 被害者が死に至るか自殺に至った場合
 - e) 6 人以上に対する犯行の場合
 - g) 危険な再犯の場合
4. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 2 ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間における一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、1 年以上 5 年以下の保護観察処分、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 152 条 1 歳未満の者を不正にすり替える罪

1. 1 歳未満の者を不正にすり替えた者は、2 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限、職業を利用した場合
 - c) 自分がその保護又は養育をする責任を有する 1 歳未満の者に対する犯行である場合
 - d) 2 回以上罪を犯した場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 専業的な性質を有する場合

- b) 危険な再犯の場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第153条 16歳未満の者を略奪する罪

1. 暴力や、暴力を使用するとの脅迫又は被害者が自衛できない状態の利用、その他の手段を用い、16歳未満の者を略奪するか、他の者に略奪させた者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限、職業を利用した場合
 - c) 自分がその保護又は養育をする責任を有する者に対する犯行である場合
 - d) 2人以上5人以下に対する犯行である場合
 - dd) 2回以上罪を犯した場合
 - e) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行為に異常を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合。
3. 以下の場合のいずれかに該当する本条第1項罪を犯したときは、10年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 専業的な性質を有する場合
 - b) 6人以上に対する犯行の場合
 - c) 傷害を引き起こす、被害者の健康に損害を引き起こす、又は被害者の精神及び行為に異常を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - d) 被害者を死に至らせた場合
 - dd) 危険な再犯の場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第154条 人の細胞又は身体の一部を売買、略奪する罪

1. 他人の細胞又は身体の一部を売買、略奪した者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 嘗利目的である場合
 - c) 職務、権限、職業を濫用した場合
 - d) 2人以上5人以下に対する犯行である場合
 - dd) 2回以上罪を犯した場合
 - e) 傷害を引き起こすか被害者の健康に損害を引き起こし、身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である

3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、12年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 専業的な性質を有する場合
 - b) 傷害を引き起こすか被害者の健康に損害を引き起こし、身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - c) 6人以上に対する犯行である場合
 - d) 人を死に至らせた場合
 - dd) 危険な再犯の場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第155条 他人を侮辱する罪

1. 他人の尊厳、名誉を重大に侵害した者は、戒告、1,000万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正に処す。
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した
 - b) 2人以上に対する犯行
 - c) 職務、権限を濫用した
 - d) 公務執行中の者に対する犯行
 - dd) 自分に対してしつけ、養育、保護、治療をする者に対する犯行
 - e) コンピュータネットワーク又は通信ネットワーク、電子機材を使って罪を犯した
 - g) 被害者の精神及び行為に31パーセント以上60パーセント以下の異常を引き起こした場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 被害者の精神及び行為に61パーセント以上の異常を引き起こした場合
 - b) 被害者が自殺に至った場合
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第156条 謹謗罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正、3か月以上1年以下の懲役に処す。
 - a) 他人の尊厳、名誉を重大に侵害するか、その者の法的な権利、利益を損なうために、事実と異なることを知りながら噂を捏造するか撒き散らした
 - b) 人が罪を犯したという噂を捏造し、権限を有する機関に告発した
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 2人以上に対する犯行の場合

- d) 祖父、祖母、父、母、又は自分に対してしつけ、養育、保護、治療をする者に対する犯行の場合
 - dd) 公務執行中の者に対する犯行の場合
 - e) コンピュータネットワーク又は通信ネットワーク、電子機材を使って罪を犯した場合
 - g) 被害者の精神及び行為に 31 パーセント以上 60 パーセント以下の異常を引き起こした場合
 - h) 他人が極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を犯したと誹謗した場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- a) 卑劣な動機による場合
 - b) 被害者の精神及び行為に 61 パーセント以上の異常を引き起こした場合
 - c) 被害者が自殺に至った場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上ドン 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 15 章 人の自由の権利、公民の自由、民主の権利を侵害する罪

第 157 条 人を違法に捕縛、拘束又は監禁する罪

1. 人を違法に捕縛、拘束又は監禁した者は、この法律の第 153 条又は第 377 条に規定する場合に該当しないときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 公務執行中の者に対する犯行である場合
 - d) 2 回以上罪を犯した場合
 - dd) 2 人以上に対する犯行の場合
 - e) 18 歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱の者又は自衛能力のないその他の者に対する犯行の場合
 - g) 捕縛、拘束された者の家族が、困難、貧窮の状態に陥った場合
 - h) 違法に捕縛、拘束、監禁された者に傷害を引き起こす、その健康に損害を引き起こす、又はその精神及び行為に異常を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、5 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 違法に捕縛、拘束、監禁された者を死に至らせるか自殺させた場合
 - b) 違法に捕縛、拘束、監禁された者への拷問又はや残虐、非人道的、若しくは侮辱的な扱いにより尊厳に屈辱を与えた場合

- c) 違法に捕縛, 拘束, 監禁された者に傷害を引き起こす, その健康に損害を引き起こす, 又はその精神及び行為に異常を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
- 4. 本条の罪を犯した者は, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務への就業禁止を受けることがある。

第 158 条 他人の住居を侵犯する罪

- 1. 他人の住居を侵犯する以下の行為のいずれかを行った者は, 2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 他人の住居を違法に捜索した
 - b) 違法に他人を住居から退去させた
 - c) 住居を専有し, 又は合法的に住居に住んでいる者若しくは住居を管理している者が自分の住居に入れないように違法な妨害を行った
 - d) 違法に他人の住居に侵入した。
- 2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する者は, 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務, 権限を濫用した場合
 - c) 2 回以上罪を犯した場合
 - d) 住居を侵害された者が自殺に至った場合
 - dd) 安全又は社会の安寧若しくは秩序に悪影響を及ぼした場合
- 3. 本条の罪を犯した者は, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務への就業を禁止されることがある。

第 159 条 他人の信書, 電話, 電信, その他の個人的な情報交換形式の秘密又は安全を侵害する罪

- 1. 以下の行為のいずれかを行い, この行為について懲戒処分を受けたか行政違反処罰を受けたが, さらに違反した者は, 戒告, 2,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
 - a) 他人の信書, 電報, テレックス, ファックス又は郵便ネットワーク, あらゆる形式の通信により伝達されるその他の文書を奪取した
 - b) 他人の信書, 電報, テレックス, ファックス又は郵便, 通信ネットワークにより伝達されるその他の文書の情報, 内容を, 故意に損壊し, 逸失させるか, 故意に取った
 - c) 非合法に会話を聞き, 録音した
 - d) 違法に信書, 電報を捜索, 押収した
 - dd) 他人の信書, 電話, 電信, テレックス, ファックスその他の個人的な情報交換形式の秘密又は安全を侵害するその他の行為
- 2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは, 1 年以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務, 権限を濫用した場合

- c) 2回以上罪を犯した場合
 - d) 奪取した情報を漏洩し、他人の名誉、威信、尊厳に影響を与えた場合
 - dd) 被害者が自殺に至った場合
3. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金を科せられ、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業を禁止されることがある。

第160条 選挙、被選挙又は国が国民投票を行う際に表決する公民の権利を侵害する罪

1. 詐欺、買収、強要その他の手段で公民が選挙権、被選挙権又は国が国民投票を行う際の表決権を行使するのを妨害した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、1年以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 選挙、再選挙の期日を遅らせるか、国民投票を遅らせた場合
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業禁止を受けることがある。

第161条 選挙結果、国民投票結果を誤らせる罪

1. 選挙を組織、監督し、国民投票を組織する責任を有しているが、書類の偽造、票の不正操作その他の手段を用いて選挙結果、国民投票の結果に誤りを生じさせた者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 選挙又は国民投票を再実施しなくてはならなくなった場合
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業禁止を受けることがある。

第162条 違法に公務員、職員に退職を迫る又は労働者を解雇する罪

1. 個人的な利益又は他の個的な動機で、以下の行為のいずれかを行った者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
 - a) 公務員、職員に対して違法に強制退職決定を出す
 - b) 労働者を違法に解雇する
 - c) 労働者、公務員、職員に強要、脅迫して強制的に退職させる
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、1億ドン以上2億ドン以下の罰金又は1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 2人以上に対する犯行の場合
 - b) 妊娠中と知っている女性に対する犯行の場合
 - c) 12か月齢未満の子供を養育中の者に対する犯行の場合
 - d) 退職を強要された者、解雇された者が自殺に至った場合

- dd) 極めて重大な、又は特別に極めて重大な結果を引き起こした場合
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業禁止を受けることがある。

第163条 公民の集会、結社の権利を侵害する罪

1. か月
暴力の使用、暴力を使用するとの脅迫又は他の手段を用いて、他人の合法的な結社、集会を妨害するか強要し、これらの行為のいずれかについて懲戒処分を受けるか行政違反処罰されたが、さらに違反した者は、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 2回以上罪を犯した場合
 - d) 示威行動に至らせた場合
 - dd) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第164条 他人の信仰、宗教の権利を侵害する罪

1. 暴力の使用、暴力を使用するとの脅迫又は他の手段を用いて、他人の信仰、宗教の権利行使や、宗教を信じる又は信じないことを妨害するか強要し、これらの行為のいずれかについて懲戒処分を受けるか行政違反処罰されたが、さらに違反した者は、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した
 - c) 2回以上罪を犯した場合
 - d) 示威行動に至らせた場合
 - dd) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第165条 男女平等の権利を侵害する罪

1. 性別を理由として、いかなる形式であれ他人が政治、経済、労働、教育及び訓練、科学技術、文化、情報、体育、スポーツ、医療の領域での活動に参加することを妨害し、これらの行為について懲戒処分を受けるか行政違反処罰されたが、さらに違反した者は、戒告、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正に処す。
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、5,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

- a) 職務、権限を濫用した場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 2人以上に対する犯行の場合
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第166条 陳情、告発の権利を侵害する罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 暴力の使用、暴力を使用するとの脅迫又は他の手段を用いて、陳情、告発や、陳情、告発の審査と解決又は陳情、告発された者の処分を妨害する
 - b) 職務、権限を利用して、陳情、告発を審査、解決する権限を有する機関の決定実行を妨害し、陳情、告発者に損害を与える
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 陳情、告発者に報復する場合
 - c) 職務、権限を濫用して、本条第1項a号に規定する行為を実行する場合
 - d) 示威行動に至らせた場合
 - dd) 陳情、告発者が自殺に至った場合
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業禁止を受けることがある。

第167条 公民の言論の自由、報道、情報アクセスの自由、示威行動の権利を侵害する罪

1. 暴力の使用、暴力を使用するとの脅迫又は他の手段を用いて、言論の自由、報道、情報アクセスの自由、示威行動の権利を公民が行使するのを妨害し、これらの行為のいずれかについて懲戒処分を受けるか行政違反処罰されたが、さらに違反した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、職務への就業禁止を受けることがある。

第16章 所有を侵害する罪

第168条 暴力の使用等による財産奪取罪

1. 財産を奪取するために、暴力の使用、すぐにも暴力を使用するとの脅迫又は他の行為により、攻撃された者が抵抗できない状態に陥らせた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 11 パーセント以上 30 パーセント以下である場合
 - d) 武器、危険な機材又はその他の手段を使用した場合
 - dd) 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の価値を有する財産を奪取した場合
 - e) 16 歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱の者又は自衛能力のない者に対して罪を犯した場合
 - g) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
 - h) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する財産を奪取した場合
 - b) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - c) 自然災害、疫病を利用した場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、18 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 5 億ドン以上の価値を有する財産を奪取した場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 61 パーセント以上であるか、2 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、それぞれの身体損傷率が 31 パーセント以上である場合
 - c) 人を死に至らせた場合
 - d) 戰争状況、緊急事態を利用した場合
5. この犯罪を準備した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
6. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の保護観察、居住禁止処分、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある

第 169 条 財産奪取を目的とした誘拐罪

1. 財産を奪取する目的で他人を人質として誘拐した者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、5 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 武器、装置又はその他の危険な手段を使用した場合
 - d) 16 歳未満の者に対する犯行場合
 - dd) 2 人以上に対する犯行の場合

- e) 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の財産を奪取した場合
 - g) 人質として誘拐した者に傷害を引き起こす, 健康上の損害を引き起こす, 又はその精神および行為に異常を引き起こし, その身体損傷率が 11 パーセント以上 30 パーセント以下である場合
 - h) 社会の安寧, 秩序, 安全に悪影響を及ぼした場合
 - i) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する者は, 10 年以上 18 年以下の懲役に処す。
- a) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する財産を奪取した場合
 - b) 人質として誘拐した者に傷害を引き起こす, 健康上の損害を引き起こす, 又はその精神および行為に異常を引き起こし, その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である
4. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する者は, 15 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
- a) 5 億ドン以上の価値を有する財産を奪取した場合
 - b) 人を死に至らせた場合。
 - c) 人質として誘拐した者に傷害を引き起こす, 健康上の損害を引き起こす, 又はその精神および行為に異常を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
5. この犯罪を準備した者は, 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
6. 本条の罪を犯した者は, 1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の保護観察, 居住禁止処分, 財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 170 条 脅迫による財産奪取罪

1. 財産を奪取する目的で, 他人に暴力を使用するとの脅迫その他の手段を用いて精神的に脅威を与えた者は, 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する者は, 3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 16 歳未満の者, 妊娠中と知っている女性, 老弱の者又は自衛能力のない者に対して罪を犯した場合
 - d) 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の価値を有する財産を奪取した場合
 - dd) 社会の安寧, 秩序, 安全に悪影響を及ぼした場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する者は, 7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する財産を奪取した場合
 - b) 自然災害, 疫病を利用した場合

4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 5 億ドン以上の価値を有する財産を奪取した場合
 - b) 戰争状況、緊急事態を利用した場合
5. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある

第 171 条 単純財産奪取罪

1. 他人の財産を奪取した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の価値を有する財産を奪取した場合
 - d) 危険な手段を用いた場合
 - dd) 逃走のために暴行を行った場合
 - e) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 11 パーセント以上 30 パーセント以下である場合
 - g) 16 歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱の者又は自衛能力のない者に対して罪を犯した場合
 - h) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
 - i) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の財産を奪取した場合
 - b) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - c) 自然災害、疫病を利用した場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 5 億ドン以上の財産を奪取した場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 61 パーセント以上であるか、2 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、それぞれの身体損傷率が 31 パーセント以上である場合
 - c) 人を死に至らせた場合
 - d) 戰争状況、緊急事態を利用した場合
5. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金を受けることがある。

第 172 条 財産公然奪取罪⁹

1. 200 万ドン以上 5,000 万ドン未満の価値を持つ他人の財産を公然奪取するか、又は 200 万ドン未満相当の他人の財産を公然奪取したが、以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 財産奪取行為で行政違反処罰を受けたが、さらに違反した場合
 - b) この罪又はこの法律の第 168, 169, 170, 171, 173, 174, 175, 290 条に規定する罪のいずれかで判決を受けたが、前科の抹消を受けておらず、さらに違反した場合
 - c) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
 - d) 財産が被害者及びその家族の主な生計手段である場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の価値を有する財産を奪取した場合
 - b) 逃走のために暴行を行った場合
 - c) 危険な再犯の場合
 - d) 支援物資である財産を奪取した場合
 - dd) (削除)
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の財産を奪取した場合
 - b) (削除) c) 自然災害、疫病を利用した場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 5 億ドン以上の財産を奪取した場合
 - b) (削除)
 - c) 戰争状況、緊急事態を利用した場合
5. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金を受けることがある。

第 173 条 財産の窃盗罪

1. 200 万ドン以上 5,000 万ドン未満の価値を有する他人の財産を盗取する、又は 200 万ドン未満相当の他人の財産を盗んだが以下の場合のいずれかに該当する者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) すでに財産奪取行為で行政違反処罰を受けている場合
 - b) この罪又はこの法律の第 168, 169, 170, 171, 172, 174, 175, 290 条に規定する罪のいずれかで判決を受けたが、前科の抹消を受けていない場合

⁹ 元のベトナム語は *chiém đoạt* (英語版公刊物では *appropriate*) ⇌ 「占有を意思に基づかず移転させる」である。「奪取」の訳語を当てているが、第 168 条、第 170 条及び第 171 条などで用いられている動詞 (*cuóp*, *cướng đoạt*, *cuóp giật*, いずれも「無理やり奪う」の意味合いがある) と比較すると、その実行行為の強度は小さいことに注意。

- c) 社会の安寧, 秩序, 安全に悪影響を及ぼした場合
 - d) 財産が被害者及びその家族の主な生計手段である場合
 - dd) 財産が遺物又は骨董品である場合
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは, 2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 5,000万ドン以上2億ドン未満の財産を奪取した場合
 - d) 策略的, 危険な手段を使った場合
 - dd) 逃走のために暴行を行った場合
 - e) 財産が国宝の場合
 - g) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する者は, 7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 2億ドン以上5億ドン未満の財産を奪取した
 - b) 自然災害, 疫病を利用した
4. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する者は, 12年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 5億ドン以上の財産を奪取した
 - b) 戦争状況, 緊急事態を利用した
5. 本条の罪を犯した者は, 500万ドン以上5,000万ドン未満の罰金を受けることがある。
- 第174条 詐欺による財産奪取罪**
1. 200万ドン以上5,000万ドン未満の価値を有する他人の財産を詐欺の手法で奪取するか, 又は200万ドン未満相当だが以下の場合のいずれかに該当する者は, 3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 財産奪取行為で行政違反処罰を受けたが, さらに違反した場合
 - b) この罪又はこの法律の第168, 169, 170, 171, 172, 173, 175, 290条に規定する罪のいずれかで判決を受け, 前科の抹消を受けず, さらに違反した場合
 - c) 社会の安寧, 秩序, 安全に悪影響を及ぼした場合
 - d) 財産が被害者及びその家族の主な生計手段である場合
 2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する者は, 2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 5,000万ドン以上2億ドン未満の財産を奪取した場合
 - d) 危険な再犯の場合
 - dd) 職務, 権限を濫用するか, 機関, 組織の名前を濫用した
 - e) 策略的な手段を使った

- g) (削除)
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の財産を奪取した場合
 - b) (削除)
 - c) 自然災害、疫病を利用した
 4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 5 億ドン以上の財産を奪取した場合
 - b) (削除)
 - c) 戰争状況、緊急事態を利用した場合
 5. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 175 条 信頼を濫用した財産奪取罪

1. 以下の行為のいずれかによって、400 万ドン以上 5,000 万ドン未満の価値を有する他人の財産を奪取した者、又は、奪取した他人の財産の価値が 400 万ドン未満だが、奪取行為について既に行政違反処罰を受ける、本条若しくはこの法律の第 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 290 条に規定する罪のいずれかで判決を受けたが前科の抹消を受けていない、又は被害者の主な生計手段であった財産を奪取した者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 他人の財産を貸借、借用する若しくは契約形式により他人の財産を受け取った後に、詐欺的な手段を用いてその財産を奪取する、財産奪取の目的で逃走する、又は財産の返却の条件、能力が十分にあるにもかかわらず、期限が来ても返却しようとしてない
 - b) 他人の財産を貸借、借用するか、契約形式により他人の財産を受け取り、その財産を非法的な目的に使用し、財産を返却できなくなった
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の財産を奪取した場合
 - d) 職務、権限を濫用するか、又は機関、組織の名前を利用した場合
 - dd) 策略的な手段を使った場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、2 億ドン以上 5 億ドン未満の財産を奪取した場者は、5 年以上 12 年以下の懲役に処す。

4. 本条第 1 項の行為を行い、5 億ドン以上の財産を奪取者は、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 176 条 財産の不法占有罪

1. 1,000 万ドン以上 2 億ドン未満の価値を有する財産、又は 1000 万ドン未満の価値であって遺物、骨董品である財産を誤って渡された、又は見つけ若しくは拾った者が、所有者、合法的管理者又は責任ある機関が法律の規定に基づいてその財産の返還を求めたにもかかわらず、故意に返還しない場合、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、2 億ドン以上の価値を有する財産、国宝を占有した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

第 177 条 財産を違法に使用する罪

1. 以前その同種行為について戒告若しくは行政違反処罰を受けた、又はその同種行為で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないのに、私利のために 1 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する財産を違法に使用した者、又は 5 億ドン未満の価値の遺物若しくは骨董品を違法に使用した者が、この法律の第 219 条若しくは第 220 条に規定する場合に該当しないときは、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、5,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 財産が 5 億ドン以上 15 億ドン未満の価値を有する場合
 - b) 財産が国宝である場合
 - c) 2 回以上罪を犯した場合
 - d) 職務、権限を濫用した場合
 - dd) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、15 億ドン以上の価値を有する財産を違法に使用した者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、500 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 178 条 財産を破壊するか故意に破損する罪

1. 200 万ドン以上 5,000 万ドン未満の価値を有する他人の財産を破壊する若しくは故意に破損した者、又は、200 万ドン未満の他人の財産を破壊する若しくは故意に破損した者が以下の場合のいずれかに該当するときは、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 本条記載の行為について既に行政違反処罰を受けた場合
 - b) この罪で判決を受けたが前科の抹消を受けていない場合

- c) 社会の安寧, 秩序, 安全に悪影響を及ぼした場合
 - d) 財産が被害者及びその家族の主な生計手段である場合
 - e) 財産が遺物又は骨董品の場合
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する者は, 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- a) 組織的である場合
 - b) 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の価値を有する財産に損害を引き起こした場合
 - c) 国宝である財産に損害を引き起こした場合
 - d) 発火, 爆発の危険のある物質やその他危険な手段を用いた場合
 - dd) 他の犯罪を隠匿するためである場合
 - e) 被害者の公務を理由とする場合
 - g) 危険な再犯
3. 本条第 1 項の行為を行い, 2 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する財産に損害を引き起こした者は, 5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
4. 本条第 1 項の行為を行い, 5 億ドン以上の価値を有する財産に損害を引き起こした者は, 10 年以上 20 年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は, 1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

第 179 条 責任不足により国家, 機関, 組織, 企業の財産に損害を引き起こす罪

1. 国家, 機関, 組織, 企業の財産の管理を直接任務とする者が, その無責任な行動により 1 億ドン以上 5 億ドン未満の国家, 機関, 組織, 企業の財産に紛失, 破損, 浪費, 損失を引き起こしたときは, 戒告又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
 2. 本条第 1 項記載の行為を行い, 5 億ドン以上 20 億ドン未満の価値を有する国家, 機関, 組織, 企業の財産に損害を引き起こした者は, 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 3. 本条第 1 項記載の行為を行い, 20 億ドン以上の価値を有する国家, 機関, 組織, 企業の財産に損害を引き起こしたときは, 5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業を禁止されることがある。

第 180 条 過失により財産に重大な損害を引き起こす罪

1. 過失により他人の財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満相当の損害を引き起こした者は, 戒告又は 2 年以下の非拘束矯正に処す。
2. 過失により他人の財産に 5 億ドン以上の損失を引き起こした者は, 2 年以上 3 年以下の非拘束矯正, 又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。

第 17 章 婚姻及び家族制度を侵害する罪

第 181 条 結婚、離婚の強要又は自発的、進歩的婚姻の妨害、自発的離婚の妨害の罪

本人の意思に反して他人に結婚を強要させ、他人の自発的、進歩的な結婚や婚姻関係の維持を妨害し、又は迫害、虐待、精神脅迫、物質強要その他の手段で離婚を妨げた者が、この行為について行政違反処罰を受けたが、さらに違反したときは、戒告、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

第 182 条 一夫一婦制度に違反する罪

1. 妻、夫がいるのに、その他の者と結婚するか夫婦同様に同居する者や、相手に夫や妻がいることを明確に知りながら結婚するか夫婦同様に同居する者で、以下の場合のいずれかに該当するときは、戒告、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
 - a) 一方又は双方の婚姻関係を離婚に至らせた場合
 - b) この行為について行政違反処罰を受けたが、さらに違反した場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 双方のうち一方の妻、夫、子供が自殺に至った場合
 - b) 結婚を解消するか、一夫一婦制度に違反する夫婦同様の同居の中止を強制する裁判所の決定がすでにあるにもかかわらず、その関係を継続した場合

第 183 条 早婚組織罪

結婚年齢に至らない者を結婚させた者が、この行為で行政違反処罰を受けたが、さらに違反したときは、1,000万ドン以上3,000万ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正に処す。

第 184 条 近親相姦罪

直系の血族、同じ両親を持つ兄弟姉妹、異母又は異父の兄弟姉妹であることを明確に知りながら、これらと性的関係を持った者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

第 185 条 祖父母、父母、配偶者、子、孫又は自分を養育した功のある者を虐待又は迫害する罪

1. 祖父母、父母、配偶者、子、孫又は自分を養育した功のある者に悪徳な対応をするかその身体を侵害する暴力行為を行った者が、以下の場合のいずれかに該当するときは、戒告、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 常態的に被害者に身体的、精神的な苦痛を与えた場合
 - b) この行為で行政違反処罰を受けたが、さらに違反した場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 16歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱の者に対する犯行の場合
 - b) 重度の障害者、特別に重度の障害者又は治癒困難な病気にかかっている者に対する犯行の場合

第 186 条 扶養義務を拒否又は忌避する罪

法律の規定に基づき自分が扶養する義務のある人に対して、扶養義務を有し実際に扶養を行う能力がある者が、扶養を拒否若しくは忌避し、それによって扶養される者を生命若しくは

健康の危険がある状態に陥れ、又は本条記載の行為で行政違反処罰を既に受けていた場合（但し、本法律第 380 条に規定する場合を除く）、戒告、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。

第 187 条 営利目的で代理出産を組織する罪

1. 営利目的で代理出産を組織した者は、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人以上に対する犯行
 - b) 2 回以上罪を犯した
 - c) 機関、組織の名前を利用した
 - d) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務、職業、仕事に就くことの禁止を受けることがある。

第 18 章 経済管理秩序を侵害する罪

第 1 節 生産、経営、商業領域における罪

第 188 条 密輸罪

1. 国境を越えて若しくは非關税地区から国内若しくは国外へ、1 億ドン以上 3 億ドン未満の価値を有する商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属若しくは宝石を売買した者、又は 1 億ドン未満のそれらのものを売買した場合であっても、以下のいずれかに該当する者は、5,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) この法律の 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 200 条のいずれかに規定する行為について行政違反処罰を受けた、又はそれらの行為について有罪判決を受けた後未だに前科が抹消されていない場合。
 - b) 対象物が、遺物、骨董品である場合
2. 本条第 1 項記載の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者場合は、3 億ドン以上 15 億ドン以下の罰金、又は 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 違反物が 3 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する場合
 - d) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - dd) 違反物が国宝である場合
 - e) 職務、権限を濫用した場合
 - g) 機関、組織の名前を利用した場合
 - h) 2 回以上罪を犯した場合
 - i) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項記載の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、15 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金又は 7 年以上 15 年以下の懲役に処す。

- a) 違反物が 5 億ドン以上 10 億ドン未満の価値を有する場合
 - b) 5 億ドン以上 10 億ドン未満の不正利益を得た場合
4. 本条第 1 項記載の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- a) 違反物が 10 億ドン以上の価値を有する場合
 - b) 10 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 戰争状況、自然災害、疫病その他社会の特別な困難な状況を利用した場合
5. 本条の罪を犯した者は、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。
6. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
- a) 2 億ドン以上 3 億ドン未満の価値を有する商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、宝石、若しくは 2 億ドン未満の遺物若しくは骨董品について、本条第 1 項に規定する行為を行ったとき、1 億ドン以上 2 億ドン未満のベトナム通貨、外貨、貴金属、宝石について本条若しくはこの法律の 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 200 条のいずれか 1 つに規定する行為について行政違反処罰を受けた、又はそれらの行為で有罪判決を受けたものの前科の抹消を受けていないときは、3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, b, c, d, dd, h, i 号に規定するいずれかの場合に該当したときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当したときは、30 億ドン以上 70 億ドン以下の罰金に処す
 - d) 本条第 4 項に規定する場合に該当したときは、70 億ドン以上 150 億ドン以下の罰金に処すか、6 か月以上 3 年以下の営業停止処分にする
 - dd) この法律の第 79 条に規定する場合に該当したときは、無期限の営業中止処分にする
 - e) 営利法人は 5,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある¹⁰

第 189 条 国境を越えて商品、通貨を違法に輸送する罪

1. 国境を越えて又は非関税地区から国内若しくは国外へ、1 億ドン以上 3 億ドン未満の価値を有する商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、宝石を違法に輸送した者、又は、それらの価値が 1 億ドン未満であるが、以下の各場合のうちのいずれかに該当する者は、2,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
- a) 本条又はこの法律の 188, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 200 条のいずれかに規定する行為について行政違反処罰を既に受けている、又は、それらの行為について以前有罪判決を受けたが、その前科の抹消を受けていない場合

¹⁰ 各条の営利法人处罚規定の最後に、このように「この罪を犯した者は、●ドン以上●ドン以下の罰金、●年以上●年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止または資金調達禁止の処分を受けることがある」などの表記がある場合があるところ、この規定は営利法人に科される刑である補充刑が主刑に併科される場合（33 条 3 項参照）のものであるものと思料。

- b) 違反物が遺物、又は骨董品の場合
2. 本条第 1 項記載の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する者は、2 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 違反物が 3 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する場合
 - c) 違反物が国宝である場合
 - d) 職務、権限を濫用した場合
 - dd) 機関、組織の名前を利用した場合
 - e) 2 回以上罪を犯した場合
 - g) 危険な再犯の場合
 3. 違反物が 5 億ドン以上の価値を有する場合の罪を犯したときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金又は 5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 4. 罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
 5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 2 億ドン以上 3 億ドン未満の価値を有する商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、宝石について、若しくは 2 億ドン未満の遺物、骨董品について本条第 1 項に規定する行為を行った、又は 1 億ドン以上 2 億ドン未満の商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、宝石について、本条若しくはこの法律の第 188, 189, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 200 条に規定する行為について既に行政違反処罰を受けた、又は同行為のいずれかについて有罪判決を受けたが前科の抹消を受けておらずさらに違反した者は、2 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, b, c, e, g 号に規定する場合に該当する罪を犯したときは、5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、20 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - d) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 営利法人は 5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業、資金調達禁止の処分を受けることがある

第 190 条 禁制品を製造、売買する罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する者は、この法律の第 232, 234, 244, 246, 248, 251, 253, 254, 304, 305, 306, 309, 311 条に規定する場合に該当する場合を除き、1 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 国が売買、流通、使用を禁止している、50 キログラム以上 100 キログラム未満、又は 50 リットル以上 100 リットル未満の農薬を製造又は売買した場合
 - b) 1500 箱以上 3000 箱未満の違法に輸入されたたばこを売買した場合
 - c) 6 キログラム以上 40 キログラム未満の火薬を製造又は売買した場合

- d) 1 億ドン以上 3 億ドン未満の価値を有する, 国が売買, 流通, 使用を禁止しているその他の商品を製造若しくは売買した, 又は違法に 5000 万ドン以上 2 億ドン未満の利益を得た場合
 - dd) ベトナム国内で未だ売買若しくは使用が許可されていない 2 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する商品を製造若しくは売買した, 又は違法に 1 億ドン以上 3 億ドン未満の利益を得た場合
 - e) 本条又はこの法律の第 188, 189, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 200 条に規定する行為について行政違反処罰を受けたか, これらの罪のいずれかについて有罪判決を受け, その前科の抹消を受けていないにもかかわらず, 本項 a 号ないし dd 号に規定された量, 重量, 個数又は価値を下回る本条該当の商品を製造又は売買した場合
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金又は 5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- a) 組織的である場合
 - b) 職務, 権限を濫用した場合
 - c) 機関, 組織の名前を利用した場合
 - d) 専業的な性質を有する場合
 - dd) 製造又は売買した, 国が売買, 流通, 使用を禁止している農薬が, 100 キログラム以上 300 キログラム未満, 又は 100 リットル以上 300 リットル未満の場合
 - e) 売買した不法輸入のたばこが 3000 箱以上 4500 箱未満の場合
 - g) 製造又は売買した火薬が 40 キログラム以上 120 キログラム未満の場合
 - h) 3 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する, 国が売買, 流通, 使用を禁止している他の商品を製造若しくは売買した, 又は違法に 2 億ドン以上 5 億ドン未満の利益を得た場合
 - i) ベトナム国内で未だ売買若しくは使用が許可されていない 5 億ドン以上 10 億ドン未満の価値を有する商品を製造若しくは売買した, 又は違法に 3 億ドン以上 7 億ドン未満の利益を得た場合
 - k) 国境を越えた売買の場合 (煙草を違法に輸入する場合を除く)
 - l) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 8 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 製造又は売買した, 国が売買, 流通, 使用を禁止している農薬が, 300 キログラム以上, 又は 300 リットル以上の場合
 - b) 売買した不法輸入のたばこが 4500 箱以上の場合
 - c) 製造又は売買した火薬が 120 キログラム以上の場合
 - d) 5 億ドン以上の価値を有する, 国が売買, 流通, 使用を禁止している他の商品を製造若しくは売買した, 又は違法に 2 億ドン以上 5 億ドン未満の利益を得た場合
 - dd) ベトナム国内で未だ売買若しくは使用が許可されていない 10 億ドン以上の価値を有する商品を製造若しくは売買した, 又は違法に 7 億ドン以上の利益を得た場合

4. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第1項に規定する罪を犯したときは、10億ドン以上30億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第2項a, d, dd, e, g, h, i, k, 1号に規定する場合に該当する罪を犯したときは、30億ドン以上60億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第3項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、60億ドン以上90億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の営業停止に処す
 - d) この法律の第79条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 営利法人は5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、1年以上3年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第191条 禁制品を貯蔵、輸送する罪

1. 以下の禁止されている商品を貯蔵又は輸送し、以下の場合のいずれかに該当する者は、この法律の第232, 234, 239, 244, 246, 249, 250, 253, 254, 304, 305, 306, 309, 311条に規定する場合に該当する場合を除き、5,000万ドン以上3億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 国が売買、流通、使用を禁止している、50キログラム以上100キログラム未満、又は50リットル以上100リットル未満の農薬を貯蔵又は輸送した場合
 - b) 1500箱以上3000箱未満の違法に輸入されたたばこを貯蔵又は輸送した場合
 - c) 6キログラム以上40キログラム未満の火薬を貯蔵又は輸送した場合
 - d) 1億ドン以上3億ドン未満の価値を有する、国が売買、流通、使用を禁止しているその他の商品を貯蔵若しくは輸送し、又は違法に5000万ドン以上2億ドン未満の利益を得た場合
 - dd) ベトナム国内で未だ売買若しくは使用が許可されていない2億ドン以上5億ドン未満の価値を有する商品を貯蔵若しくは輸送した、又は違法に1億ドン以上3億ドン未満の利益を得た場合
 - e) 本条又はこの法律の第188, 189, 190, 192, 193, 194, 195, 196, 200条に規定する行為について行政違反処罰を受けたか、これらの罪のいずれかについて有罪判決を受け、その前科の抹消を受けていないにもかかわらず、本項a号ないしdd号に規定された量、重量、個数又は価値を下回る本条該当の商品を貯蔵又は輸送した場合
2. 本条第1項の行為を行い、以下の場合のいずれかに該当するときは、3億ドン以上10億ドン以下の罰金又は2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 機関、組織の名前を利用した場合
 - d) 専業的な性質を有する場合

- dd) 貯蔵又は輸送した、国が売買、流通、使用を禁止している農薬が、100 キログラム以上 300 キログラム未満、又は 100 リットル以上 300 リットル未満の場合
 - e) 貯蔵又は輸送した不法輸入のたばこが 3000 箱以上 4500 箱未満の場合
 - g) 貯蔵又は輸送した火薬が 40 キログラム以上 120 キログラム未満の場合
 - h) 3 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する、国が売買、流通、使用を禁止しているその他の商品を貯蔵若しくは輸送した、又は違法に 2 億ドン以上 5 億ドン未満の利益を得た場合
 - i) ベトナム国内で未だ売買若しくは使用が許可されていない 5 億ドン以上 10 億ドン未満の価値を有する商品を貯蔵若しくは輸送した、又は違法に 3 億ドン以上 7 億ドン未満の利益を得た場合
 - k) 国境を越えた輸送の場合（煙草を違法に輸入する場合を除く）
 - l) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- a) 貯蔵又は輸送した、国が売買、流通、使用を禁止している農薬が、300 キログラム以上、又は 300 リットル以上の場合
 - b) 貯蔵又は輸送した不法輸入のたばこが 4500 箱以上の場合
 - c) 貯蔵又は輸送した火薬が 120 キログラム以上の場合
 - d) 5 億ドン以上の価値を有する、国が売買、流通、使用を禁止しているその他の商品を貯蔵若しくは輸送した、又は違法に 2 億ドン以上 5 億ドン未満の利益を得た場合
 - dd) ベトナム国内で未だ売買若しくは使用が許可されていない 10 億ドン以上の価値を有する商品を貯蔵若しくは輸送した、又は違法に 7 億ドン以上の利益を得た場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
- a) 本条第 1 項に規定する場合に該当するときは、3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, d, dd, e, g, h, i, k 又は 1 号に規定する場合に該当するときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当するときは、30 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - d) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 営利法人は 5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第 192 条 偽造品を製造、売買する罪

1. この法律の 193, 194 又は 195 条に該当する場合を除き、以下の場合のいずれかに該当する偽造品を製造、売買した者は、1 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

- a) 偽造品が 3,000 万ドン以上 1 億 5,000 万ドン未満の価値を有する本物若しくは同等の技術性能、効用を持つ商品の数量に相当する場合、又はその価値が 3,000 万ドン未満の場合であっても、本条若しくはこの法律の第 188, 189, 190, 191, 193, 194, 195, 196, 200 条に規定する行為について既に行政違反処罰を受けた、若しくはこれらの行為のいずれかについて以前に有罪判決を受け、その前科の抹消を受けていないにもかかわらず、その行為をした場合
 - b) 他人に傷害、又は健康上の被害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - c) 5000 万ドン以上 1 億ドン未満の不正な利益を得た場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 職務、権限を濫用した
 - d) 機関、組織の名前を利用した場合
 - dd) 偽造品が 1 億 5,000 万ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する本物若しくは同等の技術性能、効用を持つ商品の数量に相当する場合
 - e) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の不正な利益を得た場合
 - g) 人を死に至らせた場合
 - h) 1 人に傷害を負わせ、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - i) 2 人以上に傷害を負わせ又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率の合計が 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - k) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - l) 国境を越えて売買した場合
 - m) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 偽造品が 5 億ドン以上の価値を有する本物若しくは同等の技術性能、効用を持つ商品の数量に相当する場合
 - b) 5 億ドン以上の不正な利益を得た場合
 - c) 2 人以上を死に至らせた場合
 - d) 2 人以上に傷害を負わせ又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率の合計が 122 パーセント以上である場合
 - dd) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合

4. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第1項に規定するときは、10億ドン以上30億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第2項 a, b, dd, e, g, h, i, k, l, m 号に規定する場合に該当するときは、30億ドン以上60億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第3項に規定する場合に該当するときは、60億ドン以上90億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の営業停止に処す
 - d) この法律の第79条に規定する場合に該当するときは、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 営利法人は5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、1年以上3年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第193条 食糧、食品、食品添加物の偽造品を製造、売買する罪

1. 食糧、食品、食品添加物の偽造品を製造、売買した者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 危険な再犯の場合
 - d) 職務、権限を濫用した
 - dd) 機関、組織の名前を利用した場合
 - e) 国境を越えた売買の場合
 - g) 偽造品が1億5,000万ドン以上5億ドン未満の価値を有する本物若しくは同等の技術性能、効用を持つ商品の数量に相当する場合
 - h) 1億ドン以上5億ドン未満の不正な利益を得た場合「i)1人に傷害を負わせ、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
 - k) 財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 偽造品が5億ドン以上の価値を有する本物若しくは同等の技術性能、効用を持つ商品の数量に相当する場合
 - b) 5億ドン以上15億ドン未満の不正利益を得た場合
 - c) 財産に5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - d) 人を死に至らせた場合
 - dd) 1人に傷害を負わせ、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合

- e) 2人以上に傷害を負わせ、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率の合計が 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
- g)
- 4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 15 億ドン以上の不正な利益を得た場合
 - b) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - c) 2 人以上を死に至らせた場合
 - d) 2 人以上に傷害を負わせ、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率の合計が 122 パーセント以上である場合
 - dd) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした
- 5. 本条の罪を犯した者は、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。
- 6. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当するときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, b, c, e, g, h, i, k 号に規定する場合に該当するときは、30 億ドン以上 60 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当するときは、60 億ドン以上 90 億ドン以下の罰金に処す
 - d) 本条第 4 項に規定する場合に該当するときは、90 億ドン以上 180 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - dd) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
 - e) 営利法人は 1 億ドン以上 3 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第 194 条 病気治療薬、病気予防薬の偽造品を製造、売買する罪

1. 病気治療薬、病気予防薬の偽造品を製造、売買した者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 危険な再犯の場合
 - d) 職務、権限を濫用した場合
 - dd) 機関、組織の名前を利用した場合
 - e) 国境を越えた売買の場合

- g) 偽造品が 1 億 5,000 万ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する本物若しくは同等の技術性能, 効用を持つ商品の数量に相当する場合
 - h) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の不正な利益を得た場合
 - i) 1 人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - k) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは, 12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- a) 偽造品が 50 億ドン以上 20 億ドン未満の価値を有する本物若しくは同等の技術性能, 効用を持つ商品の数量に相当する場合
 - b) 5 億ドン以上 20 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - c) 人を死に至らせた
 - d) 1 人に傷害を負わせ, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - dd) 2 人以上の者に傷害を負わせ, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率の合計が 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - e) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - g)
4. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 20 年以上の懲役, 終身刑又は死刑に処す。
- a) 20 億ドン以上の不正な利益を得た場合
 - b) 2 人以上を死に至らせた場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率の合計が 122 パーセント以上である場合
 - d) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は, 2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止, 財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。
6. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは, 以下のように処罰される。
- a) 営利法人が本条第 1 項に規定する罪を犯したときは, 10 億ドン以上 40 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, b, c, e, g, h, i, k 号に規定する場合に該当する罪を犯したときは, 40 億ドン以上 90 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは, 90 億ドン以上 150 億ドン以下の罰金に処す
 - d) 本条第 4 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは, 150 億ドン以上 200 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 3 年以下の営業停止に処す
 - dd) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは, 無期限の営業中止処分にする

- e) 営利法人は 1 億ドン以上 3 億ドン以下の罰金, 1 年以上 3 年以下の期間, 一定のいくつかの領域における経営, 営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第 195 条 畜産に使う飼料, 肥料, 獣医薬品, 農薬, 種苗, 家畜の品種の偽造品を製造, 売買する罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する畜産に使う飼料, 肥料, 獣医薬品, 農薬, 種苗, 家畜の品種の偽造品を製造, 売買した者は, 1 億ドン以上 10 億ドン未満の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 偽造品が 3,000 万ドン以上 1 億 5,000 万ドン未満の価値を有する本物若しくは同等の技術性能, 効用を持つ商品の数量に相当する場合, 又はその価値が 3,000 万ドン未満の場合であっても, 本条若しくはこの法律の第 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 196, 200 条に規定する行為について既に行政違反処罰を受けた, 若しくはこれらの行為のいずれかについて以前に有罪判決を受け, その前科の抹消を受けていないにもかかわらず, その行為をした場合
 - b) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - c) 5,000 万ドン以上 1 億ドン未満の不法な利益を得た場合
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 危険な再犯の場合
 - d) 職務, 権限を濫用した場合
 - dd) 機関, 組織の名前を利用した場合
 - e) 国境を越えて売買した場合
 - g) 偽造品が 1 億 5,000 万ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する本物若しくは同等の技術性能, 効用を持つ商品の数量に相当する場合
 - h) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - i) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の不正な利益を得た場合
 - k)
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 偽造品が 1 億 5,000 万ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する本物若しくは同等の技術性能, 効用を持つ商品の数量に相当する場合
 - b) 財産に 15 億ドン以上 30 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - c) 5 億ドン以上 20 億ドン未満の不正な利益を得た場合
4. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 財産に 30 億ドン以上の損害を引き起こした場合

- b) 20 億ドン以上の不正な利益を得た場合
- 5. 本条の罪を犯した者は、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。
- 6. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する罪を犯したときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, b, c, e, g, h, i 号に規定する場合に該当する罪を犯したときは、30 億ドン以上 60 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、60 億ドン以上 90 億ドン以下の罰金に処す
 - d) 本条第 4 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、90 億ドン以上 150 億ドン以下の罰金又は 6 月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - dd) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
 - e) 営利法人は 1 億ドン以上 3 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある。

第 196 条 投機罪

- 1. 自然災害、疫病、戦争の状況又は経済的に困難な状況で、物不足の状況を利用するか、物不足を煽り立て、以下の場合のいずれかに該当するような、又売りして不正利得を得る目的で、価格安定品目リスト又は国により価格設定される品目リストに該当する商品を買い占めた者は、3,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 商品が 5 億ドン以上 15 億ドン未満の価値を有する場合
 - b) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得た場合
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、以下の場合のいずれかに該当するときは、3 億ドン以上 15 億ドン以下の罰金又は 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 機関、組織の名前を利用した場合
 - d) 商品が 15 億ドン以上 30 億ドン未満の価値を有する場合
 - dd) 5 億ドン以上 10 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - e) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い、以下の場合のいずれかに該当するときは、15 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金又は 7 年以上 15 年以下の懲役に処す
 - a) 商品が 30 億ドン以上の価値を有する場合
 - b) 10 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 危険な再犯の場合
- 4. 本条の罪を犯した者は、2,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、3 億 ドン以上 10 億 ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、10 億 ドン以上 40 億 ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、40 億 ドン以上 90 億 ドン以下の罰金に処す
 - d) 営利法人は 1 億 ドン以上 3 億 ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある。

第 197 条 虚偽広告の罪

1. 商品、サービスについて虚偽の広告を行い、この行為について行政違反処罰を受けたか、これらの罪のいずれかについて判決を受け、前科の抹消を受けておらず、さらに違反した者は、1,000 万 ドン以上 1 億 ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
2. 罪を犯した者は、500 万 ドン以上 5,000 万 ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 198 条 顧客に詐欺を行う罪

1. 商品の売買又はサービスの提供において、商品、サービスを偽って重さ、体積、長さを量り、数え、計算するか、その他の不正な手段を用い、以下の場合のいずれかに該当する者は、戒告、1,000 万 ドン以上 1 億 ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
 - a) この行為について行政違反処罰を受けたか、これらの罪のいずれかについて判決を受け、前科の抹消を受けておらず、さらに違反した場合
 - b) 500 万 ドン以上 5,000 万 ドン未満の不正利益を得た場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、以下の場合のいずれかに該当するときは、1 億 ドン以上 5 億 ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 策略的な手段を使った場合
 - d) 5,000 万 ドン以上の不正利益を得た場合
3. 本条の罪を犯した者は、2,000 万 ドン以上 1 億 ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 199 条 電気供給に関する規定に違反する罪

1. 正当な理由なく、違法に電源を切る、電気の供給を断つ若しくは拒絶する、又は電気事故の処理を遅らせた責任ある者が、以下の場合のいずれかに該当するときは、その者は、か、すか、又は、3,000 万 ドン以上 1 億 5,000 万 ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正、又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合

- b) 2人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率の合計が 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 2 億 ドン 以上 5 億 ドン 未満 の 損害 を 引き 起こ し た 場合
 - d) 本条の行為について, 既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けた, 又は有罪判決を受けその前科の抹消を受けておらず, 更に違反した場合
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 1 億 5,000 万 ドン 以上 5 億 ドン 以下 の 罰金 又は 1 年 以上 5 年 以下 の 懲役 に 処す。
- a) 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こし, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率の合計が 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億 ドン 以上 15 億 ドン 未満 の 損害 を 引き 起こ し た 場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 3 年 以上 7 年 以下 の 懲役 に 処す。
- a) 2 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率の合計が 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億 ドン 以上 の 損害 を 引き 起こ し た 場合
4. 本条の罪を犯した者は, 1,000 万 ドン 以上 5,000 ドン 以下 の 罰金, 1 年 以上 5 年 以下 の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

第 2 節 税金, 金融, 銀行, 証券, 保険の領域における罪

第 200 条 脱税罪

1. 1 億 ドン 以上 3 億 ドン 未満 の 脱税 を 行う たため, 以下の 行為 の い ず れ か の 行為 を 行った 者, 又は 脱税額 が 1 億 ドン 未満 であつても, 脱税 行為 について 既に 行政違反 処罰 を 受けた こと が あ る, 若しくは この 法律 の 第 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 202, 250, 251, 252, 253, 254, 304, 305, 306, 309, 311 条 に 規定 する 行為 の い ず れ か で 有罪 判決 を 受け その 前科 の 抹消 を 受け て おらず, さ ら に 以下の 行為 の い ず れ か の 行為 を 行った 者 は, 1 億 ドン 以上 5 億 ドン 以下 の 罰金 又は 3 か月 以上 1 年 以下 の 懲役 に 処す。
- a) 税務登録書類を提出しない, 税務申告書類を提出しない, 又は法律の規定に基づく期限若しくは延長された期限から 90 日 以上 遅れても 税務申告書類を提出しない
 - b) 納付義務のある税額の確定に関連する収入を会計帳簿に記入しない
 - c) 商品, サービスを販売した際に請求書を発行しない, 又は請求書上の金額を, 販売した商品若しくはサービスの実際の精算額よりも低く記載する
 - d) 税務上の義務が発生する活動において, 商品, 投入する原料を計上した違法な領収証, 証憑書類を使用して, , 納税額を減らす, 免税額若しくは減税額を増やす, 又は控除税額, 還付税額を増やす
 - dd) その他違法な証憑書類使用して, 納税額又は還付税額を誤って確定する

- e) 輸出入する商品について実際と異なる申告を行い、商品が通関した後に税務申告書類を追加しない。ただし、この法律の第 188 条、第 189 条に規定された場合を除く。
 - g) 輸出入する商品について故意に申告しない、又は誤った申告をする。ただし、この法律の第 188 条、第 189 条に規定された場合を除く。
 - h) 商品の送り手と共に謀して輸入する。ただし、この法律の第 188 条、第 189 条に規定された場合を除く。
 - i) 使用目的の変更を税務管理機関に申告せず、非課税若しくは免税対象となる商品を使用し、又は規定の正当な目的にない免税の審査を受けた
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 億ドン以上 15 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 脱税額が 3 億ドン以上 10 億ドン未満である場合
 - c) 職務、権限を濫用した場合
 - d) 2 回以上罪を犯した場合
 - dd) 危険な再犯の場合
 3. 本条第 1 項の行為を行い、10 億ドン以上の脱税の罪を犯したときは、15 億ドン以上 45 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 4. 本条の罪を犯した者は、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。
 5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する行為を行い 2 億ドン以上 3 億ドン未満を脱税した営利法人、又は本条第 1 項に規定する行為を行い、脱税額が 1 億ドン以上 2 億ドン未満であるが、脱税行為について既に行政違反処罰を受けたことがある、若しくはこの法律の第 188 条から第 196 条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていない営利法人は、3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, b, d, dd 号に規定する行為を行った営利法人は、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する行為を行った営利法人は、30 億ドン以上 100 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - d) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯した営利法人は、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 営利法人は 5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第 201 条 民事取引における高利貸しの罪

1. 民事取引において民法に規定する最高金利の 5 倍以上の金利で貸し付け、3,000 万ドン以上 1 億ドン未満の不正利益を得た、この行為について既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪で

有罪判決を受けその前科の抹消を受けていない者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は3年以下の非拘束矯正に処す。

2. 本条第1項の行為を行い、1億ドン以上の不正利益を得る罪を犯したときは、2億ドン以上10億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
3. 本条の罪を犯した者は、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第202条 偽造印紙、偽造切符を製造、売買する罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する各種の偽造印紙、偽造切符を製造、売買した者は、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 額面のない偽造印紙、偽造切符で、1万5,000枚以上3万枚未満の場合
 - b) 額面のある偽造印紙、偽造切符で、価値の合計が5,000万ドン以上2億ドン未満の場合
 - c) この行為について行政違反处罚を受けたことがある、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けておらず、さらに違反した場合
 - d) 3,000万ドン以上1億ドン未満の不正利益を得た場合
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、1億ドン以上5億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 額面のない偽造印紙、偽造切符で、3万枚以上の場合
 - d) 額面のある偽造印紙、偽造切符で、価値の合計が2億ドン以上の場合
 - dd) 1億ドン以上の不正利益を得た場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第203条 国家財政に収納する領収証、納品書を違法に印刷、発行、売買する罪

1. 未記入の国家財政に収納する領収証、納品書50枚以上100枚未満又は内容記載済みの領収証、納品書10枚以上30枚未満を違法に印刷、発行、売買し、3,000万ドン以上1億ドン未満の不正利益を得た者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、2億ドン以上5億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 職務、権限を濫用した場合
 - d) 未記入の領収証、納品書100枚以上又は内容記載済みの領収証、納品書を30枚以上違法に印刷、発行、売買した場合
 - dd) 1億ドン以上の不正利益を得た場合

- e) 国家財政に 1 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - g) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
- a) 本条第 1 項に規定する場合に該当するときは、1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, b, d, dd, e, g 号に規定する場合に該当するときは、5 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す
 - c) この法律の第 79 条に規定する場合に該当するときは、無期限の営業中止処分にする
 - d) 営利法人は 5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は 1 年以上 3 年以下の期間、資金調達禁止の処分を受けることがある

第 204 条 国家財政に収納する領収証、納品書の保管、管理に関する規定に違反する罪

1. 領収証、納品書を保管、管理する任務を有する者が、国家財政に収納する領収証、納品書の保管、管理に関する規定に違反して、国家財政又はその他の者に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こしたときは、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 回以上罪を犯した場合
 - b) 5 億ドン以上の損害を引き起こした場合
3. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務、仕事への就業を禁止されることがある。

第 205 条 違法な基金を設立する罪

1. 職務、権限を濫用して法律の規定に違反した基金を設立し、その基金を使って国の財産に 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の損害を引き起こすか、この行為について行政違反処罰を受け、さらに違反した者は、5,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 策略的な手段を用いて検査を逃れた場合
 - b) 他の法律違反行為を行うための犯行の場合
 - c) 国の財産に 2 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、国の財産に 10 億ドン以上の損害を引き起こしたときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止され。1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。

第 206 条 金融機関の活動又はその他関連活動に関する業務規定に違反する罪¹¹

1. 以下の行為のいずれかを行い、他人の財産に 1 億ドン以上 3 億ドン未満の損害を引き起こした者は、5,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 融資してはならない場合に融資を行った。ただしクレジットカード発行形式で融資する場合を除く
 - b) 担保なしの融資を行うか、法律の規定に基づけば融資が制限される相手に優遇条件で融資を行った
 - c) 金融機関法の規定に基づいて融資活動の安全確保のための規制に違反するか、担保資産の価値査定の際に故意に価値を大きく見積もり融資を行った
 - d) 融資を制限される相手に対して融資残高の合計に関する法律の規定に違反した
 - dd) 顧客及び関係者に対して自己資金比の限界を超えて融資を行った。ただし法律の規定に基づく権限を有する者が承認した場合を除く
 - e) 出資、出資上限、株式購入、融資条件又は資産売買に関する法律の規定に違反した
 - g) 違法な決済手段を発行、提供、使用した。決済証書、決済手段を偽造する。偽造の決済証書、決済手段を使用した。権限を有する国家機関の許可を受けずに銀行業務を行った
2. 本条第 1 項の行為を行い、財産に 3 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こす罪を犯した者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
3. 本条第 1 項の行為を行い、財産に 10 億ドン以上 30 億ドン未満の損害を引き起こす罪を犯した者は、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
4. 本条第 1 項の行為を行い、財産に 30 億ドン以上の損害を引き起こす罪を犯した者は、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 207 条 偽造通貨の製造、貯蔵、輸送、流通の罪

1. 偽造通貨を製造、貯蔵、輸送し、流通させた者は、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
2. 偽造通貨の価値が 500 万ドン以上 5,000 万ドン未満に相当する場合の罪を犯したときは、5 年以上 12 年以下の懲役に処す。
3. 偽造通貨の価値が 5,000 万ドン以上に相当する場合の罪を犯したときは、10 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
4. この罪を犯す準備をした者は、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 3 年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 208 条 偽造決済手段又はその他偽造有価証券の製造、貯蔵、輸送、流通の罪

1. 偽造決済手段又はその他偽造有価証券を製造、貯蔵、輸送し、流通させた者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。

¹¹ 原文 “Tôi vi phạm quy định về hoạt động ngân hàng, hoạt động khác liên quan đến hoạt động ngân hàng”

2. 偽造決済手段又はその他偽造有価証券の価値が 1,000 万ドン以上 1 億ドン未満に相当する場合の罪を犯したときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
3. 偽造決済手段又はその他偽造有価証券の価値が 1 億ドン以上 3 億ドン未満に相当する場合の罪を犯したときは、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
4. 偽造決済手段又はその他偽造有価証券の価値が 3 億ドン以上に相当する場合の罪を犯したときは、15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 209 条 証券活動において故意に誤った情報を公表するか情報を隠す罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する証券の売り出し、上場、取引業務、証券経営業務、証券の市場組織、登録、保管振替、損益計算、精算において故意に誤った情報を公表するか情報を隠した者は、1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 投資家に 10 億ドン以上 30 億ドン未満の損害を引き起こした
 - b) 5 億ドン以上 10 億ドン未満の不正利益を得た
 - c) 証券活動において故意に誤った情報を公表するか情報を隠す行為について、既に行政違反処罰を受けたが更に違反した、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けておらず、さらに違反した場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 10 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 投資家に 30 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - d) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金に処する
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、20 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 営利法人は 1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止を受けることがある

第 210 条 内部情報を使って証券を売買する罪

1. 株式公開企業又は公募投資信託に関連する未公開情報で、それを公表すると当該の株式公開企業又は公募投資信託の証券価格に大きな影響を与える可能性のある情報を知る者が、この情報を使用して証券を売買するか、この情報を漏洩、提供するか、この情報に基づいて他人の証券売買にコンサルティングを行い、3 億ドン以上 10 億ドン未満の不正利益を得るか、投

投資家に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こしたときは、5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 10 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 投資家に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - d) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、10 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、50 億ドン以上 100 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 営利法人は 1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止を受けることがある

第 211 条 証券市場を操作する罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、5 億ドン以上 15 億ドン未満の不正利益を得るか、投資家に 10 億ドン以上 30 億ドン未満の損害を引き起こした者は、5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 虚構の供給、需要を作り出すために、自分又は他人の一つ又は複数の取引口座を使用するか、互いに共謀して連続的に証券を売買した
 - b) 虚構の供給、需要を作り出すために、他人と共謀して、同じ取引日に同種の証券の売買注文を出すか、互いに共謀して所有権の実際の移転に至らないか、グループ内の構成員の間で所有権を順次回して証券の売買を行った
 - c) 市場における証券の新たな終値又は始値を作り出すために、市場が開く又は閉まる時点でその証券を支配的な量、連続的に売るか買った
 - d) 他人と結託し、他人を引き入れる形式で証券取引し、連続的に証券の売買注文を行い、証券の需給及び価格に大きな影響を引き起こし、証券価格を操作した
 - dd) 一つの種類の証券の価格に影響を与えるために、取引を行い、その種類の証券に対する関係を確保した後に、その種類の証券、証券発行組織についてマスメディアを通じて、直接又は間接的に意見を述べた
 - e) 他の方法を使用又は取引を実行して、虚構の供給、需要を作り出し、証券価格を操作した
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 億ドン以上 40 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合

- b) 15 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 投資家に 30 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - d) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 2 億 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
- a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、20 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、50 億ドン以上 100 億ドン以下の罰金に処す
 - c) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
 - d) 営利法人は 5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営禁止、営業禁止又は 1 年以上 3 年以下の期間、資金調達の禁止を受けることがある

第 212 条 証券の売り出し、上場書類で資料を捏造する罪

1. 証券の売り出し、上場書類で資料を捏造し、10 億ドン以上 20 億ドン未満の不正利益を得たか、投資家に 15 億ドン以上 30 億ドン未満の損害を引き起こした者は、5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、20 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金、又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 20 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - b) 投資家に 30 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - c) 組織的である場合
 - d) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 2 億 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 213 条 保険経営で不正を行う罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、2,000 万ドン以上 1 億ドン未満の保険金を奪取するか、5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の損害を引き起こした者で、この法律の第 174, 353, 355 条に規定する場合に該当しないときは、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
 - a) 保険の権利を享受する者と共に謀して、違法に保険賠償、保険金支払い処理を行った
 - b) 資料を捏造して、故意に誤った情報を作り、保険案件が発生した際に、賠償、保険金支払いを拒否した
 - c) 資料を捏造して、故意に書類中に誤った情報を作り、賠償、保険金支払いを要求した
 - d) 自分の財産、健康に自ら損害を引き起こし、保険の権利を享受した。ただし法律に他の規定のある場合を除く

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1 億ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - c) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の保険金を奪取した場合
 - d) 2 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - dd) 危険な再犯
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 5 億ドン以上の保険金を奪取した
 - b) 10 億ドン以上の損害を引き起こした
4. 罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯し、2 億ドン以上 10 億ドン未満の保険金を奪取するか、4 億ドン以上 20 億ドン未満の損害を引き起こしたときは、2 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, b, dd 号に規定する場合に該当する罪を犯し、10 億ドン以上 30 億ドン未満の保険金を奪取した、又は 20 億ドン以上 50 億ドン未満の損害を引き起こしたときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当する罪を犯し、30 億ドン以上の保険金を奪取した、又は 50 億ドン以上の損害を引き起こしたときは、30 億ドン以上 70 億ドン以下の罰金に処す
 - d) 営利法人は 1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第 214 条 社会保険、失業保険で不正を行う罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、1,000 万ドン以上 1 億ドン未満の社会保険金、失業保険金を奪取するか、2,000 万ドン以上 2 億ドン未満の損害を引き起こした者で、この法律の第 174, 353, 355 条に規定する場合に該当しないときは、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 社会保険書類、失業保険書類を偽造するか内容を偽って、社会保険機関をだました
 - b) 偽の書類又は内容に偽りのある書類を使って、社会保険機関をだまし、社会保険、社会保険制度から利益を得た
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1 億ドン以上 2 億ドン以下の罰金、又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の社会保険金、失業保険金を奪取した場合
 - d) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合

- dd) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 5億ドン以上の社会保険金、失業保険金を奪取した場合
 - b) 5億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第215条 医療保険で不正を行う罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、1,000万ドン以上1億ドン未満の医療保険金を奪取するか、2,000万ドン以上2億ドン未満の損害を引き起こし、この法律の第174、353、355条のいずれかに規定する場合に該当しないときは、2,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正、3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 実体のない診療記録、処方箋を作るか、薬の数量や種類、患者は実際に使用しなかった医療物資、技術サービス、ベッド料金その他の費用を増やした
 - b) 書類、医療保険カードを偽造するか、病気診療において実体なく発給された医療保険カード、偽造医療保険カード、回収されたカード、修正されたカード、他人のカードを使用して、規定に違反して医療保険制度から利益を得た
 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1億ドン以上2億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 1億ドン以上5億ドン未満の医療保険金を奪取した場合
 - d) 2億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - dd) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - e) 危険な再犯の場合
 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 5億ドン以上の医療保険金を奪取した場合
 - b) 5億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第216条 労働者の社会保険、医療保険、失業保険の料金納付を逃れる罪

1. 労働者の社会保険、医療保険、失業保険の料金を納付する義務を有するが、だましその他の手段により、6か月以上規定に従って納付しないか十分に納付せず、以下の場合のいずれかに該当し、この行為について行政違反処罰を受け、さらに違反したときは、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
 - a) 5,000万ドン以上3億ドン未満の保険料納付を逃れた

- b) 10人以上50人未満の保険料納付を逃れた
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2億ドン以上5億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 3億ドン以上10億ドン未満の保険料納付を逃れた場合
 - c) 50人以上200人未満の保険料納付を逃れた場合
 - d) 本条第1項a号又はb号に規定する労働者の徴収済み又は差し引き済みの保険料を納付しない場合
- 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5億ドン以上10億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 10億ドン以上の保険料納付を逃れた場合
 - b) 200人以上の保険料納付を逃れた場合
 - c) 本条第2項b号又はc号に規定する労働者の徴収済み又は差し引き済みの保険料を納付しない場合
- 4. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
- 5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第1項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、2億ドン以上5億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第2項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、5億ドン以上10億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第3項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、10億ドン以上30億ドン以下の罰金に処す

第3節 その他の経済管理秩序を侵害する罪

第217条 競争に関する規定に違反する罪

- 1. 以下の場合のいずれかに該当する行為を実行し、5億ドン以上30億ドン未満の不正利益を得るか、他人に10億ドン以上50億ドン未満の損害を引き起こしたときは、2億ドン以上10億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 合意して妨害、締め付けを行い、他の企業を市場に参入させないか、経営発展させない
 - b) 合意して、合意当事者でない企業を市場から排除する
 - c) 合意参加者の市場での合計占有率が30パーセント以上で、以下の場合のいずれかに該当する場合に、合意して競争を制限した：合意して直接又は間接的に商品、サービスの価格を設定した。合意して消費市場、商品供給源、サービス供給源を分割した。合意して商品、サービスを生産、売買する数量、分量を制限するか検分した。合意して技術、工業技術の発展を制限し、投資を制限した。合意して他の企業に商品、サービスの売買契約条件を押し付けるか、他の企業に契約の対象に直接関係のない義務を受け入れるよう強制した

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 回以上罪を犯した場合
 - b) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - c) 市場の指導的地位や独占的地位を濫用する場合
 - d) 30 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - dd) 他人に 50 億ドン以上の損害を引き起こした場合
3. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、30 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 2 年以下の営業停止に処す
 - c) 営利法人は 1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第 217 条 a 連鎖販売取引¹²に関する規定に違反する罪

1. 連鎖販売取引の登録証明を有さず、また、自己の有する連鎖販売取引の登録証明の内容に従わずに連鎖販売取引を組織した者で、以下の場合のいずれかに該当する場合は、この法律の第 174 条又は第 290 条に該当する場合を除き、5 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正、又は 6 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 既に前記行為で行政違反処罰を受けているにもかかわらず更に違反した、又は前記行為で有罪判決を受けているがその前科の抹消を受けていない場合
 - b) 2 億ドン以上 10 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - c) 他人に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金、又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 10 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - b) 他人に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - c) 100 人以上から構成されるネットワークを組織した場合
3. 本条の罪を犯した者は、1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

¹² ベトナム語条文 “kinh doanh theo phương thức đa cấp” (多くの級の方式によったビジネス)，英訳版では“multilevel marketing”

第 218 条 財産競売活動に関する規定に違反する罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、3,000 万ドン以上 2 億ドン未満の不正利益を得るか、他人に 5,000 万ドン以上 30 億ドン未満の損害を引き起こした者は、2,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正、3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 競売財産の購入登録者についての実体のないリストを作成した
 - b) 財産競売活動に参加する実体のないリスト、偽造リストを作成した
 - c) 財産競売活動において、共謀して価格を引き下げるか価格を引き上げた
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 他人に 3 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - d) 2 回以上罪を犯した場合
 - dd) 巧妙、策略的な手段を使った場合
3. 罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 219 条 国の財産の管理、使用に関する規定に違反して逸失、浪費を引き起こす罪

1. 国の財産の管理、使用を任せられたが、財産の管理、使用に関する規定に違反して、1 億ドン以上 3 億ドン未満の逸失、浪費を引き起こすか、1 億ドン未満だが、この行為について懲戒処分又は行政違反処罰を受け、更に違反した者は、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 私利のためである場合
 - b) 組織的である場合
 - c) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - d) 3 億ドン以上 10 億ドン未満の財産逸失又は浪費を引き起こした
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に 10 億ドン以上の財産逸失又は浪費を引き起こしたときは、10 年以上 20 年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務、仕事への就業を禁止されるか、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 220 条 公共投資資金の管理と使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪

1. 職務、権限を利用して以下の行為のいずれかを行い、1 億ドン以上 3 億ドン未満の損害を引き起こすか、1 億ドン未満だが、この行為について懲戒処分又は行政違反処罰受け、さらに違反した者は、この法律の第 224 条に規定する場合に該当しないときは、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 投資方針決定に関する規定に違反した
 - b) 投資方針の策定、審査に関する規定に違反した

- c) プログラム、案件投資決定に関する規定に違反した
 - d) プログラム、案件のコンサルティング、設計に関する規定に違反した
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 私利のためである場合
 - b) 組織的である場合
 - c) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - d) 3億ドン以上10億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 10億ドン以上の損害を引き起こす罪を犯したときは、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務、仕事への就業を禁止されるか、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第221条 会計に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪

1. 職務、権限を利用して以下の行為のいずれかを行い、1億ドン以上3億ドン未満の損害を引き起こすか、1億ドン未満だが、この行為について懲戒処分又は行政違反処罰を受け、さらに違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 会計資料を捏造、偽造し、合意又は強要により、他人に捏造、偽造、抹消させた
 - b) 誘導、合意又は強要により、他人に事実と異なる会計情報、資料の提供、確認をさせた
 - c) 会計単位の財産又は会計単位に関連する財産を会計帳簿に記載しない
 - d) 会計法の規定する保管期限前に会計資料を廃棄するか、故意に損壊した
 - dd) 財務会計帳簿を2系統以上作成し、会計単位の財産、財源、経費を会計帳簿に記載しない
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 私利のためである場合
 - b) 組織的である場合
 - c) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - d) 3億ドン以上10億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に10億ドン以上の損害を引き起こしたときは、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務、仕事への就業を禁止されるか、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第222条 入札に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、1億ドン以上3億ドン未満の損害を引き起こすか、1億ドン未満だが、この行為について懲戒処分又は行政違反処罰を受け、さらに違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 入札活動に違法に干渉した
 - b) 談合した
 - c) 入札で不正を行った

- d) 入札活動を妨害した
 - dd) 入札活動の公正、透明性の確保に関する法律の規定に違反した
 - e) 請負事業への資金が確定しないうちに請負業者の選定を行い、請負事業に債務を負わせた
 - g) 違法に請負事業を譲渡した
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 私利のためである場合
 - b) 組織的である場合
 - c) 職務、権限を濫用した場合
 - d) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - dd) 3億ドン以上10億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、10億ドン以上の損害を引き起こしたときは、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務、仕事への就業を禁止されるか、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第223条 納税者と共に謀するか納税者を庇い重大な被害を引き起こす罪

1. 職務、権限を利用して以下の行為のいずれかを行い、1億ドン以上3億ドン未満の納付義務のある税金を逸失させるか、1億ドン未満だが、この行為について懲戒処分を受け、さらに違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 税務管理法及びその他の税金に関する法律の規定に基づかず、免税、減税、税金滞納の帳消し、罰金滞納の帳消しを行った
 - b) 税務管理法及びその他の税金に関する法律の規定に基づかず、納税者の納税義務実行を確認した
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 私利のためである場合
 - b) 組織的である場合
 - c) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - d) 3億ドン以上10億ドン未満の税金を逸失させた場合
3. 本条第1項の行為を行い、10億ドン以上の税金を逸失させたときは、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務、仕事への就業を禁止されるか、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第224条 建造物投資に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪

1. 職務、権限を利用して以下の行為のいずれかを行い、1億ドン以上3億ドン未満の損害を引き起こすか、1億ドン未満だが、この行為について懲戒処分を受け、さらに違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。

- a) 建設法の規定に基づかず、建設投資を決定した
 - b) 建設法の規定に違反して、国の資金を使用する施設の設計を立案、審査、承認し、予算を立て、予算を修正し、査収した
 - c) 建設活動を行うための十分な能力条件のない請負業者を選定した
 - d) あらかじめ謀り、共謀して、施設の施工、建設の案件立案、考査、設計、監督の結果を誤らせた
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 私利のためである場合
 - b) 組織的である場合
 - c) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - d) 3億ドン以上10億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、10億ドン以上の損害を引き起こしたときは、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務、仕事への就業を禁止されるか、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第225条 著作権、関連の権利を侵害する罪

- 1. 著作権、関連の権利の所有者の許可を得ず、故意に以下の行為のいずれかを行った者が、ベトナムで保護されている著作権、関連の権利を侵害し、5,000万ドン以上3億ドン未満の商業規模を伴う若しくは不正利益を得る、著作権及び関連の権利の所有者に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こす、又は違反した商品の価値が1億ドン以上5億ドン未満であるときは、5,000万ドン以上3億ドン以下の罰金又は3年以下の非拘束矯正に処す。
 - a) 作品、録音物、録画物をコピーした
 - b) 作品のコピー、録音物のコピー、録画物のコピーを大衆に配布した
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3億ドン以上10億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 3億ドン以上の不正利益を得た場合
 - d) 著作権及び関連の権利の所有者に5億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - dd) 違反した商品の価値が5億ドン以上である場合
- 3. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
- 4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 営利法人が、本条第1項に規定するいずれかの行為を行い、2億ドン以上3億ドン未満の商業規模を伴う若しくは不正利益を得る、著作権及び関連の権利の所有者に3億ドン以上5億ドン未満の損害を与える、又は違反した商品の価値が3億ドン以上5億ドン未満であるときは、3億ドン以上10億ドン以下の罰金に処す。営利法人が、この行為につ

いて既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、更に本条第1項に規定するいずれかの行為を行い、1億ドン以上2億ドン未満の商業規模を伴う若しくは不正利益を得る、著作権及び関連の権利の所有者に1億ドン以上3億ドン未満の損害を与える、又は違反した商品の価値が1億ドン以上3億ドン未満であるときについても、同様とする。

- b) 本条第2項に規定する場合に該当するときは、10億ドン以上30億ドン以下の罰金に処すか、6か月以上2年以下の営業停止に処す
- c) 営利法人は1億ドン以上3億ドン以下の罰金、1年以上3年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止を受けることがある

第226条 工業所有権を侵害する罪

1. ベトナムで保護されている商標又は地名商標¹³に対して故意に工業所有権を侵害した者が、1億ドン以上3億ドン未満の商業規模を伴う若しくは不正利益を得る、商標又は地名商標の所有者に2億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こす、又は違反した商品の価値が2億ドン以上5億ドン未満であるときは、5,000万ドン以上5億ドン以下の罰金又は3年以下の非拘束矯正に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5億ドン以上10億ドン以下の罰金又は6か月以上3年の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 3億ドン以上の不正利益を得た場合
 - d) 商標又は地名商標の所有者に5億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - dd) 違反した商品の価値が5億ドン以上である場合
3. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 営利法人が、本条第1項に規定するいずれかの行為を行い、2億ドン以上3億ドン未満の商業規模を伴う若しくは不正利益を得る、商標又は地名商標の所有者に3億ドン以上5億ドン未満の損害を与える、又は違反した商品の価値が3億ドン以上5億ドン未満であるときは、5億ドン以上20億ドン以下の罰金に処す。営利法人が、この行為について既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、更に本条第1項に規定するいずれかの行為を行い、1億ドン以上3億ドン未満の不正利益を得る、商標又は地名商標の所有者に1億ドン以上3億ドン未満の損害を与える、又は違反した商品の価値が1億ドン以上3億ドン未満であるときについても、同様とする。
 - b) 本条第2項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、20億ドン以上50億ドン以下の罰金又は6か月以上2年以下の営業停止に処す

¹³ 原文ベトナム語”chỉ dẫn địa lý”（地理的説明）であり、「○○産の▲▲」など、いわゆる原産地表示のこと

- c) 営利法人は 1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金, 1 年以上 3 年以下の期間, 一定のいくつかの領域における経営, 営業の禁止又は資金調達禁止を受けることがある

第 227 条 資源の研究, 探査, 開発に関する規定に違反する罪

1. ベトナムの大陸, 海島, 内陸水路, 領海, 排他的經濟水域, 大陸棚, 領空において, 許可証を持たない, 又は許可証の内容に沿わず, 資源の研究, 探査, 開発に関する国の規定に違反し, 以下の場合のいずれかに該当する者は, 3 億ドン以上 15 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 水, 石油, ガス又は他の種類の鉱産資源の研究, 探査, 開発から, 1 億ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得た
 - b) 鉱産資源の価値が 5 億ドン以上 10 億ドン未満である
 - c) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である
 - d) 2 人以上に傷害を引き起こす若しくは健康上の損害を引き起こし, その合計の身体損傷率が 61 パーセント以上 121 パーセント未満である
 - dd) 本条の行為について既に行政違反処罰を受けた, 又は本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず更に違反した
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 15 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 水, 石油, ガス又は他の種類の鉱産資源の研究, 探査, 開発から, 5 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - b) 鉱産資源の価値が 10 億ドン以上である場合
 - c) 組織的である場合
 - d) 環境事故を引き起こした場合
 - dd) 人を死に至らせた場合
 - e) 2 人以上に傷害を引き起こす若しくは健康上の損害を引き起こし, その合計の身体損傷率が 122 パーセント以上である場合
3. 本条の罪を犯した者は, 5,000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金を受けることがある。
4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは, 以下のように処罰される。
 - a) 営利法人が本条第 1 項に規定するいずれかの行為を行い, 水, 石油, ガス又は他の種類の鉱産資源の研究, 探査, 開発から 3 億ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得る, 鉱産資源の価値が 7 億ドン以上 10 億ドン未満である, 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こす若しくは健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である, 又は 2 人以上に傷害を引き起こす若しくは健康上の損害を引き起こし, その合計の身体損傷率が 61 パーセント以上 121 パーセント未満である場合は, 15 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す。 営利法人が, この行為について既に行政違反処罰を受けた, 又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず, 更に本条第 1 項に規定するいずれかの行為を行い, 1 億ドン以上 3 億ドン未満の不正利益を得る, 鉱産資源の価値が 5 億ドン以上 7 億ドン未満であるときについても, 同様とする。

- b) 営利法人が本条第 2 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、30 億ドン以上 70 億ドン以下の罰金又は 6か月以上 3 年以下の営業停止に処す
- c) 営利法人は 1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止を受けることがある

第 228 条 土地使用に関する規定に違反する罪

1. 土地の管理と使用に関する法律の規定に違反して、土地を侵食占拠し、土地使用権を移転するか、土地を使用した者が、この行為について行政違反処罰を受けるか、この罪で判決を受け、前科の抹消を受けておらず、さらに違反したときは、5,000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。

第 229 条 土地管理に関する規定に違反する罪

1. 職務、権限を利用又は濫用し、法律の規定に違反して、土地の支給、土地使用権の賃貸、移転許可、土地使用目的の変更許可を行い、以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 面積 5,000 平方メートル (m^2) 以上 3 万平方メートル (m^2) 未満の稻作地。面積 1 万平方メートル (m^2) 以上 5 万平方メートル (m^2) 未満の特殊用途林、防護林、生産林地。面積 1 万平方メートル (m^2) 以上 4 万平方メートル (m^2) 未満の農業用地及び非農業用地
 - b) 農業用地については時価 5 億ドン以上 20 億ドン未満又は非農業用地については 10 億ドン以上 50 億ドン未満相当の土地使用権のある土地
 - c) この行為について処分を受けたが、さらに違反した
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 面積 3 万平方メートル (m^2) 以上 7 万平方メートル (m^2) 未満の稻作地。面積 5 万平方メートル (m^2) 以上 10 万平方メートル (m^2) 未満の特殊用途林、防護林、生産林地である場合、又は面積 4 万平方メートル (m^2) 以上 8 万平方メートル (m^2) 未満の農業用地及び非農業用地である場合
 - c) 農業用地については時価 20 億ドン以上 70 億ドン未満、又は非農業用地については 50 億ドン以上 150 億ドン未満相当の土地使用権のある土地である場合
 - d) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 12 年以下の懲役に処す。

- a) 面積 7 万平方メートル (m^2) 以上の稲作地, 面積 10 万平方メートル (m^2) 以上の特殊用途林, 防護林, 生産林地又は面積 8 万平方メートル (m^2) 以上の農業用地及び非農業用地である場合
 - b) 農業用地については時価 70 億ドン以上, 又は非農業用地については 150 億ドン以上相当の土地使用権のある土地である場合
4. 本条の罪を犯した者は, 1,000 万ドン以上 1 億 5,000 万ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

第 230 条 国が土地を回収する際に補償, 支援, 再定住に関する規定に違反する罪

- 1. 職務, 権限を利用して故意に, 以下の行為のいずれかを行い, 財産に 1 億ドン以上 3 億ドン未満の損害を引き起こすか, 1 億ドン未満だが, この行為について処分を受け, さらに違反したときは, 3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 土地補償, 支援及び再定住に関する法律の規定に違反した
 - b) 財産, 生産経営の補償に関する法律の規定に違反した
- 2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 3 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 私利のため又は他の個人的動機のためである場合
 - b) 組織的である場合
 - c) 巧妙, 策略的な手段を使った場合
 - d) 社会の安寧, 秩序, 安全に悪影響を及ぼした場合
 - dd) 3 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い, 10 億ドン以上の損害を引き起こしたときは, 10 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- 4. 本条の罪を犯した者は, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務, 仕事への就業を禁止されるか, 財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 231 条 故意に金銭, 援助品の配分に関する規定に違反する罪

- 1. 職務, 権限を利用して故意に金銭, 援助品の配分に関する規定に違反し, 1 億ドン以上 3 億ドン未満の損害を引き起こすか, 金銭, 援助品を逸失させた者は, 戒告, 5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金又は 2 年以下の非拘束矯正に処す。
- 2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 3 億ドン以上の損害を引き起こすか, 金銭, 援助品を逸失させた場合
 - d) 社会の安寧, 秩序, 安全に悪影響を及ぼした場合
- 3. 本条の罪を犯した者は, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務への就業禁止を受けることがある。

第 232 条 森林及び林産物¹⁴の開拓及び保護に関する規定に違反する罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、この法律の第 243 条に規定する場合に該当しないときは、5,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 通常の種類の植物の木材で体積 20 立方メートル (m^3) 以上 40 立方メートル (m^3) 未満、又は IIA グループ¹⁵の絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 15 立方メートル (m^3) 以上 30 立方メートル (m^3) 未満の人工の¹⁶生産林を違法に伐採¹⁷した
 - b) 通常の種類の植物の木材で体積 10 立方メートル (m^3) 以上 20 立方メートル (m^3) 未満、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 7 立方メートル (m^3) 以上 15 立方メートル (m^3) 未満の天然の生産林を違法に伐採した
 - c) 通常の種類の植物の木材で体積 15 立方メートル (m^3) 以上 30 立方メートル (m^3) 未満、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 10 立方メートル (m^3) 以上 20 立方メートル (m^3) 未満の人工の防護林を違法に伐採した
 - d) 通常の種類の植物の木材で体積 7 立方メートル (m^3) 以上 15 立方メートル (m^3) 未満、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 5 立方メートル (m^3) 以上 10 立方メートル (m^3) 未満の天然の防護林を違法に伐採した
 - dd) 通常の種類の植物の木材で体積 10 立方メートル (m^3) 以上 20 立方メートル (m^3) 未満、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 5 立方メートル (m^3) 以上 10 立方メートル (m^3) 未満の人工の特殊用途林を違法に伐採した
 - e) 通常の種類の植物の木材で体積 3 立方メートル (m^3) 以上 8 立方メートル (m^3) 未満、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 1 立方メートル (m^3) 以上 3 立方メートル (m^3) 未満の天然の特殊用途林を違法に伐採した
 - g) IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の非木材で 5000 万ドン以上 1 億ドン以下の価値を有する森林、又は通常の種類の非木材で 1 億ドン以上 2 億ドン以下の価値を有する森林を違法に伐採した

¹⁴ 木材その他森林に生息する動植物に由来する製品を指す。林業法（16/2017/QH14、和訳未掲載）第 2 条 16 項

¹⁵ 「絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物の管理に関する議定」（No. 32/2006/ND-CP）においてリストアップされた動植物であり、IIA グループは、「商業目的での開発及び利用が制限されている植物」である。

¹⁶ 「天然」「人工」の別、「生産林」「防護林」「特殊用途林」の別は、前記林業法第 2 条 7 条及び 8 項、並びに第 5 条 1 項でそれぞれ定義や分類などがなされている。

¹⁷ ベトナム語原文”khai thác”「開拓する」だが、英語公刊物では”exploiting”であり、また、犯罪の構成要件該当行為らしいワーディングとするため、ここでは「伐採する」とした。

- h) 優先的に保護される絶滅危惧, 貴重, 稀少種のリスト¹⁸に記載されている, 又は IA グループ¹⁹に属する絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 1 立方メートル (m^3) 以上 2 立方メートル (m^3) 未満の生産林, 0.5 立方メートル (m^3) 以上 1.5 立方メートル (m^3) 未満の防護林, 又は 0.5 立方メートル (m^3) 以上 1 立方メートル (m^3) 未満の特殊用途林を違法に伐採した
- i) 優先的に保護される絶滅危惧, 貴重, 稀少種のリストに記載されている, 又は IA グループに属する絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物で, 3000 万ドン以上 6000 万ドン以下の価値を有する非木材の森林を違法に伐採した
- k) 1.5 立方メートル (m^3) 以上 3 立方メートル (m^3) 未満の優先的に保護される絶滅危惧, 貴重, 稀少種のリストに記載されている植物の木材, IA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の動植物リストに記載されている植物の木材, 若しくは野生, 絶滅危惧の各種野生動植物の国際取引に関する条約の付録 I に属する外国起源の木材を違法に貯蔵, 輸送, 加工若しくは売買した, 10 立方メートル (m^3) 以上 20 立方メートル (m^3) 未満の II A グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物の木材若しくは野生, 絶滅危惧の各種野生動植物の国際取引に関する条約の付録 II に属する種類の外国起源の植物の木材を違法に貯蔵, 輸送, 加工若しくは売買した, 又は, 20 立方メートル (m^3) 以上 40 立方メートル (m^3) 未満の通常の種類の植物の木材を違法に貯蔵, 輸送, 加工若しくは売買した
- l) 3 億ドン以上 6 億ドン未満の価値を有する非木材の植物を違法に貯蔵, 輸送, 加工又は売買した 2. 本条第 1 項のいずれかの行為を行い, 以下の場合のいずれかに該当するときは, 3 億ドン以上 15 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 通常の種類の植物の木材で体積 40 立方メートル (m^3) 以上 80 立方メートル (m^3) 未満, 又は II A グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 30 立方メートル (m^3) 以上 50 立方メートル (m^3) 未満の人工の生産林を違法に伐採した
 - b) 通常の種類の植物の木材で体積 20 立方メートル (m^3) 以上 40 立方メートル (m^3) 未満, 又は II A グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 15 立方メートル (m^3) 以上 30 立方メートル (m^3) 未満の天然の生産林を違法に伐採した
 - c) 通常の種類の植物の木材で体積 30 立方メートル (m^3) 以上 60 立方メートル (m^3) 未満, 又は II A グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 20 立方メートル (m^3) 以上 40 立方メートル (m^3) 未満の人工の防護林を違法に伐採した

¹⁸ 「優先的に保護すべき絶滅危惧, 貴重, 稀少種のリストに基づき, その種及び管理の基準を定める議定」(160/2013/ND-CP) に記載されているもの。

¹⁹ 前記「絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物の管理に関する議定」においてリストアップされた動植物であり, IA グループは, 「商業目的での開発及び利用が禁止されている植物」である。

- d) 通常の種類の植物の木材で体積 15 立方メートル (m^3) 以上 30 立方メートル (m^3) 未満, 又は IIA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 10 立方メートル (m^3) 以上 20 立方メートル (m^3) 未満の天然の防護林を違法に伐採した dd) 通常の種類の植物の木材で体積 20 立方メートル (m^3) 以上 40 立 方 メ 一 ト ル (m^3) 未満, 又は IIA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 10 立方メートル (m^3) 以上 20 立方メートル (m^3) 未満の人工の特殊用途林を違法に伐採した
- e) 通常の種類の植物の木材で体積 8 立方メートル (m^3) 以上 15 立方メートル (m^3) 未満, 又は IIA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 3 立方メートル (m^3) 以上 10 立方メートル (m^3) 未満の天然の特殊用途林を違法に伐採した g) IIA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の非木材で 1 億ドン以上 2 億ドン以下の価値を有する森林, 又は通常の種類の非木材で 2 億ドン以上 4 億ドン以下の価値を有する森林を違法に伐採した
- h) 優先的に保護される絶滅危惧, 貴重, 稀少種のリストに記載されている, 又は IA グループ²⁰に属する絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 2 立方メートル (m^3) 以上 4 立方メートル (m^3) 未満の生産林, 1.5 立方メートル (m^3) 以上 3 立方メートル (m^3) 未満の防護林, 又は 1 立方メートル (m^3) 以上 2 立方メートル (m^3) 未満の特殊用途林を違法に伐採した
- i) 優先的に保護される絶滅危惧, 貴重, 稀少種のリストに記載されている, 又は IA グループに属する絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物で, 6000 万ドン以上 1 億 2000 万ドン以下の価値を有する非木材の森林を違法に伐採した
- k) 3 立方メートル (m^3) 以上 6 立方メートル (m^3) 未満の優先的に保護される絶滅危惧, 貴重, 稀少種のリストに記載されている植物の木材, IA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の動植物リストに記載されている植物の木材, 若しくは野生, 絶滅危惧の各種野生動植物の国際取引に関する条約の付録 I に属する外国起源の木材を違法に貯蔵, 輸送, 加工若しくは売買した, 20 立方メートル (m^3) 以上 40 立方メートル (m^3) 未満の IIA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物の木材若しくは野生, 絶滅危惧の各種野生動植物の国際取引に関する条約の付録 II に属する種類の外国起源の植物の木材を違法に貯蔵, 輸送, 加工若しくは売買した, 又は, 40 立方メートル (m^3) 以上 80 立方メートル (m^3) 未満の通常の種類の植物の木材を違法に貯蔵, 輸送, 加工若しくは売買した
- l) 6 億ドン以上 12 億ドン未満の価値を有する非木材の植物を違法に貯蔵, 輸送, 加工又は売買した

²⁰ 前記「絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物の管理に関する議定」においてリストアップされた動植物であり, IA グループは, 「商業目的での開発及び利用が禁止されている植物」である。

3. 本条第1項の行為を行い、以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 通常の種類の植物の木材で体積 80 立方メートル (m^3) 以上、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 50 立方メートル (m^3) 以上の人工の生産林を違法に伐採した
 - b) 通常の種類の植物の木材で体積 40 立方メートル (m^3) 以上未満、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 30 立方メートル (m^3) 以上の天然の生産林を違法に伐採した
 - c) 通常の種類の植物の木材で体積 60 立方メートル (m^3) 以上、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 40 立方メートル (m^3) 以上の人工の防護林を違法に伐採した
 - d) 通常の種類の植物の木材で体積 30 立方メートル (m^3) 以上、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 20 立方メートル (m^3) 以上の天然の防護林を違法に伐採した
 - dd) 通常の種類の植物の木材で体積 40 立方メートル (m^3) 以上、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 20 立方メートル (m^3) 以上の人工の特殊用途林を違法に伐採した
 - e) 通常の種類の植物の木材で体積 15 立方メートル (m^3) 以上、又は IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 10 立方メートル (m^3) 以上の天然の特殊用途林を違法に伐採した
 - g) IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の非木材で 2 億ドン以上の価値を有する森林、又は通常の種類の非木材で 4 億ドン以上の価値を有する森林を違法に伐採した
 - h) 優先的に保護される絶滅危惧、貴重、稀少種のリストに記載されている、又は IA グループに属する絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物の木材で 4 立方メートル (m^3) 以上の生産林、3 立方メートル (m^3) 以上の防護林、又は 2 立方メートル (m^3) 以上の特殊用途林を違法に伐採した
 - i) 優先的に保護される絶滅危惧、貴重、稀少種のリストに記載されている、又は IA グループに属する絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物のリストに掲載されている植物で、6000 万ドン以上 1 億 2000 万ドン以下の価値を有する非木材の森林を違法に伐採した
 - k) 6 立方メートル (m^3) 以上の優先的に保護される絶滅危惧、貴重、稀少種のリストに記載されている植物の木材、IA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の動植物リストに記載されている植物の木材、若しくは野生、絶滅危惧の各種野生動植物の国際取引に関する条約の付録 I に属する外国起源の木材を違法に貯蔵、輸送、加工若しくは売買した、40 立方メートル (m^3) 以上の IIA グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の森林動植物の木材若しくは野生、絶滅危惧の各種野生動植物の国際取引に関する条約の付録 II に属する種類の外国起源の植物の木材を違法に貯蔵、輸送、加工若しくは売買した、又は、80 立方

メートル (m^3) 以上の通常の種類の植物の木材を違法に貯蔵, 輸送, 加工若しくは売買した

- 1) 12億ドン以上の価値を有する非木材の植物を違法に貯蔵, 輸送, 加工又は売買した
4. 本条の罪を犯した者は, 併せて 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは, 以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当するときは, 3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当するときは, 10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金又は 6か月以上 2 年以下の営業停止に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当するときは, 30 億ドン以上 60 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 3 年以下の営業停止に処す
 - d) 営利法人は 1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金, 1 年以上 3 年以下の期間, 一定のいくつかの領域における経営, 営業の禁止又は資金調達禁止を受けることがある

第 233 条 森林管理に関する規定に違反する罪

1. 職務, 権限を利用又は濫用して, 以下の行為のいずれかを行った者は, 3 年以下の非拘束矯正又は 6か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 万平方メートル (m^2) 以上 2 万 5,000 平方メートル (m^2) 未満の生産林, 1 万 5,000 平方メートル (m^2) 以上 2 万平方メートル (m^2) 未満の防護林又は 1 万平方メートル (m^2) 以上 1 万 5,000 平方メートル (m^2) 未満の特殊用途林を違法に交付, 回収又は賃貸した
 - b) 1 万平方メートル (m^2) 以上 1 万 2,500 平方メートル (m^2) 未満の生産林, 7,500 平方メートル (m^2) 以上 1 万平方メートル (m^2) 未満の防護林, 又は 5,000 平方メートル (m^2) 以上 7,500 平方メートル (m^2) 未満の特殊用途林につき, 違法にその使用目的の変更を許可した
 - c) この法律の第 232 条第 1 項に規定する場合のいずれかに該当する林産物の伐採又は輸送を違法に許可した
 - d) 本条に規定された各行為について既に懲戒処分を受けたにもかかわらず, 本項 a 号及び b 号, 又はこの法律の第 232 条 1 項 a 号ないし 1 号に規定された種類の森林における林産物であり, 同項 a 号ないし 1 号に規定された面積, 体積若しくは価額の数値を下回る林産物につき, 違法に交付し, 回収し, 賃貸し, 使用目的を変更し, 又は林産物の開発若しくは林産物の輸送を許可した
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合

- c) 2万5,000平方メートル (m^2) 以上4万平方メートル (m^2) 未満の生産林, 2万平方メートル (m^2) 以上3万平方メートル (m^2) 未満の防護林, 又は1万5,000平方メートル (m^2) 以上2万5,000平方メートル (m^2) 未満の特殊用途林を違法に交付, 回収又は賃貸した
 - d) 1万2,500平方メートル (m^2) 以上1万7,000平方メートル (m^2) 未満の生産林, 1万平方メートル (m^2) 以上1万5,000平方メートル (m^2) 未満の防護林, 又は7,500平方メートル (m^2) 以上1万2,000平方メートル (m^2) 未満の特殊用途林につき, 違法にその使用目的の変更を許可した
 - dd) この法律の第232条第2項a号ないし1号に規定する場合のいずれかに該当する違法な林産物の開発, 輸送を許可した
3. 以下の場合のいずれかに該当するときは, 5年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 4万平方メートル (m^2) 以上の生産林, 3万平方メートル (m^2) 以上の防護林, 又は2万5,000平方メートル (m^2) 以上の特殊用途林を違法に交付, 回収又は賃貸した
 - b) 1万7,000平方メートル (m^2) 以上の生産林, 1万5,000平方メートル (m^2) 以上の防護林, 又は1万2,000平方メートル (m^2) 以上の特殊用途林につき, 違法に使用目的の変更を許可した
4. 本条の罪を犯した者は, 1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金, 1年以上5年以下の期間, 一定の職務の担当禁止を受けることがある。

第234条 野生動物の管理, 保護に関する規定に違反する罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者で, この法律の第242条及び第244条に規定する場合に該当しないときは, 5,000万ドン以上3億ドン以下の罰金, 3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- a) 1億5000万ドン以上5億ドン未満の価値を有するIIBグループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の動植物のリストに掲載された動物, 野生, 絶滅危惧の各種野生動物, 植物の国際取引に関する条約の付録IIに記載された動物, 若しくは3億ドン以上7億ドン未満の価値を有するその他の通常の野生動物を, 違法に捕獲し, 殺し, 飼育し, 閉じ込め, 輸送し, 若しくは取引した, 又は5000万ドン以上2億ドン未満の不正利益を得た。
 - b) 1億5000万ドン以上5億ドン未満の価値を有するIIBグループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の動植物のリストに掲載された動物, 野生, 絶滅危惧の各種野生動物, 植物の国際取引に関する条約の付録IIに属する動物, 若しくは3億ドン以上7億ドン未満の価値を有する, その他の通常の野生動物の体の部分若しくは動物製品を違法に貯蔵, 輸送, 若しくは取引した, 又は5000万ドン以上2億ドン未満の不正利益を得た。
 - c) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた, 又は本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず, 本項a号及びb号に規定された値を下回る価値の動物の個体, 動物の体の部分又は動物製品を違法に捕獲し, 殺し, 飼育し, 閉じ込め, 貯蔵し, 輸送し, 若しくは取引した, 又は本項a号及びb号に規定された値を下回る不正利益を得た

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 億ドン以上 15 億ドン以下の罰金又は 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を利用した場合
 - c) 機関、組織の名前を利用した場合
 - d) 禁止されている捕獲の道具又は機材を使用した場合
 - dd) 禁止区域で、又は禁止期間に捕獲した場合
 - e) 国境を越えて取引、輸送を行った g) 5 億ドン以上 10 億ドン未満の価値を有する IIB グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の動植物のリストに掲載された動物、野生、絶滅危惧の各種野生動物、植物の国際取引に関する条約の付録 II に属する絶滅危惧、貴重、稀少種の動物、又は 7 億ドン以上 15 億ドン未満の価値を有するその他野生動物について、その動物の個体、動物の体の器官又は動物製品が含まれる場合
 - h) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - i) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 10 億ドン以上の価値を有する IIB グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の動植物のリストに掲載された動物、野生、絶滅危惧の各種野生動物、植物の国際取引に関する条約の付録 II に属する絶滅危惧、貴重、稀少種の動物、又は 15 億ドン以上の価値を有するその他の動物につき、個体、動物の身体の器官又は動物製品を含む場合
 - b) 5 億ドン以上の不正利益を得た場合
4. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, d, dd, e, g, h 及び i 号に規定する場合に該当する罪を犯したときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、30 億ドン以上 60 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - d) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 営利法人は 5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第 19 章 環境に関する犯罪

第 235 条 環境汚染を引き起こす罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者は、5000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 1000 キログラム以上 3000 キログラム未満の法律で定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録 A の規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は 3000 キログラム以上 1 万キログラム未満のその他有害廃棄物を、法律の規定に違反して、埋め立て、投棄、又は廃棄した
 - b) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、又は本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、500 キログラム以上 1000 キログラム未満の法律で定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録 A の規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は 1500 キログラム以上 3000 キログラム未満のその他有害廃棄物を、法律の規定に違反して、埋め立て、投棄、又は廃棄した
 - c) 廃棄物に関する国家技術基準の 5 倍以上 10 倍未満の有害環境値のある排水を 1 日当たり 500 立方メートル (m^3) 以上 5000 立方メートル (m^3) 未満、又は同基準の 10 倍以上の有害環境値のある排水を 1 日あたり 300 立方メートル (m^3) 以上 500 立方メートル (m^3) 未満、環境に投棄した
 - d) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、又は本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、廃棄物に関する国家技術基準の 3 倍以上 5 倍未満の有害環境値のある排水を 1 日当たり 300 立方メートル (m^3) 以上 500 立方メートル (m^3) 未満、同基準の 5 倍以上 10 倍未満の有害環境値のある排水を 1 日あたり 300 立方メートル (m^3) 以上 500 立方メートル (m^3) 未満、又は同基準の 10 倍以上の有害環境値のある排水を 1 日あたり 100 立方メートル (m^3) 以上 300 立方メートル (m^3) 未満、環境に投棄した
 - dd) 廃棄物に関する国家技術基準の 5 倍以上 10 倍未満の有害環境値のある排気を 1 時間当たり 15 万立方メートル (m^3) 以上 30 万立方メートル (m^3) 未満、又は同基準の 10 倍以上の有害環境値のある排気を 1 時間当たり 10 万立方メートル (m^3) 以上 15 万立方メートル (m^3) 未満環境に排出した
 - e) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、又は本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、廃棄物に関する国家技術基準の 3 倍以上 5 倍未満の有害環境値のある排気を 1 時間当たり 15 万立方メートル (m^3) 以上、同基準の 5 倍以上 10 倍未満の有害環境値のある排気を 1 時間当たり 10 万立方メートル (m^3) 以上 15 万立方メートル (m^3) 未満、又は同基準の 10 倍以上の有害環境値のある排気を 1 時間当たり 5 万立方メートル (m^3) 以上 10 万立方メートル (m^3) 未満、環境に排出した g) 10 万キログラム以上 20 万キログラム未満の通常の固形廃棄物を環境中に埋め立て、敷き詰め、投棄し若しくは排出し、又は本条规定の行為について既に行

政違反処罰を受けた、若しくは本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、7万キログラム以上10万キログラム未満の通常の固形廃棄物を環境中に埋め立て、敷き詰め、投棄し若しくは排出した h) 年間 50 ミリシーベルト(mSv)以上 200 ミリシーベルト(mSv)未満若しくは 1 時間当たり 0.0025 ミリシーベルト(mSv)以上 0.01 ミリシーベルト(mSv)未満の放射線量を含む放射性物質を含む排水を環境に排出した、前記放射性物質を含む固形廃棄物を埋め立て、敷き詰め、投棄し若しくは排出した、又は前記放射性物質を含む排気を空气中に排出した

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 3000 キログラム以上 5000 キログラム未満の法律で定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録 A の規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は 1 万キログラム以上 50000 キログラム未満のその他有害廃棄物を、違法に埋め立て、投棄、又は廃棄した
 - b) 廃棄物に関する国家技術基準の 5 倍以上 10 倍未満の有害環境値のある排水を 1 日当たり 5000 立方メートル (m^3) 以上 1 万立方メートル (m^3) 未満、又は同基準の 10 倍以上の有害環境値のある排水を 1 日あたり 500 立方メートル (m^3) 以上 5000 立方メートル (m^3) 未満、環境に投棄した
 - c) 廃棄物に関する国家技術基準の 5 倍以上 10 倍未満の有害環境値のある排気を 1 時間当たり 30 万立方メートル (m^3) 以上 50 万立方メートル (m^3) 未満、又は同基準の 10 倍以上の有害環境値のある排気を 1 時間当たり 15 万立方メートル (m^3) 以上 30 万立方メートル (m^3) 未満環境に排出した
 - d) 20 万キログラム以上 50 万キログラム未満の通常の固形廃棄物を環境中に埋め立て、敷き詰め、投棄し若しくは排出した
 - dd) 年間 200 ミリシーベルト(mSv)以上 400 ミリシーベルト(mSv)未満若しくは 1 時間当たり 0.01 ミリシーベルト(mSv)以上 0.02 ミリシーベルト(mSv)未満の放射線量を含む放射性物質を含む排水を環境に排出した、前記放射性物質を含む固形廃棄物を埋め立て、敷き詰め、投棄し若しくは排出した、又は前記放射性物質を含む排気を空气中に排出した
 - e) 重大な結果を生じさせた場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金又は 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 5000 キログラム以上の法律で定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録 A の規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は 50000 キログラム以上のその他有害廃棄物を、違法に埋め立て、投棄、又は廃棄した
 - b) 廃棄物に関する国家技術基準の 5 倍以上 10 倍未満の有害環境値のある排水を 1 日当たり 1 万立方メートル (m^3) 以上、又は同基準の 10 倍以上の有害環境値のある排水を 1 日あたり 5000 立方メートル (m^3) 以上、環境に投棄した

- c) 廃棄物に関する国家技術基準の 5 倍以上 10 倍未満の有害環境値のある排気を 1 時間当たり 50 万立方メートル (m^3) 以上、又は同基準の 10 倍以上の有害環境値のある排気を 1 時間当たり 30 万立方メートル (m^3) 以上環境に排出した
 - d) 50 万キログラム以上の通常の固体廃棄物を環境中に埋め立て、敷き詰め、投棄し若しくは排出した
 - dd) 年間 400 ミリシーベルト(mSv)以上若しくは 1 時間当たり 0.02 ミリシーベルト(mSv)以上の放射線量を含む放射性物質を含む排水を環境に排出した、前記放射性物質を含む固体廃棄物を埋め立て、敷き詰め、投棄し若しくは排出した、又は前記放射性物質を含む排気を空气中に排出した
 - e) 極めて重大な結果又は特別に極めて重大な結果を生じさせた場合
4. 本条の罪を犯した者は、3,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
- a) 本条第 1 項に規定する場合に該当するときは、30 億ドン以上 70 億ドン以下の罰金に処する
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当するときは、70 億ドン以上 120 億ドン以下の罰金又は 6か月以上 2 年以下の営業停止に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当するときは、120 億ドン以上 200 億ドン以下の罰金に処す
 - d) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 営利法人は 10 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止を受けることがある

第 236 条 有害廃棄物の管理に関する規定に違反する罪

1. 権限を有する者が、法律の規定に違反して、3,000 キログラム以上 5,000 キログラム未満の、法律によって定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録 A の規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は許容基準を超えた放射線の安全・放射性物質のグループ分け及び分類に関する国家技術基準に基づく中位を下回る危険度を有する種類の放射性物質に該当する環境の放射能汚染を引き起こす放射性物質を含む廃棄物について、その埋め立て、投棄、廃棄を許可したときは、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 埋め立て、投棄又は廃棄を許可した物が、5000 キログラム以上 1 万キログラム未満の、法律によって定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録 A の規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は許容基準を超えた放射線の安全・放射性物質のグループ

- 分け及び分類に関する国家技術基準に基づく中位の危険度を有する種類の放射性物質に該当する環境の放射能汚染を引き起こす放射性物質の場合
- b) 組織的である場合
 - c) 2回以上罪を犯した場合
 - d) 危険な再犯の場合
3. 埋め立て、投棄又は廃棄を許可した物が、1万キログラム以上の、法律によって定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録Aの規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は許容基準を超えた放射線の安全・放射性物質のグループ分け及び分類に関する国家技術基準に基づく中位を上回る危険度を有する種類の放射性物質に該当する環境の放射能汚染を引き起こす放射性物質の場合に該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上1億5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
- 第237条 環境事故の防止、対処、修復に関する規定に違反する罪**
1. 以下の行為のいずれかを行った者は、5,000万ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 環境事故の防止に関する規定に違反して、環境事故を発生させた
 - b) 環境事故の対処、修復に関する規定に違反し、環境の重大な汚染を発生させた、他人に傷害若しくは健康上の損害を引き起こしその身体損傷率が61パーセント以上である、2人以上の者に傷害若しくは健康上の損害を引き起こしその身体損傷率の合計が61パーセント以上121パーセント以下である、又は10億ドン以上30億ドン未満の損害を引き起こした
 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5億ドン以上20億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 人を死に至らせた場合
 - b) 2人以上の者に傷害若しくは健康上の損害を引き起こしその身体損傷率の合計が122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - c) 30億ドン以上70億ドン未満の損害を引き起こした場合
 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 2人以上を死に至らせた場合
 - b) 70億ドン以上の損害を引き起こした場合
 4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
 5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第1項に規定する場合に該当するときは、3億ドン以上10億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第2項に規定する場合に該当するときは、10億ドン以上30億ドン以下の罰金に処す

- c) 本条第 3 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、30 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金、又は 1 年以上 3 年以下の営業停止に処す
- d) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
- dd) 営利法人は 1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金、又は 1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止を受けることがある

第 238 条 水利施設、堤防の安全保護及び自然災害の予防、防止に関する規定に違反し、河岸、河川敷に関する規定に違反する罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者で、他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である、2 人以上の者に傷害若しくは健康上の損害を引き起こしその身体損傷率の合計が 61 パーセント以上 121 パーセント以下であるとき、又は 1 億ドン以上 3 億ドン未満の損害を引き起こした場合は、この法律の第 303 条に規定されている場合を除き、5,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 水利施設若しくは堤防の安全保護のため、又は自然災害の予防若しくは防止のための保護範囲内で違法に家屋、施設を建設した
 - b) 水利施設、堤防、若しくは自然災害の防止施設、水資源の保護、開発、使用、観測、及び監視のための施設、水が引き起こす被害を予防、防止及び修復する施設を損壊した。
 - c) 地中の土、石、砂、砂利、鉱産物、地下水を違法に掘削、掘り起こして探査、調査、又は開発した
 - d) 水利施設若しくは堤防の安全保護、自然災害の予防及び防止、水資源の保護、開発、使用、観測、及び監視のための施設、又は水が引き起こす被害を予防、防止及び修復する施設のための保護範囲内で、爆薬を使用し、爆発又は火災を引き起こした。ただし許可証を有する場合又は法律が定める緊急の場合を除く
 - dd) 貯水池又は関連施設の運用の適切な手順に違反して貯水池を運用した、又は適切な手順及び技術基準に違反して洪水を分割・遅延させる施設を運用した。ただし、権限を有する者の指導に基づいて実行する特別な場合を除く
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 人を死に至らせた場合
 - d) 2 人以上の者に傷害若しくは健康上の損害を与え、その合計身体損傷率が 122 パーセント以上 200 パーセント未満の場合
 - dd) 3 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。

- a) 2人以上を死に至らせた場合
 - b) 10億ドン以上の損害を引き起こした
4. 罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以上5年以下の期間、一定の職業又は仕事への就業禁止を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
- a) 本条第1項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、3億ドン以上10億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第2項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、10億ドン以上30億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第3項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、30億ドン以上50億ドン以下の罰金に処す
 - d) この法律の第79条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 営利法人は1億ドン以上5億ドン以下の罰金、1年以上3年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止を受けることがある

第239条 ベトナムの領土に廃棄物を持ち込む罪

1. ベトナムの領土に廃棄物を持ち込んだ者で、以下のいずれかに該当する場合は、2億ドン以上10億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 1000キログラム以上3000キログラム未満の法律で定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録Aの規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は3000キログラム以上1万キログラム未満のその他有害廃棄物を含む場合
 - b) その他の廃棄物を7万キログラム以上17万キログラム未満、ベトナムの領土に持ち込んだ場合
2. 本条第1項の行為を行い、以下の場合のいずれかに該当するときは、10億ドン以上20億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 3000キログラム以上5000キログラム未満の法律で定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録Aの規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は1万キログラム以上5万キログラム未満のその他有害廃棄物を含む場合
 - c) 17万キログラム以上30万キログラム未満の他の廃棄物を含む場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20億ドン以上50億ドン未満の罰金、又は5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 5000キログラム以上の法律で定められた限界値を上回る特に有害な成分若しくは分解困難な有機汚染物質に関するストックホルム条約の付録Aの規定に基づいて取り除かなくてはならない物質を含んだ有害廃棄物、又は5万キログラム以上のその他有害廃棄物を含む場合

- b) 30万キログラム以上のその他の廃棄物を含む場合
- 4. 本条の罪を犯した者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
- 5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第1項に規定する場合に該当するときは、10億ドン以上30億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第2項に規定する場合に該当するときは、30億ドン以上50億ドン以下の罰金又は6か月以上1年以下の営業停止に処す
 - c) 本条第3項に規定する場合に該当するときは、50億ドン以上70億ドン以下の罰金又は1年以上3年以下の営業停止に処す
 - d) この法律の第79条に規定する場合に該当するときは、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 営利法人は1億ドン以上5億ドン以下の罰金、1年以上3年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営禁止、営業の禁止処分を受けることがある

第240条 人に危険な感染症を拡散する罪

- 1. 以下の行為のいずれかを行い、人に危険な感染症を拡散した者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 危険な感染症を人に移す可能性のある動物、植物、動物や植物の产品その他物品を、感染症の広まっている地域から持ち出すか持ち出しを許可した。ただし法律に他の規定がある場合を除く
 - b) 人に感染する可能性のある病気に感染しているか病原菌を持った動物、植物、動物や植物の产品を、ベトナムの領土に持ち込むか持ち込みを許可した
 - c) 人に危険な感染症を拡散するその他の行為
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 省人民委員会主席又は医療大臣²¹の権限に属する感染症の公表に至った場合
 - b) 人を死に至らせた場合
- 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 首相の権限に属する感染症の公表に至った場合
 - b) 2人以上を死に至らせた場合
- 4. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第241条 動物、植物に危険な感染症を拡散する罪

- 1. 以下の行為のいずれかを行い、動物、植物に危険な感染症を拡散し、財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こすか、以下の行為のいずれかについて行政違反処罰を受けたにもか

²¹ 原文ベトナム語”Bô trưởng Bộ Y tế”（Bô Y téの長=大臣）。Bô Y téは「保健省」とも訳される場合があり、この部分も「保健大臣」と同義。

かわらず、さらに違反したときは、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上2年以下の懲役に処す。

- a) 病気に感染しているか病原菌を持った動物、植物、動物や植物の產品を、感染症のある地域に持ち込む、地域から持ち出すか、持ち込み、持ち出しを許可した。ただし法律に他の規定がある場合を除く
 - b) 検疫の対象となる動物、植物、動物や植物の產品を、検疫に関する法律の規定を実行せずに、ベトナムの領土に持ち込むか、持ち込みを許可した
 - c) 動物、植物に危険な感染症を拡散するその他の行為
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 財産に5億ドン以上10億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - b) 郡レベル人民委員会主席又は省レベル人民委員会主席の権限に属する感染症の公表に至った場合
 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 財産に10億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - b) 農業農村開発大臣の権限に属する感染症の公表に至った場合
3. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第242条 水産資源を破壊する罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する水産資源保護に関する規定に違反し、1億ドン以上5億ドン未満の水産資源又は5,000万ドン以上2億ドン未満の価値を有する水産物に損害を引き起こした又は本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、若しくは本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反した者は、5,000万ドン以上3億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 毒物、爆薬その他の化学物質、電気又は禁止されている機材、漁具を使用して、水産物を収獲し又は水産資源を破壊した
 - b) 禁止区域、期間限定の禁止区域で水産物を収獲した
 - c) 収獲が禁止されている種類の水産物を収獲した。ただし、この法律第244条に規定がある場合を除く。
 - d) 優先して保護すべき絶滅危惧、貴重、稀少種のリストに該当する種類の水産物の生息地を破壊した
 - dd) 他人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上61パーセント以下である
 - e) 2人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その合計の身体損傷率が61パーセント以上121パーセント以下である
 - g) 水産資源の保護に関するその他の規定に違反した

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 3 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 5 億ドン以上 15 億ドン未満の水産資源に損害を引き起こした、又は 2 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する水産物に損害を引き起こした
 - b) 人を死に至らせた場合
 - c) 2 人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その合計の身体損傷率が 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 15 億ドン以上の水産資源又は 5 億ドン以上の水産物に損害を引き起こした場合
 - b) 2 人以上を死に至らせた場合
 - c) 2 人以上の者に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その合計の身体損傷率が 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
4. 本条の罪を犯した者は、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、30 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - d) 営利法人は 5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は 1 年以上 3 年以下の期間、資金調達禁止の処分を受けることがある。

第 243 条 森林破壊罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する森林を違法に燃やした、破壊した、又はその他の森林破壊行為を行った者は、5,000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 面積 3 万平方メートル以上 5 万平方メートル未満のまだ森林にならない植林又は資源蓄積のない再生養生中の森林の区域を含む
 - b) 面積 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満の生産林の区域を含む
 - c) 面積 3,000 平方メートル以上 7,000 平方メートル未満の防護林の区域を含む
 - d) 面積 1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の特殊用途林の区域を含む
 - dd) 森林面積では計算できない損害を受けた場合で、林産物に 5000 万ドン以上 1 億ドン未満の損害を引き起こした
 - e) 2000 万ドン以上 6000 万ドン未満の価値を有する、優先的に保護される絶滅危惧、貴重、稀少種のリストに記載されている植物若しくは IA グループの絶滅危惧、貴重、稀少

種の動植物リストに記載されている植物が含まれる, 又は 4000 万ドン以上 1 億ドン未満の IIA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに記載された植物が含まれる

- g) 本条規定の行為について既に行政違反処罰を受けた, 若しくは本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず, 本条第 1 項 a, b, c, d, dd 又は e 号のいずれかに規定する値を下回る面積の森林又は価値を有する林産物を含む
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務, 権限を利用するか, 機関, 組織の名前を利用した場合
 - c) 危険な再犯の場合
 - d) 面積 5 万平方メートル以上 10 万平方メートル未満のまだ森林にならない植林又は資源蓄積のない再生養生中の森林
 - dd) 面積 1 万平方メートル以上 5 万平方メートル未満の生産林
 - e) 面積 7,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満の防護林
 - g) 面積 3,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の特殊用途林
 - h) 森林面積では計算できない損害を受けた場合で, 林産物に 1 億ドン以上 2 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - i) 6000 万ドン以上 1 億ドン未満の価値を有する, 優先的に保護される絶滅危惧, 貴重, 稀少種のリストに記載されている植物若しくは IA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の動植物リストに記載されている植物が含まれる, 又は 1 億ドン以上 2 億ドン未満の IIA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに記載された植物が含まれる場合
 3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 面積 10 万平方メートル以上のまだ森林にならない植林又は資源蓄積のない再生養生中の森林
 - b) 面積 5 万平方メートル以上の生産林
 - c) 面積 1 万平方メートル以上の防護林
 - d) 面積 5,000 平方メートル以上の特殊用途林
 - dd) 森林面積では計算できない損害を受けた場合で, 林産物に 2 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - e) 1 億ドン以上の価値を有する, 優先的に保護される絶滅危惧, 貴重, 稀少種のリストに記載されている植物若しくは IA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の動植物リストに記載されている植物が含まれる, 又は 2 億ドン以上の IIA グループの絶滅危惧, 貴重, 稀少種の森林動植物のリストに記載された植物が含まれる場合
 4. 本条の罪を犯した者は, 2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

5. 嘗利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金に処する
 - b) 本条第 2 項 a, c, d, dd, e, g, h 又は i 号に規定する場合に該当するときは、20 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当するときは、50 億ドン以上 70 億ドン以下の罰金又は 6か月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - d) この法律の第 79 条に規定する場合に該当するときは、無期限の営業中止処分にする
 - dd) 嘗利法人は 5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を受けることがある

第 244 条 絶滅危惧、貴重、稀少種の動物の管理、保護に関する規定に違反する罪

1. 優先的に保護される絶滅危惧、貴重、稀少種の動物のリストに該当する動物、IB グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の動物のリストに掲載された動物、又は絶滅危惧、貴重、稀少種の各種野生動植物の国際取引に関する条約の付録 I に規定される動物の保護に関する規定に違反し、以下の場合のいずれかに該当するときは、5 億ドン以上 20 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 優先的に保護される絶滅危惧、貴重、稀少種リストに該当する動物を、違法に捕獲し、殺し、飼育し、閉じ込め、輸送し又は取引した場合
 - b) 本項 a 号に規定する種類の動物の個体、生体から不可分の体の部分又は動物由来の製品を違法に貯蔵、輸送又は取引した場合
 - c) 2 キログラム以上 20 キログラム未満の量の象牙、50 グラム以上 1 キログラム未満のサイの角を違法に貯蔵、輸送、売買した場合
 - d) IB グループの絶滅危惧、貴重、稀少種の動物のリストに掲載された動物、又は絶滅危惧、貴重、稀少種の各種野生動植物の国際取引に関する条約の付録 I に該当する絶滅危惧、貴重、稀少種動物で、本項 a 号に規定する種類に該当しない動物につき、哺乳類で 3 個体以上 7 個体以下、鳥類若しくは爬虫類で 7 個体以上 10 個体以下、又はその他の種類の動物で 10 個体以上 15 個体以下を違法に捕獲し、殺し、飼育し、閉じ込め、輸送し、又は取引した場合
 - dd) 哺乳類で 3 個体以上 7 個体以下、鳥類若しくは爬虫類で 7 個体以上 10 個体以下、本項 d 号に規定する種類の動物に該当するその他の種類の動物で 10 個体以上 15 個体以下の、動物の個体、又は動物の生体から不可分な体の部分を、違法に貯蔵、輸送、又は取引した場合
 - e) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、若しくは本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、本項 c, d, 又は dd 号に規定された数を下回る個体数の、動物又は動物の生体から不可分な体の部分につき、違法に捕獲し、殺し、飼育し、閉じ込め、輸送し、又は取引した場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。

- a) 本条 1 項 a 号に規定された動物で、哺乳類で 3 個体以上 7 個体以下、鳥類若しくは爬虫類で 7 個体以上 10 個体以下、又は他の種類で 10 個体以上 15 個体以下の動物の個体又は動物の生体から不可分の体の部分を含む場合
 - b) 本条 1 項 d 号に規定された動物で、哺乳類で 8 個体以上 11 個体以下、鳥類若しくは爬虫類で 11 個体以上 15 個体以下、又は他の種類で 16 個体以上 20 個体以下の動物の個体又は動物の生体から不可分の体の部分を含む場合
 - c) 1 個体若しくは 2 個体の象若しくはサイの、動物の個体若しくは動物の生体から不可分の体の部分、又は 3 個体以上 5 個体以下の熊若しくは虎の、動物の個体若しくは動物の生体から不可分の体の部分を含む場合
 - d) 20 キログラム以上 90 キログラム未満の量の象牙、1 キログラム以上 9 キログラム未満のサイの角を含む場合
 - dd) 組織的である場合
 - e) 職務、権限を利用するか、機関、組織の名前を利用した場合
 - g) 禁止されている捕獲の道具又は機材を使用した場合
 - h) 禁止区域で、又は禁止期間に捕獲した場合
 - i) 国境を越えて取引、輸送を行った場合
 - k) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 本条 1 項 a 号に規定された動物で、哺乳類で 8 個体以上、鳥類若しくは爬虫類で 10 個体以上、又は他の種類で 16 個体以上の動物の個体又は動物の生体から不可分の体の部分を含む場合
 - b) 本条 1 項 d 号に規定された動物で、哺乳類で 12 個体以上、鳥類若しくは爬虫類で 16 個体以上、又は他の種類で 21 個体以上の動物の個体又は動物の生体から不可分の体の部分を含む場合
 - c) 3 個体以上の象若しくはサイの、動物の個体若しくは動物の生体から不可分の体の部分、又は 6 個体以上の熊若しくは虎の、動物の個体若しくは動物の生体から不可分の体の部分を含む場合
 - d) 90 キログラム以上の量の象牙、9 キログラム以上のサイの角を含む場合
4. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
5. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
- a) 本条第 1 項に規定する場合に該当するときは、10 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項 a, b, c, d, dd, g, h, i 又は k 号に規定する場合に該当するときは、50 億ドン以上 100 億ドン以下の罰金に処す
 - c) 本条第 3 項に規定する場合に該当するときは、100 億ドン以上 150 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の営業停止に処す

- d) この法律の第 79 条に規定する場合に該当する罪を犯したときは、無期限の営業中止処分にする
- dd) 営利法人は 3 億ドン以上 6 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止を受けることがある

第 245 条 自然保護区の管理に関する規定に違反する罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する自然保護区の管理に関する規定に違反した者は、5,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 財産に 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - b) 自然保護区の厳格保護分区において、面積 300 平方メートル (m^2) 以上 500 平方メートル (m^2) 未満の未満景観、自然生態系に損害を引き起こした場合
 - c) これらの行為のいずれかについて行政違反処罰を受け、さらに違反したか、又はこの罪で判決を受け、前科の抹消を受けておらず、さらに違反した場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 財産に 2 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - b) 自然保護区の厳格保護分区において、面積 500 平方メートル (m^2) 以上の未満景観、自然生態系に損害を引き起こした場合
 - c) 組織的である場合
 - d) 禁止されている道具、機材、方法を使用した場合
 - dd) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務、職業、仕事に就くことの禁止を受けることがある。
4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当するときは、3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当するときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - c) この法律の第 79 条に規定する場合に該当するときは、無期限の営業中止処分にする
 - d) 営利法人は 5,000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止を受けることがある

第 246 条 侵害的な外来種を輸入し、拡散させる罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者は、1 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 億 5,000 万ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する侵害的な外来種の動植物若しくは侵害の恐れがある外来種の動植物を輸入し、違反物の場合、又は本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、若しくは本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、2 億 5,000 万ドン未満の価値を有する前記外来種の動植物を輸入した

- b) 侵害的な外来種の動植物又は侵害の恐れがある外来種の動植物を拡散させ、財産に 1 億 5,000 万ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 侵害的な外来種の動植物又は侵害の恐れがある外来種の動物物を輸入し、違反物が 5 億ドン以上の価値を有する場合
 - c) 侵害的な外来種の動植物又は侵害の恐れがある外来種の動植物を拡散させ、財産に 5 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - d) 危険な再犯の場合
- 3. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。
- 4. 営利法人が本条に規定する罪を犯したときは、以下のように処罰される。
 - a) 本条第 1 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、10 億ドン以上 30 億ドン以下の罰金に処す
 - b) 本条第 2 項に規定する場合に該当する罪を犯したときは、30 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の営業停止に処す
 - c) 営利法人は 1 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止を受けることがある

第 20 章 麻薬に関する罪

第 247 条 ケシ、コカ、大麻その他各種の麻薬物質を含む植物を栽培する罪

- 1. ケシ、コカ、大麻その他政府が定めた各種の麻薬物質を含む植物を栽培し、以下の場合のいずれかに該当する者は、6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) すでに 2 回教育を受け、生活の安定した条件を作っている場合
 - b) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、若しくは本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した場合
 - c) 数量が 500 本以上 3,000 本未満である場合
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 数量が 3,000 本以上である場合
 - c) 危険な再犯の場合
- 3. 本条の罪を犯した者は、500 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。
- 4. 本条第 1 項に該当する罪を犯したが、収穫する前に自発的に廃棄し、権限を有する機関に引き渡した者は、刑事責任を免除されることがある。

第 248 条 麻薬物質を違法に製造する罪

- 1. いかなる形式であれ、麻薬物質を違法に製造した者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 職務、権限を利用した場合
 - d) 機関、組織の名前を利用した場合
 - dd) 500 グラム以上 1 キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペースト²²
 - e) 5 グラム以上 30 グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - g) 20 グラム以上 100 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - h) 体積 100 ミリリットル以上 200 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - i) 危険な再犯の場合
 - k) 合計量が本項 dd 号から h 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 専業的な性質を有する場合
 - b) 1 キログラム以上 5 キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - c) 30 グラム以上 100 グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - d) 100 グラム以上 300 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - dd) 体積 200 ミリリットル以上 750 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - e) 合計量が本項 b 号から dd 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 年の懲役、終身刑又は死刑に処す。
 - a) 5 キログラム以上の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - b) 100 グラム以上の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA、又は XLR-11 を含む場合
 - c) 300 グラム以上の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - d) 体積 750 ミリリットル以上の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - dd) 合計量が本項 a 号から d 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合

²² 原文ベトナム語 “cao côca”。この場合の cao は、「軟膏・ペースト状のもの」の意

5. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上5億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第249条 麻薬物質を違法に貯蔵する罪

1. 麻薬物質を違法な売買、輸送、製造を目的とせず違法に貯蔵し、以下の場合のいずれかに該当する者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、又は本条の罪若しくはこの法律第248条、第250条、第251条、第252条に規定されたいずれかの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反した場合
 - b) 1グラム以上500グラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - c) 0.1グラム以上5グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA又はXLR-11を含む場合
 - d) 1キログラム以上10キログラム未満の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*²³) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - dd) 5キログラム以上50キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - e) 1キログラム以上10キログラム未満の量の生のアヘン塊を含む場合
 - g) 1グラム以上20グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - h) 体積10ミリリットル以上100ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - i) 合計量が本項b号からh号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する2種類以上の麻薬物質を含む場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 職務、権限を利用した場合
 - d) 機関、組織の名前を利用した場合
 - dd) 本罪を犯す上で16歳未満の者を使用した場合
 - e) 500グラム以上1キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - g) 5グラム以上30グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA又はMLR-11を含む場合
 - h) 10キログラム以上25キログラム未満の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - i) 50キログラム以上200キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合

²³ 学名（アラビアチャノキ）

- k) 10 キログラム以上 50 キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - l) 20 グラム以上 100 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - m) 体積 100 ミリリットル以上 250 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - n) 合計量が本項 e 号から m 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
 - o) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 1 キログラム以上 5 キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - b) 30 グラム以上 100 グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又 XLR-11 を含む場合
 - c) 25 キログラム以上 75 キログラム未満の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - d) 200 キログラム以上 600 キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - dd) 50 キログラム以上 150 キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - e) 100 グラム以上 300 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - g) 体積 250 ミリリットル以上 750 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - h) 合計量が本項 a 号から g 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の質量又は重量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
- a) 5 キログラム以上の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - b) 100 グラム以上の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - c) 75 キログラム以上の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - d) 600 キログラム以上の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - dd) 150 キログラム以上の量の生アヘン塊を含む場合
 - e) 300 グラム以上の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - g) 体積 750 ミリリットル以上の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - h) 合計量が本項 a 号から g 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
5. 本条の罪を犯した者は、500 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 250 条 麻薬物質を違法に輸送する罪

1. 麻薬物質の違法な製造、売買、貯蔵を目的とせず、麻薬物質を違法に輸送し、以下の場合のいずれかに該当する者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 本条規定の行為について既に行政違反処罰を受けた、又は本条の罪若しくはこの法律第248条、第249条、第251条、第252条に規定されたいずれかの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した場合
 - b) 1グラム以上500グラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - c) 0.1グラム以上5グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA又はXLR-11を含む場合
 - d) 1キログラム以上10キログラム未満の量のコカの葉、チャット(*catha edulis*)の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - dd) 5キログラム以上50キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - e) 1キログラム以上10キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - g) 1グラム以上20グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - h) 体積10ミリリットル以上100ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - i) 合計量が本項b号からh号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する2種類以上の麻薬物質を含む場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 職務、権限を利用した場合
 - d) 機関、組織の名前を利用した場合
 - dd) 犯罪を実行するため16歳未満の者を使用した場合
 - e) 国境を越えて輸送した場合
 - g) 500グラム以上1キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - h) 5グラム以上30グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA又はXLR-11を含む場合
 - i) 10キログラム以上25キログラム未満の量のコカの葉、チャット(*catha edulis*)の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - k) 50キログラム以上200キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む
 - l) 10キログラム以上50キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - m) 20グラム以上100グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - n) 体積100ミリリットル以上250ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合

- o) 合計量が本項 g 号から n 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
 - p) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- a) 1 キログラム以上 5 キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - b) 30 グラム以上 100 グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - c) 25 キログラム以上 75 キログラム未満の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - d) 200 キログラム以上 600 キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - dd) 50 キログラム以上 150 キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - e) 100 グラム以上 300 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - g) 体積 250 ミリリットル以上 750 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - h) 合計量が本項 a 号から g 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 年の懲役、終身刑又は死刑に処す。
- a) 5 キログラム以上の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - b) 100 グラム以上の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA を含む場合
 - c) 75 キログラム以上の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - d) 600 キログラム以上の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - dd) 150 キログラム以上の量の生アヘン塊を含む場合
 - e) 300 グラム以上の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - g) 体積 750 ミリリットル以上の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - h) 合計量が本項 a 号から g 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
5. 本条の罪を犯した者は、500 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 251 条 麻薬物質を違法に売買する罪

1. 麻薬物質を違法に売買した者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。

- a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 2人以上と売買した場合
 - d) 職務、権限を利用した場合
 - dd) 機関、組織の名前を利用した場合
 - e) 犯罪を行うため 16 歳未満の者を使用した、又は 16 歳未満の者に麻薬を売った
 - g) 国境を越えた売買の場合
 - h) 500 グラム以上 1 キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - i) 5 グラム以上 30 グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - k) 10 キログラム以上 25 キログラム未満の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - l) 50 キログラム以上 200 キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - m) 10 キログラム以上 50 キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - n) 20 グラム以上 100 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - o) 体積 100 ミリリットル以上 250 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - p) 合計量が本項 h 号から o 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
 - q) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する犯したときは、15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- a) 1 キログラム以上 5 キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - b) 30 グラム以上 100 グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - c) 25 キログラム以上 75 キログラム未満の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - d) 200 キログラム以上 600 キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - dd) 50 キログラム以上 150 キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - e) 100 グラム以上 300 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - g) 体積 250 ミリリットル以上 750 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - h) 合計量が本項 a 号から g 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 年の懲役、終身刑又は死刑に処す。

- a) 5 キログラム以上の量のアヘン樹脂, 大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - b) 100 グラム以上の量のヘロイン, コカイン, メタンフェタミン, アンフェタミン, MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - c) 75 キログラム以上の量のコカの葉, チャット (*catha edulis*) の葉, 大麻の葉, 根, 幹, 枝, 花, 若しくは実, 又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - d) 600 キログラム以上の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - dd) 150 キログラム以上の量の生アヘン塊を含む場合
 - e) 300 グラム以上の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - g) 体積 750 ミリリットル以上の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - h) 合計量が本項 a 号から g 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類の麻薬物質を含む場合
5. 本条の罪を犯した者は, 500 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当禁止, 職業, 仕事への就業禁止, 財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 252 条 麻薬物質を奪取する罪

1. いかなる形式であれ, 麻薬物質を奪取し, 以下の場合のいずれかに該当する者は, 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた, 又は本条の罪若しくはこの法律第 248 条, 第 249 条, 第 250 条, 第 251 条に規定されたいずれかの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず, さらに違反した場合
 - b) 1 グラム以上 500 グラム未満の量のアヘン樹脂, 大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - c) 0.1 グラム以上 5 グラム未満の量のヘロイン, コカイン, メタンフェタミン, アンフェタミン, MDMA 又 XLR-11 を含む場合
 - d) 1 キログラム以上 10 キログラム未満の量のコカの葉, チャット (*catha edulis*) の葉, 大麻の葉, 根, 幹, 枝, 花, 若しくは実, 又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - dd) 5 キログラム以上 50 キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - e) 1 キログラム以上 10 キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - g) 1 グラム以上 20 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - h) 体積 10 ミリリットル以上 100 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - i) 合計量が本項 b 号から h 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 職務, 権限を利用した場合
 - d) 機関, 組織の名前を利用した場合

- dd) 犯罪を行うため 16 歳未満の者を使用した
 - e) 500 グラム以上 1 キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - g) 5 グラム以上 30 グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - h) 10 キログラム以上 25 キログラム未満の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - i) 50 キログラム以上 200 キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - k) 10 キログラム以上 50 キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - l) 20 グラム以上 100 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - m) 体積 100 ミリリットル以上 250 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - n) 合計量が本項 e 号から m 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
 - o) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 1 キログラム以上 5 キログラム未満の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペーストを含む場合
 - b) 30 グラム以上 100 グラム未満の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - c) 25 キログラム以上 75 キログラム未満の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - d) 200 キログラム以上 600 キログラム未満の量の乾燥アヘン塊を含む場合
 - dd) 50 キログラム以上 150 キログラム未満の量の生アヘン塊を含む場合
 - e) 100 グラム以上 300 グラム未満の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - g) 体積 250 ミリリットル以上 750 ミリリットル未満の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - h) 合計量が本項 a 号から g 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する 2 種類以上の麻薬物質を含む場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
- a) 5 キログラム以上の量のアヘン樹脂、大麻樹脂又はコカペースト
 - b) 100 グラム以上の量のヘロイン、コカイン、メタンフェタミン、アンフェタミン、MDMA 又は XLR-11 を含む場合
 - c) 75 キログラム以上の量のコカの葉、チャット (*catha edulis*) の葉、大麻の葉、根、幹、枝、花、若しくは実、又は政府が指定するその他の麻薬生成植物の部分を含む場合
 - d) 600 キログラム以上の量の乾燥アヘン塊を含む場合

- dd) 150 キログラム以上の量の生アヘン塊を含む場合
 - e) 300 グラム以上の量の他の固体状麻薬物質を含む場合
 - g) 体積 750 ミリリットル以上の他の液体状麻薬物質を含む場合
 - h) 合計量が本項 a 号から g 号までの各号のいずれかに規定する麻薬物質の重量又は質量に相当する場合
5. 本条の罪を犯した者は、500 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 253 条 麻薬の違法な製造に使う前駆物質を貯蔵、輸送、売買又は奪取する罪

- 1. 麻薬の違法な製造に使う前駆物質を貯蔵、輸送、売買又は奪取し、以下の場合のいずれかに該当する者は、1 年以上 6 年以下の懲役に処す。
 - a) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、若しくは本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した場合
 - b) 50 グラム以上 200 グラム未満の量の固体状の前駆物質を含む場合
 - c) 75 ミリリットル以上 300 ミリリットル未満の量の液体状の前駆物質を含む場合
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、6 年以上 13 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 職務、権限を利用した場合
 - d) 機関、組織の名前を利用した場合
 - dd) 200 グラム以上 500 グラム未満の量の固体状の前駆物質を含む場合
 - e) 300 ミリリットル以上 750 ミリリットル未満の量の液体状の前駆物質を含む場合
 - g) 犯罪を行うため 16 歳未満の者を使用した場合
 - h) 国境を越えて輸送又は売買した場合
 - i) 危険な再犯の場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、13 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 500 グラム以上 1,200 グラム未満の固体状の前駆物質を含む場合
 - b) 750 ミリリットル以上 1800 ミリリットル未満の液体状の前駆物質を含む場合
- 4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 年の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 1200 グラム以上の固体状の前駆物質を含む場合
 - b) 1800 ミリリットル以上の液体状の前駆物質を含む場合
- 5. 固体状の前駆物質と液体状の前駆物質の両方がある場合は、固体状の前駆物質 1 グラムを液体状の前駆物質 1.5 ミリリットル相当とする比率で変換する。本条の罪を犯した者は、同変換後の対応する前駆物質の重量又は質量を規定した条項に従って刑事責任を追及される。

6. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第254条 麻薬物質の違法な製造又は使用に使う機材及び器具を製造、貯蔵、輸送又は売買する罪

1. 麻薬物質の違法な製造又は使用に使う機材、器具を製造、貯蔵、輸送又は売買し、以下の場合のいずれかに該当する者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 本条规定の行為について既に行政違反処罰を受けた、若しくは本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した場合
 - b) 同じ種類又は異なる種類の器具又は機材の数量が6単位以上19単位以下である場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 職務、権限を利用した場合
 - d) 機関、組織の名前を利用した場合
 - dd) 同じ種類又は異なる種類の器具又は機材の数量20単位以上を含む場合
 - e) 国境を越えて輸送又は売買した場合
 - g) 犯罪を行うため16歳未満の者を使用した場合
 - h) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上5億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第255条 麻薬物質の違法な使用を手配する²⁴罪

1. いかなる形式であれ、麻薬物質の違法な使用を手配した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 2人以上に対する犯行の場合
 - c) 満13歳以上18歳未満の者に対する犯行の場合
 - d) 妊娠中と知っている女性に対する犯行の場合
 - dd) 中毒から回復中の者に対する犯行の場合

²⁴ 原文ベトナム語”tô chúc sử dụng trái phép chất ma túy”であり、直訳すると「麻薬の違法な使用を組織する」であるが、グループを作るという意味ではなく、他人に麻薬を使用させる環境を進んで作ったというニュアンスが強いことから、ここでは「手配する」と訳出した。

- e) 他人に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - g) 他人に危険な病気を引き起こした場合
 - h) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- a) 他人に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上であるか、又は人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がそれぞれ 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - c) 2 人以上に危険な病気を引き起こした場合
 - d) 13 歳未満の者に対する犯行の場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、20 年の懲役又は終身刑に処す。
- a) 2 人に以上に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がそれぞれ 61 パーセント以上である場合
 - b) 2 人以上を死に至らせた場合
5. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の保護観察処分、居住禁止又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 256 条 麻薬物質の違法な使用をかくまう罪

1. 麻薬物質の違法な使用に場所を賃貸、貸与するか、その他のいかなる行為であれ、かくまつた者で、この法律の第 255 条に規定する場合に該当しないときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 職務、権限を利用した場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 16 歳未満の者に対する犯行の場合
 - d) 2 人以上に対する犯行の場合
 - dd) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 257 条 麻薬物質の違法な使用を他人に強要する罪

1. 暴力の使用、暴力を使用するとの脅迫又は他人を精神的に脅す他の手段を用いて、それらの者の意に反して麻薬物質の違法な使用を強制した者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合

- c) 卑劣な動機によるか私利のためである場合
 - d) 満 13 歳以上 18 歳未満の者に対する犯行の場合
 - dd) 妊娠中と知っている女性に対する犯行の場合
 - e) 2 人以上に対する犯行の場合
 - g) 中毒から回復中の者に対する犯行の場合
 - h) 他人に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - i) 他人に危険な病気を引き起こした場合
 - k) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- a) 他人に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上であるか、又は人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に危険な病気を引き起こした場合
 - c) 13 歳未満の者に対する犯行の場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、2 人を死に至らせた場合は、20 年の懲役又は終身刑に処す。
5. 本条の罪を犯した者は、500 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金を受けることがある。

第 258 条 麻薬物質の違法な使用に他人を引き入れる罪

1. 麻薬物質の違法な使用に他人を引き入れるために、勧誘、誘惑、誘導その他の手段を行った者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 卑劣な動機によるか私利のためである場合
 - d) 満 13 歳以上 18 歳未満の者に対する犯行の場合
 - dd) 妊娠中と知っている女性に対する犯行の場合
 - e) 2 人以上に対する犯行の場合
 - g) 中毒から回復中の者に対する犯行の場合
 - h) 他人に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - i) 他人に危険な病気を引き起こした場合
 - k) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上であるか、又は人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に危険な病気を引き起こした場合

- c) 13歳未満の者に対する犯行の場合
- 4. 本条第1項の行為を行い、2人以上を死に至らせた場合は、15年以上20年以下の懲役に処す。
- 5. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金を受けることがある。

第259条 麻薬物質、前駆物質、依存性薬物、向精神薬の管理に関する規定に違反する罪

- 1. 麻薬物質、前駆物質、依存性薬物、又は向精神薬の管理責任を有する者が本条の行為のいずれかについて既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けた、又はこの法律の第20章に規定する犯罪のいずれかについて有罪判決を受けたがその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、以下の場合のいずれかに該当する行為を行ったときは、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 麻薬物質、前駆物質、依存性薬物又は向精神薬の輸出、輸入、一時輸入、再輸出、通過に関する規定に違反した
 - b) 麻薬物質、前駆物質、依存性薬物又は向精神薬の研究、鑑定、製造、保管に関する規定に違反した
 - c) 麻薬物質、前駆物質、依存性薬物又は向精神薬の受渡し、貯蔵、輸送に関する規定に違反した
 - d) 麻薬物質、前駆物質、依存性薬物又は向精神薬の分配、売買、交換に関する規定に違反した
 - dd) 国境ゲート、国境地区、海上における麻薬物質、前駆物質、依存性薬物又は向精神薬の管理、制御、貯蔵に関する規定に違反した
 - e) 麻薬物質、依存性薬物又は向精神薬の支給又は使用許可に関する規定に違反した
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 危険な再犯の場合
- 3. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第21章 公共の安全、公共の秩序を侵害する罪

第1節 交通安全を侵害する罪

第260条 道路交通への参加に関する規定に違反する罪

- 1. 道路交通に関する規定に違反し、他人に損害を与える、以下の場合のいずれかに該当する道路使用者は、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 人を死亡させた場合
 - b) 人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上場合

- c) 2人以上に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- a) 法律の規定に基づく運転免許証を持たない場合
 - b) 酒、ビールを飲んだ状態で、血液又は呼気中に規定量を上回るアルコール濃度があるか、麻薬物質又は法律で使用が禁止されている他の強い刺激物質を使用していた場合
 - c) 事故を引き起こした後、責任を逃れるために逃げ去ったか、故意に被害者を救助しなかった場合
 - d) 交通を整理又は指導する者の指示を遵守しなかった場合
 - dd) 2 人を死に至らせた場合
 - e) 2 人以上に傷害を引き起こす又はか健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - g) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人に傷害を引き起こす又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 道路交通の安全に関する規定に違反し、適時に阻止されなければ、本条 3 項 a, b, c 号いずれかの結果を引き起こす結果に至る現実的な可能性があったときは、違反者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 1 年以下の懲役に処す。
- 5.
6. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 261 条 道路交通を妨害する罪

1. 道路交通施設を違法に掘り返し、掘削し、分断し、均し、若しくは埋め、又は、資材、廃材、ごみ、滑りやすい物質、尖った物若しくはその他の道路交通を妨害する障害物を違法に置き、放置し若しくは捨て、又は、標識、信号機、ロードコーン、反射板、分離帯、その他の道路交通安全設備を違法に取り外し、移動し、誤った設置をし、覆い隠し若しくは破壊し、又は、道路や分離帯のある道路に違法に横断路を付け、又は、路肩、歩道、車道部分若しくは道路の安全帯を違法に使用し、又は、道路上で工事を行う際の交通安全確保に関する規定に違反した者が、以下の場合のいずれかに該当する損害を他人に与えたときは、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
- a) 1 人を死亡させた場合

- b) 1人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 1 億ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- a) 峠, 坂道, 高速道路又は危険な道路区間における犯行の場合
 - b) 2 人を死に至らせた場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率の合計が 121 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした
4. 道路交通を妨害し, 適時に阻止されなければ, 本条 3 項 a, b, c 号いずれかの結果を引き起こす結果に至る現実的な可能性があったときは, 違反者は, 500 万ドン以上 2,000 万ドン以下の罰金, 又は 1 年以下の非拘束矯正に処す。

第 262 条 技術的安全基準を満たさない道路車両, 専用バイクを使用して交通に参加する罪

1. 運行又は技術状態に直接責任を負う者が, 技術的安全基準を明らかに満たさない専用の道路車両, バイクを使用して交通に参加することを許可し, 以下の場合のいずれかに該当する損害を他人に与えたときは, 2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
- a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合

- c) 財産に 5 億 ドン以上 15 億 ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億 ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 263 条 車両を運転する条件を満たさない者を道路交通に参加させる罪

1. 権限を有する者が、他人が運転免許証を有さないこと、車両を運転する十分な健康や年齢でないこと、酒若しくはビールを飲み血液又は呼気中のアルコール濃度が規定量を上回っていること、麻薬物質若しくはその他の強い刺激物質を使用していること、又は法律の定める条件を満たしていないことを明確に知りながら、その他人に車両を運転して道路交通に参加させ、他人に損害を与え、以下の場合のいずれかに該当するときは、2,000 万 ドン以上 1 億 ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 3 年以下の懲役に処す。
- a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億 ドン以上 5 億 ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億 ドン以上 15 億 ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 12 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億 ドン以上の損害を引き起こした場合

4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第264条 車両を運転する条件を満たさない者に道路交通への参加を任せる罪

1. 道路交通に参加する車両の所有、管理者が、運転免許証がないか、酒、ビールを飲んだ状態で、血液又は呼気中のアルコール濃度が規定量を上回っているか、麻薬物質又は他の強い刺激物質を使用しているか、法律の規定に基づく他の条件を満たさない者に、車両を運転して道路交通に参加することを任せ、以下の場合のいずれかに該当する損害を他人に与えたときは、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は3年以下の非拘束矯正に処す。
 - a) 1人を死なせた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - c) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計61パーセント以上121パーセント以下である場合
 - d) 財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 2人を死に至らせた場合
 - b) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - c) 財産に5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 3人以上を死に至らせた場合
 - b) 3人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - c) 財産に15億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上3,000万ドン以下の罰金を受けることがある。

第265条 車両の違法な競走を組織する罪

1. 自動車、バイク、他の各種エンジン付き車両の暴走を違法に組織した者は、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1億ドン以上5億ドン以下の罰金又は4年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 参加車両が10台以上の競走を組織した、又は同時に2件以上の競走を組織した場合
 - b) 賭けを組織した場合
 - c) 交通秩序及び安全を守る責任を有する者、又は違法な競走を解散させる責任を有する者に対し抵抗した場合

- d) 人口密集地で競走を組織した
 - dd) 競走車両から安全設備を取り外した
 - e) 1人を死亡させた場合
 - g) 1人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - h) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - i) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - k) 本条の罪又は違法に競走する罪での再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 8 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - d) 危険な再犯の場合
4. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 12 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は, 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。

第 266 条 車両の違法な競走をする罪

1. 自動車, バイクその他のエンジン付き車両で違法な競走に参加した者が, 以下の場合のいずれかに該当する損害とき, 又は, 本条若しくはこの法律第 265 条に規定された行為で既に行政処罰を受けた若しくは有罪判決を受けその前科の抹消がなされていないにもかかわらず前記車両で違法な競走に参加したときは, その者は 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金, 2 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - b) 財産に 5,000 万ドン以上 1 億ドン以下の損害を与えた。
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 5,000 万ドン以上 1 億 5,000 万ドン以下の罰金又は 3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合

- c) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした
 - dd) 責任を逃れるために逃げ去った、又は故意に被害者を救助しなかった場合
 - e) 賭けに加わった場合
 - g) 交通秩序及び安全を守る責任を有する者又は違法な競走を解散させる責任を有する者に抵抗した場合
 - h) 人口密集地で競走した場合
 - i) 競走車両から安全設備を取り外した場合
 - k) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。
- 第 267 条 鉄道交通手段の運行に関する規定に違反する罪**
1. 鉄道交通手段を指揮又は運転する者が、鉄道交通の安全に関する規定に違反し、以下の場合のいずれかに該当する損害を与えたときは、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 与えられた任務に相応する許可証、免許証、又は専門証書を持たない場合

- b) 酒、ビールを飲んで血液又は呼気中のアルコール濃度が規定量を上回る又は麻薬物質若しくは法律で使用が禁止されている他の強い刺激物質を使用していた場合
 - c) 責任を逃れるために逃げ去った、又は故意に被害者を救助しなかった場合
 - d) 指揮者又は鉄道交通秩序及び安全の制御及び維持に権限を有する者の指示を遵守しなかつた場合
 - dd) 2人を死に至らせた場合
 - e) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - g) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 鉄道運行に関する規則に違反した者で、もし適時に阻止されなければ、本条 3 項 a 号ないし c 号に規定された結果を引き起こす現実的な可能性がある場合は、その者は 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 1 年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 268 条 鉄道交通妨害罪

1. 鉄道上に障害物を置き、又はレール若しくは枕木をずらし、又は違法に恣意的な線路床の掘削、掘り返し若しくは分断を行い、又は違法に横断路を取り付け、又は鉄道を横切る溝その他の違法な施設を作り、又は鉄道交通施設の信号、標識、若しくは標識柱を破壊、変更、移動、若しくは遮断し、又は規則に違反して家畜に鉄道を横切らせ、又は乗り手なしに車を引く家畜に鉄道を横切らせ、又は自製若しくは許可を受けない車両に鉄道上を走らせ、又は鉄道輸送手段を破壊し、又は鉄道交通安全帯若しくは鉄道交通施設保護区域にはみ出し占拠し、他人に以下の場合のいずれかに該当する損害を与えたとき、又は本条に規定された行為で既に懲戒処分若しくは行政処罰を受けたにもかかわらず前記各行為を行ったときは、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 3 年以下の懲役に処す。
- a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 鉄道交通を妨害し、適時に阻止されなければ本条 3 項に規定された結果を引き起こす現実的な可能性がある場合には、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 1 年以下の懲役に処す。

第 269 条 安全を確保できない鉄道交通手段、設備を使用する罪

1. 鉄道交通手段の操作又は技術状態に直接責任を負う者が、技術的な安全基準を明らかに満たさない若しくは登録証や検査証がない車両若しくは設備の使用を許可し、以下の場合のいずれかに該当する損害を引き起こしたとき、又は既にこの行為について懲戒処分若しくは行政処罰を受けたにもかかわらずさらに違反したときは、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死亡させた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死亡させた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合

- c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 270 条 条件を満たさない者に鉄道交通手段の運転をさせる罪

1. 列車の運転許可証を持たない者、酒若しくはビールを飲んで血液又は呼気中のアルコール濃度が規定量を上回っている者麻薬物質又は他の強い刺激物質を使用している者又は法律の規定に基づく他の条件を満たさない者に鉄道交通手段を運転させた者が、以下の場合のいずれかに該当する損害を他人に引き起こしたとき、又はこの行為について懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けたにもかかわらず前記のとおりの者に鉄道交通手段を運転させたときは、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死亡させた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死亡させた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 271 条 条件を満たさない者に鉄道交通手段の運転を任せる罪

1. 列車の運転許可証を持たない者、酒若しくはビールを飲んで血液又は呼気中のアルコール濃度が規定量を上回っている者、麻薬物質又は他の強い刺激物質を使用している者、又は法律の規定に基づく他の条件を満たさない者をして鉄道交通手段の運転を任せ、以下の場合のい

ずれかに該当する損害を引き起こした者、又はこの行為について既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けたにもかかわらず前記のとおり鉄道交通手段の運転を任せた者は、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

- a) 1人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - c) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計61パーセント以上121パーセント以下である場合
 - d) 財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 2人を死亡させた場合
 - b) 2人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が合計122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - c) 財産に5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 3人以上を死亡させた場合
 - b) 3人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - c) 財産に15億ドン以上の損害を引き起こした場合
 4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第272条 水上交通手段の操縦に関する規定に違反する罪

1. 水上交通手段を操縦する者が、水上交通の安全に関する規定に違反し、以下の場合のいずれかに該当する損害を他人に引き起こしたときは、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 1人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - c) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が合計61パーセント以上121パーセント以下である場合
 - d) 財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 職位、船舶の種類に適合する規定に基づいた専門の免許証、証書がない場合

- b) 酒若しくはビールを飲んで血液又は呼気中のアルコール濃度が規定量を上回っている, 又は麻薬物質若しくは他の強い刺激物質を使用している場合
 - c) 責任を逃れるために逃げ去った, 又は故意に被害者を救助しなかった場合
 - d) 水上交通の指揮者又は水上交通秩序及び安全の制御及びに権限を有する者の指示を遵守しなかった場合
 - dd) 2人を死に至らせた場合
 - e) 2人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - g) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死亡させた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 水上交通手段の操作に関する規則に違反し, 適時に阻止されなければ, 本条 3 項 a 号ないし c 号記載の結果を引き起こすに至る現実的な可能性がある場合, 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金, 3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
5. 水上交通手段を操縦する者が, 水上交通の安全に関する規定に違反し, 1 人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, 身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下であるか, 2 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 31 パーセント以上 60 パーセント以下であるか, 3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 1 年以下の懲役に処す。
6. 本条の罪を犯した者は, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業を禁止されることがある。

第 273 条 水上交通妨害罪

1. 水上交通建造物に穴を開け若しくは掘って破損させ, 又は標識を設置及び維持することなく水上交通建造物に対する障害物を作出し, 又は標識を移動して効力及び作用を減じ, 標識を取り外す若しくは水上交通施設を破壊し, 又は水上交通航路や航路保護帯にはみ出し占拠し, 又は水上交通を妨害するその他の行為を行って, 以下の場合のいずれかに該当する損害を他人に対し引き起こした者は, 3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
- a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 水上交通を妨害した者が、適時に阻止されなければ、本条 3 項 a 号ないし c 号に規定する結果に至る現実的な可能性がある場合は、1,000 万ドン以上 3,000 万ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 1 年以下の懲役に処す。

第 274 条 安全を確保できない水路交通手段を使用する罪

1. 水路交通手段の操作又は技術状態に直接責任を負う者が、明らかに安全基準を満たさない水上交通手段の使用を許可し、以下の場合のいずれかに該当する損害を他人に引き起こしたとき、又はこの行為について懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けたにもかかわらず前記使用を許可したとき、又はこの罪で有罪判決を受け前科の抹消を受けていないにもかかわらず前記使用を許可したときは、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。

- a) 3人以上を死に至らせた場合
 - b) 3人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - c) 財産に15億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第275条 条件を満たさない者をして水路交通手段の操縦をさせる罪

1. 規定に基づく専門の許可証、証明書若しくは証書を持たない者、アルコール若しくはビールを飲んで血液又は呼気中のアルコール濃度が規定量を上回っている者、麻薬物質若しくは他の強い刺激物質を使用している者、又は水上交通手段を操縦するための法律の規定に基づく他の条件を満たさない者をして水上交通手段を操縦させた者が、以下の場合のいずれかに該当する損害を引き起こしたとき、又はこの行為について既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けたにもかかわらず前記の者に操縦させたとき、この罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず操縦させたときは、その者は3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 1人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - c) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計61パーセント以上121パーセント以下である場合
 - d) 財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 2人を死に至らせた場合
 - b) 2人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - c) 財産に5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 3人以上を死に至らせた場合
 - b) 3人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - c) 財産に15億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 276 条 条件を満たさない者に水路交通手段の操縦を任せる罪

1. 規定に基づく専門の許可証、証明書若しくは証書を持たない者、アルコール若しくはビールを飲んで血液又は呼気中のアルコール濃度が規定量を上回っている者、麻薬物質若しくは他の強い刺激物質を使用している者、又は水上交通手段を操縦するための法律の規定に基づく他の条件を満たさない者に水上交通手段の操縦を任せた者が、以下の場合のいずれかに該当する損害を引き起こしたとき、又はこの行為について既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けたにもかかわらず前記の者に操縦を任せたとき、この罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず操縦を任せたときは、その者は 3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 277 条 航空機の操縦規定に違反する罪

1. 航空機を指揮又は操縦する者が、空路交通の安全に関する規定に違反し、適時に阻止されなければ、他人の生命、健康又は財産に損害を引き起こす結果に至る現実的な可能性があったときは、その者は 3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 航空機を指揮又は操縦する者が、空路交通の安全に関する規定に違反し、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。

- a) 1人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 航空機を指揮又は操縦する者が, 空路交通の安全に関する規定に違反し, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
4. 航空機を指揮又は操縦する者が, 空路交通の安全に関する規定に違反し, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業を禁止されることがある。

第 278 条 空路交通妨害罪

1. 障害物を設置した, 又は, 空路交通安全標識, 信号を違法に移動し, 変造し, 隠匿し若しくは破壊した, 又は, 通信連絡周波数を誤って使用した若しくは妨害した, 又は, 空港, 飛行場, 民間航空施設, 設備若しくは施設における航空機, 旅客, 乗務員, 地上職員その他の者の安全を脅かす程度の誤った情報を提供した, 又は, 航空機操作区域において技術条件を満たしていない地上車両を操作し若しくは使用に供した, 又はその他航空交通を妨害する行為を行った者が, 以下の場合のいずれかに該当する損害を引き起こしたとき本条规定の行為のいずれかについて既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けたにもかかわらず前記妨害行為を行ったとき, 又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかららず前記妨害行為を行ったときは, 3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 1人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - d) 空路交通の安全確保に直接責任を有するか、空路交通の安全設備を直接管理する者であった場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 空路交通を妨害した者が、適時阻止されなければ、本条 3 項 a 号ないし c 号に規定された結果を引き起こす結果に至る現実的な可能性があったときは、その者は 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 279 条 安全を確保できない航空機及び空路安全保証設備を使用する罪

1. 空路交通手段の配置又は技術状態に直接責任を有する者が、明らかに技術上の安全を確保できない空路交通手段を使用したときは、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、8 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合

- b) 3人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億 ドン 以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 280 条 条件を満たさない者をして空路交通手段を操縦させる、あるいは操縦を任せる罪

- 1. 航空機操縦士免状を持たない者又は法律の規定に基づく他の条件を満たさない者を空路交通手段の操縦させた、又は操縦を任せた者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死亡させた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 1 億 ドン 以上 5 億 ドン 未満の損害を引き起こした場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億 ドン 以上 15 億 ドン 未満の損害を引き起こした場合
- 4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億 ドン 以上の損害を引き起こした
- 5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 281 条 交通施設の保守、修理、管理に関する規定に違反する罪

- 1. 道路、鉄道、水路及び空路の交通施設の保守、修理及び管理に責任を有する者が、以下の行為のいずれかを行い、1 人を死亡させたとき、1 人に傷害を引き起こす若しくは健康上の損害を引き起こしその身体損傷率が 61 パーセント以上あるとき、2 人以上に傷害を引き起こす若しくは健康上の損害を引き起こしこれらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下であるとき、又は財産に 1 億 ドン 以上 5 億 ドン 未満の損害を引き起こしたときは、その者は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。

- a) 交通施設の保守、修理及び管理に関する規定を実行しない若しくは正しく実行しない、又は交通安全の確保に関連する施設の技術的安全状態及び技術基準を確保しなかった
 - b) 破損した交通施設を適時修復せず、交通安全を脅かした
 - c) 交通誘導及び交通整理を実行しなかった若しくは不適切に実行した、又は道路の保守若しくは破損した交通施設の修理中に、事故防止のための標識、ロードコーン若しくは柵を設置しなかった、
 - d) 危険な峠道、坂道の区間、落石、地滑り、浸水のある道路区間その他又は交通安全が確保されない危険な道路における交通安全を確保するための検査及び措置の実行に関する規定を実行しなかった、又は不適切に実行した
 - dd) 自らの権限に属する交通施設の破損を発見するか通報を受けた際に、速やかな処理や事故防止の措置を行わなかった
 - e) 交通施設の施工、修理規定に基づく防護信号を設置する規定を実行しない、又は不十分に実行した
 - g) 施工が終わったときに、防護標識、柵、機材、資材を撤去しなかった
 - h) 交通施設の保守、維持、管理に関するその他の規定に違反した
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 2人を死に至らせた場合
 - b) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - c) 財産に5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、6年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 3人以上を死亡させた場合
 - b) 3人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - c) 財産に15億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第282条 航空機、船舶を奪取する罪

1. 航空機又は船舶を奪取するために、暴力や、暴力を使用するとの脅迫又は他の手段を用いた者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 武器、装置、又は危険な手段を使用した場合
 - c) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合

- d) 2億ドン以上5億ドン未満の財産を奪取した場合
 - dd) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20年の懲役又は終身刑に処す。
- a) 人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - c) 2人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率がそれぞれ31パーセント以上である場合
 - d) 5億ドン以上の財産を奪取した場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察処分若しくは居住禁止、又は全財産の没収の処分を受けることがある。

第283条 ベトナム社会主義共和国の航空に関する規定に違反して航空機を操縦する罪

1. ベトナム社会主義共和国の航空に関する規定に違反して航空機を操縦し、ベトナムに入国又はベトナムから出国した者は、1億ドン以上3億ドン以下の罰金又は3か月以上3年以下の懲役に処す。ただし、この法律の第110条及び第111条に規定する場合に該当する場合を除く。
2. 本条第1項の行為を行い、重大な結果を引き起こしたときは、3億ドン以上10億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 本条第1項の行為を行い、極めて重大な結果又は特別に極めて重大な結果を引き起こしたときは、10億ドン以上30億ドン以下の罰金又は5年以上12年以下の懲役に処す。

第284条 ベトナム社会主義共和国の海運に関する規定に違反して海運手段を操縦する罪

1. ベトナム社会主義共和国の海運に関する規定に違反して船舶又は海運手段を操縦してベトナム領海に入航、ベトナム領海から出航又はベトナム領海を通過し、以下の行為のいずれかを行った者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は3年以下の非拘束矯正に処す。ただし、この法律の第110条及び第111条に規定する場合に該当する場合を除く。
 - a) 海港水域で許可された速度を超えて航行した
 - b) 規定に基づく活動許可水域に従わず航行した
 - c) 秩序・衛生、火災爆発の安全、海運手段が引き起こす環境汚染の防止に関する規定に従った入港、出港、水先案内制度、錨泊、桟橋着、及び接舷の手続を実行しないか、不十分に実行した
 - d) 海運交通活動における航行、行き合い、追い越し、及び避航に関する規定を実行しない又は正しく実行しない、又は海運交通手段が汽笛、鐘、及び銅鑼を備えない若しくは規定の音量を備えなかつた
 - dd) 規定の基準に従った航海灯及び信号灯を備えず、音声信号及び灯火信号を実行しないか正しく実行しなかつた

2. 本条第 1 項の行為を行い、重大な結果を引き起こしたときは、2 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 3 年以下の懲役に処す。
3. 本条第 1 項の行為を行い、極めて重大な結果又は特別に極めて重大な結果を引き起こした更にときは、5 億ドン以上 15 億ドン以下の罰金又は 31 年以上 7 年以下の懲役に処す。

第 2 節 情報技術、通信ネットワーク領域における犯罪

第 285 条 違法な目的に使用するために器具、設備、ソフトウェアを製造、売買、交換、贈与する罪

1. 違法な目的で使用するためにコンピュータネットワーク、通信ネットワーク、又は電子機器を攻撃する能力を持つ器具、設備、ソフトウェアを製造、売買、交換、贈与した者は、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 専業的な性質を有する場合
 - d) 5,000 万ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - dd) 財産に 1 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 5 億ドン以上の不正利益を得た
 - b) 財産に 10 億ドン以上の損害を引き起こした
4. 本条の罪を犯した者は、500 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 286 条 コンピュータプログラムを拡散してコンピュータ、通信、電子機器ネットワークに危害を与える罪

1. 故意にコンピュータプログラムを拡散してコンピュータ、通信、電子機器ネットワークに危害を与えた者が、以下の場合のいずれかに該当するときは、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - b) 5,000 万ドン以上 3 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - c) 50 台以上 200 台未満の電子機器又は 50 人以上 200 人未満が使用する通信システムに感染させた場合
 - d) この行為について既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反した場合

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金又は 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - c) 3 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - d) 200 台以上 500 台未満の電子機器又は 200 人以上 500 人未満が使用する情報システムに感染させた場合
 - dd) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 国家機密に属するデータシステム、国防、治安のための情報システムに対する犯行の場合
 - b) 国家情報インフラ、国家電力網運営情報システム、金融、銀行情報システム、交通整理情報システムに対する犯行の場合
 - c) 5 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - d) 10 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - dd) 500 台以上の電子機器又は 500 人以上が使用する情報システムに感染させた場合
4. 本条の罪を犯した者は、3,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 287 条 コンピュータネットワーク、通信ネットワーク、電子機器の活動を妨害し、混乱を引き起こす罪

1. 故意にソフトウェア若しくは電子データを消去、破損若しくは変更する、コンピュータネットワーク、通信ネットワーク、電子機器のデータの送受信²⁵を違法に妨害する又はその他コンピュータネットワーク、通信ネットワーク、電子機器の活動を妨害する若しくは混乱を引き起こす行為をした者が、以下の場合のいずれかに該当するときは、3,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。ただし、この法律の第 286 条及び第 289 条に規定する場合に該当する場合を除く。
 - a) 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - b) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - c) コンピュータネットワーク、通信ネットワーク、電子機器の活動を、30 分以上 24 時間未満の間又は 24 時間以内に 3 回以上 9 回以下、麻痺、中断、遅滞させた場合
 - d) 機関、組織の活動を 24 時間以上 72 時間未満遅滞させた場合
 - dd) この行為について既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した場合
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、2 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合

²⁵ ベトナム語原語” truyèn”（「伝達する」の意。なお英語版公刊物では transmit）。

- b) コンピュータネットワーク, 通信ネットワークの管理権を利用した場合
 - c) 危険な再犯の場合
 - d) 2億ドン以上10億ドン未満の不正利益を得た場合
 - dd) 5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - e) コンピュータネットワーク, 通信ネットワーク, 電子機器の活動を, 24時間以上168時間未満の間, 又は24時間以内に10回以上50回未満, 麻痺, 中断, 遅滞させた場合
 - g) 機関, 組織の活動を72時間以上168時間未満遅滞させた場合
3. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 7年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 国家機密に属するデータシステム, 国防, 治安のための情報システムに対する犯行の場合
 - b) 国家情報インフラ, 国家電力網運営情報システム, 金融情報システム, 銀行情報システム, 交通整理情報システムに対する犯行の場合
 - c) 10億ドン以上の不正利益を得た場合
 - d) 15億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - dd) コンピュータネットワーク, 通信ネットワーク, 電子機器の活動を, 168時間以上の間, 又は24時間以内に50回以上, 麻痺, 中断, 遅滞させた場合
 - e) 機関, 組織の活動を168時間以上遅滞させた
4. 本条の罪を犯した者は, 3,000万ドン以上2億ドン以下の罰金, 1年以上5年以下の期間, 一定の職務の担当禁止, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

第288条 コンピュータネットワーク, 通信ネットワークに情報を違法にアップロードするか 使用する罪

1. 以下の行為のいずれかを行い, 5,000万ドン以上2億ドン未満の不正利益を得るか, 1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こすか, 社会的悪感情を引き起こして機関, 組織, 個人の信用を低下させた者は, 3,000万ドン以上2億ドン以下の罰金, 3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 法律の規定に違反する情報をコンピュータネットワーク, 通信ネットワークにアップロードしたが, この法律の第117, 155, 156, 326条に規定するいずれの場合にも該当しない
 - b) 機関, 組織, 個人の法的な個人情報を, その情報の所有者の許可を得ずに売買, 交換, 贈与, 修正, 変更又は公開した
 - c) コンピュータネットワーク, 通信ネットワーク上の情報を違法に使用する他の行為
2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2億ドン以上10億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) コンピュータネットワーク, 通信ネットワークの管理権を利用した場合
 - c) 2億ドン以上の不正利益を得た場合
 - d) 5億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - dd) 個人の秘密を侵害し, 侵害された者が自殺に至った場合

- e) 社会の安寧, 秩序, 安全又はベトナムの対外関係に悪影響を及ぼした場合
 - g) 示威行動に至らせた場合
3. 本条の罪を犯した者は, 2,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

第 289 条 コンピュータネットワーク, 通信ネットワーク又は他人の電子機器に違法に侵入する罪

1. 故意に警告, パスワード, ファイアウォールを乗り越えて, 他人の管理権を使用するかその他の方法を使って, コンピュータネットワーク, 通信ネットワーク又は他人の電子機器に違法に侵入し, 操作権を占有し, 電子機器の活動機能に干渉し, データを窃取, 変更, 破壊, 偽造するか, サービスを違法に使用した者は, 5,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 3 億ドン以上 10 億ドン以下の罰金又は 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務, 権限を利用したした場合
 - c) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - d) 3 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - dd) 国家インターネットエクスチェンジ, ドメイン名データベースシステム及び国家ドメイン名サーバーシステムに対する犯行の場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 国家機密に属するデータシステム, 国防, 治安のための情報システムに対する犯行の場合
 - b) 国家情報インフラ, 国家電力網運営情報システム, 金融システム, 銀行情報システム, 交通整理情報システムに対する犯行の場合
 - c) 5 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - d) 10 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は, 500 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

第 290 条 コンピュータネットワーク, 通信ネットワーク, 電子機器を使用して財産奪取行為を行う罪

1. コンピュータネットワーク, 通信ネットワーク, 電子機器を使用して, 以下の行為のいずれかを行った者で, この法律の第 173 条及び第 174 条に規定する場合に該当しないときは, 3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 機関, 組織, 個人の銀行口座, カードに関する情報を使用して, 口座, カードの所有者の財産を奪取するか, 商品, サービスの支払いを行った
 - b) 口座, カードの所有者の財産を奪取するか, 商品, サービスの支払いを行うために, 偽の銀行カードの製造, 貯蔵, 売買, 使用, 流通を行った

- c) 財産を奪取するために、機関、組織、個人の口座に非合法にアクセスした
 - d) 財産を奪取するために、インターネットを通じた電子商取引、電子決済、通貨経営、資金調達、マルチレベル・マーケティング、証券取引で詐欺を行った
 - dd) 財産を奪取するために、通信、インターネットサービスを違法に設立、提供した
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 専業的な性質を有する場合
 - d) 偽のカードの数量が50枚以上200枚未満であった場合
 - dd) 5,000万ドン以上2億ドン以下の財産を奪取した場合
 - e) 5,000万ドン以上3億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - g) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 2億ドン以上5億ドン以下の財産を奪取した場合
 - b) 3億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - c) 偽のカードの数量が20枚以上500枚未満であった場合
4. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 5億ドン以上の財産を奪取した場合
 - b) 5億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - c) 偽のカードの数量が500枚以上であった場合
5. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第291条 銀行口座に関する情報を違法に取得、貯蔵、交換、売買、公表する罪

1. 他人の銀行口座に関する情報を違法に取得、貯蔵、交換、売買、公表した者で、口座の数が20口以上50口未満であるか、2,000万ドン以上5,000万ドン未満の不正利益を得たときは、2,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は3年以下の非拘束矯正に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1億ドン以上2億ドン以下の罰金又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
 - a) 他人の銀行口座に関する情報を違法に取得、貯蔵、交換、売買、公表し、口座の数が50口以上200口未満であった場合
 - b) 組織的である場合
 - c) 専業的な性質を有する場合
 - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の不正利益を得た場合
 - dd) 危険な再犯の場合

3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、2 億ドン以上 5 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 他人の銀行口座に関する情報を違法に取得、貯蔵、交換、売買、公表し、口座の数が 200 口以上であった場合
 - b) 2 億ドン以上の不正利益を得た場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 292 条 コンピュータネットワーク、通信ネットワーク上で違法なサービスを提供する罪(削除)

第 293 条 救急、安全、搜索、救助、救難、国防、治安目的専用の無線周波数を違法に使用する罪

1. 救急、安全、搜索、救助、救難、国防、治安目的専用の無線周波数を、他の目的に違法に使用した者で、2 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした、又はこの行為について既に行政違反処罰を受けたにもかかわらず、若しくはこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反したときは、5,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 5 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - c) 危険な再犯の場合

第 294 条 故意に有害な混線を引き起こす罪

1. 故意に有害な混線を引き起こし、無線通信システムの通常の活動を妨害した者で、2 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした、した、又はこの行為について既に行政違反処罰を受けたにもかかわらず、若しくはこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反したときは、5,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は 3 年以下の非拘束矯正に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 5 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - c) 危険な再犯の場合

第3節 公共の安全を侵害するその他の罪

第295条 労働安全, 労働衛生, 人の多い場所の安全に関する規定に違反する罪

1. 労働安全, 労働衛生, 人の多い場所の安全に関する規定に違反した者で, 以下の場合のいずれかに該当する損害を他人に引き起こしたときは, 2,000万ドン以上1億ドン以下の罰金, 3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 1人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - c) 2人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計61パーセント以上121パーセント以下である場合
 - d) 財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 2人を死に至らせた場合
 - b) 3人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - c) 財産に5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - d) 労働安全, 労働衛生, 人の多い場所の安全に責任を有する者であった場合
3. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 7年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 3人以上を死に至らせた場合
 - b) 3人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - c) 財産に15億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 適時に阻止されなければ, 本条第3項a号ないしc号記載の結果を引き起こすに至る現実的な可能性があったときは, 2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は, 1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金, 1年以上5年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。
- 6.

第296条 16歳未満の労働者の使用に関する規定に違反する罪

1. 16歳未満の労働者を, 国が規定するリスト上の重労働, 危険労働, 有毒物質に接触する労働に使用した者が, 以下の場合のいずれかに該当するときは, 3,000万ドン以上2億ドン以下の罰金, 3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) この行為について既に行政違反処罰を受けた, 又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず, さらに違反した
 - b) 1人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合

- c) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その合計身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 1人を死亡させた場合
 - c) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - d) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が合計61パーセント以上121パーセント以下である場合
- 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 2人以上を死に至らせた場合
 - b) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計122パーセント以上である場合
- 4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、又は1年以上5年以下の期間、一定の職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第297条 労働強制罪

- 1. 暴力の使用、暴力を使用するとの脅迫又は他の手段を用いて、他人に労働を強制した者が、以下の場合のいずれかに該当するときは、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) この行為について既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反した場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
 - c) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率の合計が31パーセント以上60パーセント以下である場合
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 16歳未満の者、妊娠中と知られている女性、老弱の者、重度又は特別に重度の障害者に対する犯行の場合
 - c) 1人を死亡させた場合
 - d) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - dd) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率の合計が61パーセント以上121パーセント以下である場合
 - e) 危険な再犯の場合

3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人以上を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上である場合
4. 本条の罪を犯した者は、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 298 条 建設に関する規定に違反し、重大な被害を引き起こす罪

1. 建造物の考察、設計、及び施工、原料、資材、及び機械の使用、監督、及び査収についての建設に関する規定に違反した者が、以下の場合のいずれかに該当するときは、5,000 万ドン以上 5 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。ただしこの法律の第 224 条又は第 281 条に該当する場合を除く。
 - a) 1 人を死亡させた場合死なせるか、又は
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 以下の場合における罪を犯したときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 299 条 テロ罪

1. 公衆に恐慌状態を引き起こすために、他人の生命を侵害するか機関、組織、個人の財産を破壊した者は、10 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、5 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) テロ組織、テロ支援組織の設立、これらへの参加
 - b) テロ分子を強要、勧誘、募集、養成、訓練し、テロ分子への武器を製造、提供した

- c) 身体の自由、健康を侵害するか、機関、組織、個人の財産を奪取、破壊した
 - d) 機関、組織又は個人のコンピュータネットワーク、通信ネットワーク又は電子機器を攻撃、侵害、妨害し又は混乱を引き起こした
3. 本条第1項に規定する行為のいずれかを行うと脅迫するか、その他の精神的脅迫行為を行う場合の罪を犯したときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 4. この犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
 5. 本条の罪を犯した者は、公民権の一部剥奪、1年以上5年以下の保護観察処分、居住禁止又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第300条 テロ資金援助罪²⁶

1. テロリスト又はテロ組織に対していかなる形式であれ資金又は財産を調達又は援助した者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
2. この犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の保護観察、居住禁止又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第301条 誘拐罪

1. 国家、領土、国際組織、機関、組織、又は個人に対して、人質の解放の条件として、何らかのことを行わせる又は行わせないために、他人を人質として逮捕又は監禁した者は、1年以上4年以下の懲役に処す。ただし、この法律の第113条及び第299条に該当する場合を除く。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を利用した場合
 - c) 18歳未満の者、妊娠中と知っている女性、満70歳以上の者に対する犯行の場合
 - d) 現に公務執行中の者に対して罪を犯した場合
 - dd) 重大な結果を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、極めて重大な結果を引き起こしたときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 本条第1項の行為を行い、特別に極めて重大な結果を引き起こしたときは、8年以上15年以下の懲役に処す。
5. この犯罪を準備した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す

第302条 海賊の罪

1. 以下の行為のいずれかを行った者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 海上又はいずれの国の司法権にも属さない場所で船舶、航空機又は他の海運手段を襲撃した
 - b) 本項a号に規定する船舶、航空機又は他の海運手段上の者を襲撃するか捕縛した

²⁶ 原語”Tội tàu trợ khùng bó”（テロに財政的援助を与える罪）。英語版公刊物では”financing terrorism”

- c) 本項 a 号に規定する船舶、航空機又は他の海運手段上の財産を奪い、破壊した
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 11 パーセント以上 31 パーセント以下である場合
 - c) 5,000 万ドン以上 3 億ドン未満の価値のある財産を奪取した場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - b) 2 億ドン以上 5 億ドン未満の価値のある財産を奪取した場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、18 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 人を死に至らせた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 - c) 2 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が各々それぞれ 31 パーセント以上である場合
 - d) 5 億ドン以上の価値のある財産を奪取した場合
 - dd) 財産に 10 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 5. この犯罪を準備した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。

第 303 条 国家の安寧に関する重要な施設、基盤、機材を破壊する罪

1. 交通運輸、通信・連絡施設、インフラや、電力、パイプライン、引火物施設、水利施設、その他の国防、治安、経済、科学技術、文化、社会に関する重要施設を破壊した者は、3 年以上 12 年以下の懲役に処す。ただし、で、この法律の第 114 条に該当する場合を除く。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 年以上 20 年以下の懲役、終身刑に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 国家の安寧に関する重要な施設、基盤、機材を破損させ、活動を停止させた場合
 - c) 3 人以上を死に至らせた
 - d) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 200 パーセント以上である場合
 - dd) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - e) 経済・社会状況に悪影響を与えた場合

g) 危険な再犯の場合

3. この犯罪を準備した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の保護観察に処せられることがある。

第304条 軍用武器、軍事技術機材を違法に製造、貯蔵、輸送、使用、売買又は奪取する罪

1. 軍用武器、軍事技術機材を違法に製造、貯蔵、輸送、使用、売買又は奪取した者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 国境を越えて輸送、売買した場合
 - c) 人を死亡させた場合
 - d) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - dd) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計61パーセント以上121パーセント以下である場合
 - e) 財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - g) 違反の対象物が大量又は高価なものの場合
 - h) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 2人を死に至らせた場合
 - b) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - c) 財産に5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - d) 違反の対象物が極めて大量又は極めて高価なものの場合
4. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 3人以上を死亡させた場合
 - b) 3人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - c) 財産に15億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - d) 違反の対象物が特別に極めて大量又は特別に極めて高価なものの場合
5. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察処分又は居住禁止を受けることがある。

第305条 爆発物を違法に製造、貯蔵、輸送、使用、売買又は奪取する罪

1. 爆発物を違法に製造、貯蔵、輸送、使用、売買又は奪取した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 10 キログラム以上 30 キログラム未満の各種爆発物を含む場合
 - c) 爆発物の付属品が大量に含まれる場合
 - d) 国境を越えて輸送、売買した場合
 - dd) 1 人を死亡させた場合
 - e) 1 人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - g) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - h) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - i) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 30 キログラム以上 100 キログラム以下の各種爆発物を含む場合
 - b) 爆発物の付属品が極めて大量に含まれる場合
 - c) 2 人を死に至らせた場合
 - d) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - dd) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 101 キログラム以上の各種爆発物を含む場合
 - b) 爆発物の付属品が特別に極めて大量に含まれる場合
 - c) 3 人以上を死に至らせた場合
 - d) 3 人以上に傷害を引き起こす、又はか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - dd) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の保護観察処分、居住禁止を受けることがある。

第 306 条 猶銃、粗製武器、スポーツ用武器、又は補助器具を違法に製造、貯蔵、輸送、使用、売買又は奪取する罪

1. 猶銃、粗製武器、スポーツ用武器、補助器具、その他猶銃、粗製武器、又はスポーツ用武器と同様の性能、作用を持つ武器を違法に製造、貯蔵、輸送、使用、売買又は奪取した者で、この行為について既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受け、前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反したときは、3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 大量の対象物を含む場合
 - c) 国境を越えて輸送、売買した場合
 - d) 人を死亡させた場合
 - dd) 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - e) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - g) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - h) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 極めて大量又は特別に極めて大量の対象物を含む場合
 - b) 2 人以上を死亡させた場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の保護観察処分、居住禁止を受けることがある。

第 307 条 武器、爆発物、補助器具の管理に関する規定に違反する罪

1. 軍用武器、猟銃、スポーツ用武器、爆発物、補助器具の製造、修理、装備、使用、保管、領置、輸送、売買及び廃棄の管理に関する規定に違反した者で、以下の場合のいずれかに該当するときは、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死なせた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合

3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 武器、爆発物及び補助器具の管理に関する規定に違反した者が、適時に阻止されなければ、本条第 3 項 a 号ないし c 号記載の結果を引き起こすに至る現実的な可能性があった場合は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 308 条 武器、爆発物、補助器具の保管で無責任により重大な被害を引き起こす罪

1. 軍用武器、猟銃、スポーツ用武器、爆発物、補助器具を渡された者が、無責任に武器、爆発物、補助器具を他人に使用させ、以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死なせた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 309 条 放射性物質又は核物質を違法に製造, 貯蔵, 輸送, 使用, 拡散, 売買又は奪取する罪

1. 放射性物質又は核物質を違法に製造, 貯蔵, 輸送, 使用, 拡散, 売買又は奪取した者は, 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 5 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 国境を越えて輸送, 売買した場合
 - c) 1 人を死なせた場合
 - d) 1 人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, 身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - dd) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - e) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - g) 危険な再犯の場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは, 10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
4. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 15 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は, 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の保護観察又は居住禁止を受けることがある。6.

第 310 条 放射性物質, 核物質の管理に関する規定に違反する罪

1. 放射性物質, 核物質の製造, 装備, 使用, 保管, 領置, 輸送, 売買又は廃棄の管理に関する規定に違反した者で, 以下の場合のいずれかに該当するときは, 3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死なせた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, 身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合

- d) 財産に 1 億 ドン以上 5 億 ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億 ドン以上 15 億 ドン未満の損害を引き起こした場合
 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億 ドン以上の損害を引き起こした場合
 4. 放射性物質、核物質の管理に関する規則に違反した者が、適時に阻止されなければ、本条第 3 項 a 号ないし c 号記載の結果を引き起こす現実的な可能性があったときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 311 条 可燃性物質、毒性物質を違法に製造、貯蔵、輸送、使用又は売買する罪

1. 可燃性物質、毒性物質を違法に製造、貯蔵、輸送、使用、売買した者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 大量の対象物を含む場合
 - c) 人を死に至らせた場合
 - d) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - dd) 2 人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率がそれぞれ 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - e) 財産に 1 億 ドン以上 5 億 ドン未満の損害を引き起こした場合
 - g) 国境を越えて輸送、売買した場合
 - h) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 極めて大量の対象物を含む場合
 - b) 2 人を死に至らせた場合

- c) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - d) 財産に5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
4. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、15年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 特別に極めて大量の対象物を含む場合
 - b) 3人を死に至らせた場合
 - c) 3人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - d) 財産に15億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察又は居住禁止を受けることがある。

第312条 可燃性物質、毒性物質の管理に関する規定に違反する罪

- 1. 可燃性物質、毒性物質の製造、装備、使用、保管、領置、輸送、売買又は廃棄の管理に関する規定に違反した者で、以下の場合のいずれかに該当するときは、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 1人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - c) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計61パーセント以上121パーセント以下である場合
 - d) 財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を引き起こした場合
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 2人を死に至らせた場合
 - b) 2人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - c) 財産に5億ドン以上15億ドン未満の損害を引き起こした場合
- 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 3人以上を死に至らせた場合
 - b) 3人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - c) 財産に15億ドン以上の損害を引き起こした場合
- 4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第313条 防火、消防に関する規定に違反する罪

- 1. 防火、消防に関する規定に違反した者が、以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以下の非拘束矯正又は2年以上5年以下の懲役に処す。

- a) 1人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 5 年以上 8 年以下の懲役に処す。
- a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 防火, 消防に関する規定に違反した者が, 適時に阻止されなければ, 本条第 3 項 a 号ないし c 号記載の結果を引き起こす現実的な可能性があったときは, 戒告, 1 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 1 年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は, 1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

第 314 条 電力施設の安全運転に関する規定に違反する罪

1. 電力施設安全保護地帯の中での家屋, 施設の建設を許可し若しくは許可なく家屋, 施設を建設した, 又は, 爆発若しくは火災を引き起こした, 又は, 焼き畑を行い, 植林をし, 若しくは木を倒した結果電力施設の安全運転に影響を与えた, 又は, 地下電気ケーブルの保護地帯で穴を掘り, 杭打ちを行い, 若しくは家を建設した, 又は, 通達又は掲示のある河床, 海底の埋設電気ケーブルの保護地帯で, 船舶を錨泊した, 又は, 安全を確保せずに電気設備の設置又は電線工事を行った, 又は, その他法律に規定された電気設備の安全運転に危険を引き起こすような行為を行った者が, 以下の場合のいずれかに該当するとき, 又は, 本条の行為で既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けた, 若しくはこの犯罪で既に有罪判決を受けその前科の抹消がされていないにもかかわらず再び前記各行為を行ったときは, 2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 5 年以下の懲役に処す。
- a) 1人を死亡させた場合
 - b) 1人に傷害を引き起こす, 又は健康上の損害を引き起こし, その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合

- c) 2人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率の合計が 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1 億ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- a) 2 人以上を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率の合計が 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、6 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- a) 3 人以上を死に至らせた
 - b) 3 人以上に傷害又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率の合計が 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 電気設備の安全運転に関する規定に違反した者が、適時に阻止されなければ本条第 3 項 a 号ないし c 号記載の結果を引き起こすに至る現実的な可能性があった場合は、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 315 条 病気診察、病気治療、薬品の製造、調合、薬品の提供、薬品の販売その他の医療サービスに関する規定に違反する罪

1. 病気診察、病気治療、薬品の製造、調合、提供、薬品の販売その他の医療サービスに関する規定に違反した者で、以下の場合のいずれかに該当するときは、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。ただし、この法律の第 259 条に規定する場合に該当するときを除く。
- a) 1 人を死なせた場合るか、又は
 - b) 1 人に健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
- c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。

- a) 3人以上を死に至らせた場合
 - b) 3人以上に健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 316 条 違法に墮胎する罪

- 1. 他人に違法な墮胎を行った者で、以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 1 人を死なせた場合
 - b) 1 人に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) この行為について既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した場合
 - 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c)
 - 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
4. 本条の罪を犯した者は、500 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 317 条 食品安全衛生に関する規定に違反する罪

- 1. 以下の行為のいずれかを行い、食品安全衛生に関する規定に違反した者は、5,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 禁止されている若しくは許可されているリストにない物質、化学物質、抗生物質、動物用医薬品、殺虫剤、食品添加物若しくは食品加工補助物質を利用し、その利用によって 1,000 万ドン以上 1 億ドン未満の価値のある製品を生産した、又は、既に本条記載のいずれかの行為で行政違反処罰を受けた若しくは有罪判決を受けたその前科の抹消が行われていないにもかかわらず、前記利用行為を行った
 - b) 病気若しくは伝染病で死んだ、若しくは法律上廃棄が必要である義務付けられている動物を利用して食品加工した、又はそのような動物由来の食品を供給、販売し、その食品の価値が 1,000 万ドン以上 1 億ドン未満である、又は既に本条記載のいずれかの行為で

- 行政違反処罰を受けた若しくは有罪判決を受けたその前科の抹消が行われていないにもかかわらず、前記食品加工、供給若しくは販売行為を行った
- c) ベトナムで未だに使用若しくは流通が許可されていない物質、化学物質、抗生物質、動物用医薬品、殺虫剤、食品添加物若しくは食品加工補助物質を利用し、その利用によって1億ドン以上3億ドン未満の価値のある製品を生産した、又は、既に本条記載のいずれかの行為で行政違反処罰を受けた若しくは有罪判決を受けたその前科の抹消が行われていないにもかかわらず、そのような物質を利用して5,000万ドン以上1億ドンの価値のある製品を生産した
 - d) 利用が禁止されている若しくは利用が許されたリストに記載されていない物質、化学物質、食品添加物若しくは食品加工補助物質を含んだと認識されている食品を輸入、供給若しくは販売し、その食品の価値が1,000万ドン以上1億ドン未満である、又は、それによって500万ドン以上2,000万ドン未満の不法な利益を得た、又は既に本条記載のいずれかの行為で行政違反処罰を受けた若しくは有罪判決を受けたその前科の抹消が行われていないにもかかわらず前記輸入、供給若しくは販売行為を行った
 - dd) ベトナムで未だ使用若しくは流通が許可されていない物質、化学物質、食品添加物若しくは食品加工補助物質を含んだと認識されている食品を輸入、供給若しくは販売し、その食品の価値が1億ドン以上3億ドン未満である、又は、それによって5,000万ドン以上1億ドン未満の不法な利益を得た、又は既に本条記載のいずれかの行為で行政違反処罰を受けた若しくは有罪判決を受けたその前科の抹消が行われていないにもかかわらず、5,000万ドン以上1億ドン未満の価値を有する前記食品輸入、供給若しくは販売行為を行った、若しくはそのような各行為によって2,000万ドン以上5,000万ドン未満の不法な利益を得た。
 - e) 本項a号ないし dd号記載の行為を行い、又は食品安全規格若しくは技術規格に従っていないと認識されている食品を加工、供給若しくは販売し、5人以上20人以下の人々の健康に深刻な影響を与える毒性を発生させた、又は人に健康上の被害を発生させ、その身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2億ドン以上5億ドン以下の罰金又は3年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的な犯行の場合
 - b) 1人を死なせた場合
 - c) 21人以上100人以下の健康に深刻な影響を与える毒性物質を発生させた場合
 - d) 1人に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - dd) 2人以上に健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計61パーセント以上121パーセント以下である場合
 - e) 対象が1億ドン以上3億ドン未満の価値を有する、使用を禁止された若しくは使用を許可されたリストに載っていない物質、化学物質、抗生物質、動物用医薬品、殺虫剤、食品添加物若しくは食品加工補助物質を含んでいる場合、又はそのような物質に関する前記違反行為により2,000万ドン以上1億ドン未満の不正利益を得た場合

- g) 対象が、1億ドン以上3億ドン未満の価値を有する、病気若しくは伝染病で死んだ、若しくは法律上廃棄が必要である義務付けられている動物由来の物質を含む場合
 - h) 対象が、3億ドン以上5億ドン未満の価値を有する、ベトナムで未だ使用若しくは流通が許可されていない物質、化学物質、食品添加物若しくは食品加工補助物質を含んでいる場合、又はそのような物質に関する前記違反行為により1億ドン以上2億ドン未満の不法な利益を得た場合
 - i) 危険な再犯
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 2人を死に至らせた場合
 - b) 101人以上200人以下の人々の健康に深刻な影響を与える毒性物質を発生させた場合
 - c) 2人以上に健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計122パーセント以上200パーセント以下である場合
 - d) 対象が3億ドン以上5億ドン未満の価値を有する、使用を禁止された若しくは使用を許可されたリストに載っていない物質、化学物質、抗生物質、動物用医薬品、殺虫剤、食品添加物若しくは食品加工補助物質を含んでいる場合、又はそのような物質に関する前記違反行為により1億ドン以上3億ドン未満の不正利益を得た場合
 - dd) 対象が、3億ドン以上5億ドン未満の価値を有する、病気若しくは伝染病で死んだ、若しくは法律上廃棄が必要である義務付けられている動物由来の物質を含む場合
 - e) 対象が、5億ドン以上10億ドン未満の価値を有する、ベトナムで未だ使用若しくは流通が許可されていない物質、化学物質、食品添加物若しくは食品加工補助物質を含んでいる場合、又はそのような物質に関する前記違反行為により2億ドン以上5億ドン未満の不法な利益を得た場合
4. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 3人以上を死に至らせた場合
 - b) 201人以上の人の健康に深刻な影響を与える毒性物質を発生させた場合
 - c) 3人以上に健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が合計201パーセント以上である場合
 - d) 対象が、5億ドン以上の価値を有する、使用を禁止された若しくは使用を許可されたリストに載っていない物質、化学物質、抗生物質、動物用医薬品、殺虫剤、食品添加物若しくは食品加工補助物質を含んでいる場合、又はそのような物質に関する前記違反行為により3億ドン以上の不正利益を得た場合
 - dd) 対象が、5億ドン以上の価値を有する、病気若しくは伝染病で死んだ、若しくは法律上廃棄が必要である義務付けられている動物由来の物質を含む場合
 - e) 対象が、10億ドン以上の価値を有する、ベトナムで未だ使用若しくは流通が許可されていない物質、化学物質、食品添加物若しくは食品加工補助物質を含んでいる場合、又はそのような物質に関する前記違反行為により5億ドン以上の不法な利益を得た場合

5. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第4節 公共の秩序を侵害するその他の罪

第318条 公共の秩序を乱す罪

1. 公共の秩序を乱し、社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした、又はこの行為について既に行政違反処罰を受けた若しくはこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反したときは、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 武器、凶器を使うか、無差別的破壊行為を行った場合
 - c) 交通に重大な妨害を引き起こすか、公共の活動の停滞を引き起こした場合
 - d) 他人をそそのかせて騒乱させた場合
 - dd) 公共の秩序を守ろうと干渉した者に凶行を行った場合
 - e) 危険な再犯の場合

第319条 遺体、墳墓、遺骨を侵害する罪

1. 墳墓を掘り、破壊して、墓の中に置かれていた物を奪取するか、遺体、墳墓、遺骨を侵害するその他の行為を行った者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
 - b) 歴史、文化的価値を有する物を奪取又は破壊した場合
 - c) 卑劣な動機による場合
 - d) 遺体、遺骨の一部を奪取した場合

第320条 迷信に専業的に従事する罪

1. 占い、靈媒又は他の形式を使い迷信に従事する者で、この行為について既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反したときは、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 人を死に至らせた場合
 - b) 2億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
3. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を受けることがある。

第 321 条 賭博罪

1. いかなる形式であれ違法な賭博を行った者で、500 万ドン以上 5,000 万ドン未満の金銭若しくは同額相当の価値を有する現物を賭けてやり取りした、又は、この行為若しくはこの法律の第 322 条に規定する行為について既に行政違反処罰を受けた、若しくはこの罪若しくはこの法律の第 322 条に規定する罪で判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず 500 万ドン未満の金銭若しくは同額相当の価値を有する現物を賭けてやり取りしたときは、2,000 万ドン以上 1000 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 専業的な性質を有する場合
 - b) 賭博に使った金銭又は現物が 5,000 万ドン以上の価値を有する場合
 - c) インターネット、コンピュータネットワーク、通信ネットワーク、電子機器を使って罪を犯した場合
 - d) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。

第 322 条 賭博組織又は賭博場開帳の罪

1. 違法に賭博を組織するか賭博場を開帳した者で、以下の場合のいずれかに該当するときは、5,000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 同時に 10 人以上に賭博をさせ、賭けられた金銭又は同額相当の現物の価値が 500 万ドン以上であった、又は 2 つ以上の賭博場を開帳し、賭けられた金銭又は同額相当の現物の価値が 500 万ドン以上であった場合
 - b) 自己が所有し若しくは管理する場所を使用して、同時に 10 人以上が賭博を行い、賭けられた金銭又は同額相当の現物の価値が 500 万ドン以上であった、又は同時に 2 つ以上のグループが賭博を行い、賭けられた金銭又は同額相当の現物の価値が 500 万ドン以上であった場合
 - c) 1 回の賭博で賭けられた金銭又は同額相当の現物の価値が 2,000 万ドン以上であった場合
 - d) 賭博参加者に財産の質入れ所を組織し、賭博のための設備を設置し、見張り及びディーラーを配置し、捕縛のため包囲されたときの逃げ道を用意し、又は賭博の役に立つ機材を使用した場合
 - e) この行為又はこの法律の第 321 条に規定する行為について既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪又はこの法律の第 321 条に規定する罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 専業的な性質を有する場合
 - b) 5,000 万ドン以上の不正利益を得た場合

- c) インターネット, コンピュータネットワーク, 通信ネットワーク, 電子機器を使って罪を犯した場合
 - d) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は, 2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 323 条 他人が犯罪で得た財産を隠匿又は消費する罪

- 1. 他人が犯罪で得たと明白に知りながら, 事前に約束することなく, その財産を隠匿, 消費した者は, 1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 3 年以下の非拘束矯正又は 6か月以上 3 年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する場合
 - c) 法律を犯した財産, 物品が 1 億ドン以上 3 億ドン未満の価値を有する場合
 - d) 2,000 万ドン以上 1 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - dd) 危険な再犯の場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 7 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 法律を犯した財産, 物品が 3 億ドン以上 10 億ドン未満の価値を有する場合
 - b) 1 億ドン以上 3 億ドン未満の不正利益を得た場合
- 4. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 財産, 違反物が 10 億ドン以上の価値を有する場合
 - b) 3 億ドン以上の不正利益を得た場合
- 5. 本条の罪を犯した者は, 500 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 324 条 マネーロンダリング²⁷罪

- 1. 以下の行為のいずれかを行った者は, 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 自らが罪を犯して手に入れたか, 他人が罪を犯して手に入れたことを知りながら又はそのように思う根拠を有しながら, 金銭, 財産の違法な出所を隠匿するために, 直接又は間接に金融, 銀行取引その他の取引に参加した
 - b) 自らが罪を犯して手に入れたか, 他人が犯罪行為を行って手に入れたことを知っている又はそのように思う根拠を有する根拠のある金銭, 財産を, 経営活動その他の活動の実行に使用した

²⁷ 原文ベトナム語”Tôi rửa Tiền”(お金を洗う罪)=マネーロンダリング罪

- c) 自らが罪を犯して手に入れたか、他人が罪を犯して手に入れたことを知る又はそのように思う根拠を有しながら、金銭、財産の出所、実体、所在、輸送過程又は所有権に関する情報を隠匿した、又はそのような情報の確認を妨害した
 - d) 他人が罪を犯して手に入れた金銭、財産の輸送、移転、変換から得られたことを知っている金銭、財産について、本項 a, b, c 号に規定する行為のいずれかを行った
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
- a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を利用した場合
 - c) 2 回以上罪を犯した場合
 - d) 専業的な性質を有する場合
 - dd) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - e) 罪を犯した金銭、財産が 2 億ドン以上 5 億ドン未満である場合
 - g) 5,000 万ドン以上 1 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - h) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 罪を犯した金銭、財産が 5 億ドン以上の価値を有する場合
 - b) 1 億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 国の金融、通貨システムの安全に悪影響を引き起こした場合
4. この犯罪を準備した者は、6 か月以上 5 年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は、2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。
6. 本条記載の罪を犯した営利法人は、次のとおり処罰される。
- a) 本条 1 項に該当する場合は、10 億ドン以上 50 億ドン未満の罰金に処す。
 - b) 本条 2 項 a, c, d, dd, e, g 及び h 号に該当する場合は、50 億ドン以上 200 億ドン未満の罰金に処す。
 - c) 本条 3 項に該当する場合は、100 億ドン 200 億ドン未満の罰金、又は 1 年以上 3 年以下の営業停止に処す。
 - d) 本法律第 79 条に該当する場合は、無期限の営業中止に処す。
 - dd) 本条の罪を犯した営利法人は、10 億ドン以上 50 億ドン以下の罰金、1 年以上 3 年以下の期間、一定のいくつかの領域における経営、営業の禁止又は資金調達禁止の処分を併せて受けることがある

第 325 条 18 歳未満の者に違法行為を勧誘、強制し、18 歳未満の違法行為者をかくまう罪

1. 以下の行為のいずれかを行った満 18 歳以上の者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
- a) 18 歳未満の者を誘惑、勧誘し、引き入れ、買収し、強く後押しし、そそのかして、犯罪活動、堕落した生活を行わせた

- b) 脅し, 脅迫, 暴力の使用その他の行為により, 18歳未満の者に犯罪活動又は堕落した生活を強要した
 - c) 違法な活動を行った18歳未満の者をかくまったく
2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 3年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的である場合
 - b) 複数の者に対して誘惑, 効誘, 引き入れ, 買収, 強い後押し, そそのかし, 脅し, 脅迫, 強要, かくまう行為を行った場合
 - c) 13歳未満の者に対する犯行の場合
 - d) 極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を行った18歳未満の者をかくまったく, 又は18歳未満の者に対して誘惑, 効誘, 引き入れ, 買収, 強い後押し, そそのかし, 脅し, 脅迫, 若しくは強要行為をして, 極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を強要した場合
 - dd) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は, 1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金を受けることがある。

第326条 堕落文化品を広める罪

1. 広めることを目的として, わいせつ, 堕落的な内容の図書, 新聞, 絵画, 写真, 映画, 音楽その他の物品を広めることを目的として製作, 複製, 流通, 輸送, 売買, 所蔵するか, 堕落物品を広めるその他の行為を行った者で, 以下の場合のいずれかに該当するときは, 1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金, 3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
- a) デジタル化されたデータの容量が1ギガバイト(GB)以上5ギガバイト(GB)未満の場合
 - b) 印画された写真の数量が100枚以上200枚未満の場合
 - c) 印刷された本, 印刷された新聞のその他製品の数量が50点以上100点未満の場合
 - d) 10人以上20人以下に広めた場合
 - dd) この行為について既に行政違反処罰を受けた, 又は本条の罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず, さらに違反した場合
2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的である場合
 - b) デジタル化された5ギガバイト(GB)以上10ギガバイト(GB)未満のデータを含む場合
 - c) 200枚以上500枚未満の印画された写真を含む場合
 - d) 100点以上200点未満の印刷された本, 印刷された新聞のその他製品を含む場合
 - dd) 21人以上100人以下に広めた場合
 - e) 18歳未満の者に対する犯行の場合

- g) インターネット、コンピュータネットワーク、通信ネットワーク、電子機器を使用した場合
 - h) 危険な再犯の場合
3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) デジタル化された10ギガバイト(GB)以上のデータを含む場合
 - b) 500枚以上の印画された写真を含む場合
 - c) 200点以上の印刷された本、印刷された新聞のその他製品を含む場合
 - d) 101人以上に広めた場合
4. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第327条 売春宿を経営する罪

- 1. 売春宿を経営した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 売春を強制した場合
 - c) 2回以上罪を犯した場合
 - d) 売春婦4人以上を囲った場合
 - dd) 満16歳以上18歳未満の者に対する犯行の場合
 - e) 売春した者の精神又は行為に31パーセント以上60パーセント以下の異常を引き起こした場合
 - g) 5,000万ドン以上2億ドン未満の不正利益を得た場合
 - h) 危険な再犯の場合
- 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 満13歳以上16歳未満の者に対する犯行の場合
 - b) 2億ドン以上5億ドン未満の不正利益を得た場合
 - c) 売春した者の精神又は行為に61パーセント以上の異常を引き起こした場合
- 4. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 満13歳以上16歳未満の者2人以上に対する犯行の場合
 - b) 5億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 売春を強制し、その者を死亡させた又は自殺に至らせた場合
- 5. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察又は財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第328条 売春斡旋罪

- 1. 仲介、勧誘、手引きして他人を買春、売春させた者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、3年以上7年以下の懲役に処す。

- a) 満 16 歳以上 18 歳未満の者に対する犯行の場合
 - b) 組織的である場合
 - c) 専業的な性質を有する場合
 - d) 2 回以上罪を犯した場合
 - dd) 2 人以上に対する犯行の場合
 - e) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - g) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- a) 満 13 歳以上 16 歳未満の者に対する犯行の場合
 - b) 5 億ドン以上の不正利益を得た場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。
- 第 329 条 18 歳未満の者との買春罪**
1. 18 歳未満の者と買春した満 18 歳以上の者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。ただし、この法律の第 142 条第 1 項 b 号に規定する場合を除く。
 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 回以上買春した場合
 - b) 満 13 歳以上 16 歳未満の者と買春した場合
 - c) 被害者に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 31 パーセント以上 60 パーセント以下である場合
 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 満 13 歳以上 16 歳未満の者に対して 2 回以上罪を犯した場合
 - b) 被害者に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 4. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。

第 12 章 行政管理秩序を侵害する罪

第 330 条 公務執行者に反抗する罪

1. 暴力の使用、暴力を使用するとの脅迫又は他の手段を用いて、公務執行者が自らの公務を実行するのを妨害するか、それらの者に違法行為の実行を強要した者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合「
 - c) 他人を勧誘し、引き入れ、強く後押しして罪を犯させた場合
 - d) 財産に 5,000 万ドン以上の損害を引き起こした場合

dd) 危険な再犯の場合

第 331 条 民主的自由の権利を利用して国の利益、組織、個人の法的な権利、利益を侵害する罪

1. 言論の自由、報道の自由、信仰・宗教の自由、集会・結社の自由、その他のみ民主的自由の権利を利用して国の利益、組織、個人の法的な権利、利益を侵害した者は、戒告、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第 332 条 軍事義務を逃れる罪

1. 軍事義務登録に関する法律の規定を正しく執行せず、入隊命令、訓練集合命令に従わず、この行為について既に行政違反処罰を受けた、又はこの罪で判決を受け前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 自ら傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした場合
 - b) 戦時中に罪を犯した場合
 - c) 他人を犯罪に引き入れた場合

第 333 条 予備役軍人の入隊命令に従わない罪

1. 予備役軍人でありながら、総動員令、局地動員令、戦争発生時、地方防衛、領土主権防衛戦闘のために軍隊の常備戦力を増強させる必要のある場合に入隊命令に従わない者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 自ら傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした場合
 - b) 他人を犯罪に引き入れた場合

第 334 条 軍事義務実行に関する規定に違反する罪

1. 職務、権限を利用して軍事義務登録、入隊命令、訓練集合命令に関する規定に違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 戦時中に本条第1項の罪を犯したときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業禁止を受けることがある。

第 335 条 軍事義務実行を妨害する罪

1. 故意に軍事義務登録、入隊命令、訓練集合命令を妨害した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 職務、権限を利用するか、戦時中の場合において本条第1項の罪を犯したときは、2年以上5年以下の懲役に処す。

第 336 条 違法に戸籍登録する罪

1. 任務、権限を有する者が違法に戸籍登録を行い、この行為について行政違反処罰を受けるか、この罪で判決を受け、さらに違反したときは、戒告、3年以下の非拘束矯正に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人以上に違法な戸籍登録、証明書発給を行った場合
 - b) 発給済みの戸籍に関する証明書、違法な登録が、違法行為を行うために使用された場合
3. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務への就業禁止を受けることがある。

第 337 条 故意に国家機密を漏洩する罪、国家の機密資料・物品を奪取、売買、廃棄する罪

1. 故意に国家機密を漏洩した、又は国家機密の物品若しくは資料を奪取、売買若しくは廃棄した者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。ただし、この法律の第 110 条に規定する場合に該当するときを除く。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 対象が最高機密²⁸に属する国家機密の場合
 - b) 職務、権限を利用した場合
 - c) 国防、治安、外交、経済、文化についての損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合。
 - b) 対象が絶対最高機密²⁹に属する国家機密の場合
 - c) 2 回以上罪を犯した場合
 - d) 政治制度、独立、主権、領土の統一と保全についての損害を引き起こした場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第 338 条 過失で国家機密を漏洩させる罪、国家機密の物品、資料を紛失する罪

1. 過失により国家機密を漏洩するか、国家機密の物品、資料を紛失した者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 対象が最高機密、絶対最高機密に属する国家機密の場合
 - b) 国防、治安、外交、経済、文化、政治制度、独立、主権、領土の統一と保全について損害を引き起こした場合

²⁸ 原文ベトナム語”tối mật”（最高機密）

²⁹ 原文ベトナム語” tuyệt mật” 「極秘の」。Tuyệt が漢字の「絶」に対応するため、2 項との差を出すべく、ここでは「絶対最高機密」とした。

3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第339条 職務、仕事上の等級、地位を偽る罪

職務、仕事上の等級、地位を偽って違法行為を行った者で、財産奪取を目的としないときは、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

第340条 機関、組織の証明書、資料を改変して使用する罪

1. 旅券、査証、住民票、戸籍、その他の機関、組織の証明書、資料を改変して内容を偽り、その書類を使用して犯罪を行った、又はこの行為について既に行政違反処罰を受けた若しくはこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、前記改変行為を行った者は、戒告、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 改変するか内容を偽った書類、資料を使用して極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を行った場合
3. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第341条 機関、組織の印章、資料を偽造する罪、機関、組織の偽造の印章、資料を使用する罪

1. 機関、組織の印章、資料その他の書類を偽造するか、その印章、資料、書類を使用して違法行為を行った者は、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 2点以上5点以下の印章、資料その他の書類を偽造した場合
 - d) 印章、資料その他の書類を使用して重大でない犯罪又は重大な犯罪を行った場合
 - dd) 1,000万ドン以上5,000万ドン未満の不正利益を得た場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 6点以上の印章、資料その他の書類を偽造した場合
 - b) 印章、資料その他の書類を使用して、極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を行った場合
 - c) 5,000万ドン以上の不正利益を得た場合
4. 本条の罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を受けることがある。

第 342 条 機関, 組織の印章, 資料を奪取, 売買, 廃棄する罪

1. 国家機密, 職務上の秘密資料に該当しない機関, 組織の印章, 資料を奪取, 売買, 廃棄した者は, 500 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金, 2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 1,000 万ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 違法行為を行う目的であった場合
 - d) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は, 500 万ドン以上 2,000 万ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当禁止, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

第 343 条 住宅管理に関する規定に違反する罪

1. 違法に住居占有, 家屋建築を行った者が, この行為について既に行政違反処罰を受けた, 又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていなかった場合は, 2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
違法な住宅, 建造物は取り壊し, 買い上げ又は没収を受けることがある。
2. 本条の罪を犯した者は, 500 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金を受けることがある。

第 344 条 出版活動に関する規定に違反する罪

1. 出版活動に関する規定に違反し, 以下の場合のいずれかに該当する者は, 戒告, 2,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金, 2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 出版決定又は非営利資料出版許可証や, 法律の規定に基づく検閲済みの草稿なしに, 一つの出版物につき 2,000 部以上印刷した場合
 - b) 発行停止, 回収, 没収, 流通禁止, 廃棄又は違法に輸入された出版物を, 一つの出版物につき 500 部以上出版, 印刷又は発行した場合
 - c) 法律の規定に基づいて禁止されている内容を有する又は出版決定, 若しくは検閲済みの草稿のない出版物を電子メディアに掲載又は電子メディを通じて発行した場合
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2 年以上 5 年以下の懲役に処す。但し, この法律の第 117 条に規定する場合に該当するときを除く。
 - a) 組織的である場合
 - b) 出版法の規定に基づいて禁止された内容の出版を行うため, 検閲済みの草稿又は出版許可証の発給機関の印鑑を受けた非営利資料の草稿の内容を変更, 修正した。
 - c) 出版法の規定に基づいて禁止された内容の出版物を発行した
3. 本条の罪を犯した者は, 2,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業禁止を受けることがある。

第 345 条 歴史・文化遺跡, 名勝, 景勝の保護及び使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こす罪

1. 歴史・文化遺跡, 名勝, 景勝地の保護及び使用に関する規定に違反し, その結果, 1 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する歴史・文化遺跡, 名勝, 景勝の損壊を引き起こした者, 省レベルの歴史・文化遺跡, 名勝, 景勝を構成する根本要素を破壊, 変更した者, 又はこの行為について既に行政違反処罰を受けた若しくはこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず違反した者は, 戒告, 1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金, 3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い, 5 億ドン以上の価値を有する歴史・文化遺跡, 名勝, 景勝の損壊を引き起こした, 又は国家レベル又は特別な国家レベルの歴史・文化遺跡, 名勝, 景勝を構成する根本要素を破壊, 変更した場合は, 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。

第 346 条 国境地域に関する規定に違反する罪

1. 国境地域の居住, 往来に関する規定又はその他に関する規定に違反し, この行為について既に行政違反処罰を受けた若しくはこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていなかつたときは, 1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い, 危険な再犯に該当する場合又は国境地域の社会的安寧, 秩序, 安全に悪影響を引き起こした場合は, 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
3. 本条の罪を犯した者は, 500 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金, 1 年以上 5 年以下の居住禁止を受けることがある。

第 347 条 出国, 入国に関する規定に違反する罪, ベトナムに違法に滞在する罪

ベトナムに違法に出国, 入国した, 又はベトナムに違法に滞在した者が, この行為について既に行政違反処罰を受けていたときは, 500 万ドン以上 5,000 万ドン以下の罰金又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。

第 348 条 他人の違法な出国, 入国又はベトナム滞在を組織, 仲介する罪

1. 私利のために, 他人の違法な出国, 入国又はベトナム滞在を組織又は仲介した者は, 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 職務, 権限を利用した場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 5 人以上 10 人以下に対する犯行の場合
 - d) 専業的な性質を有する場合
 - dd) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の不正利益を得た場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 11 人以上に対する犯行の場合
 - b) 5 億ドン以上の不正利益を得た場合

c) 人を死に至らせた場合

4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第349条 他人の外国逃亡又は違法な外国滞在を組織、仲介する罪

1. 他人の外国逃亡又は違法な外国滞在を組織、仲介した者では、1年以上5年以下の懲役に処す。但し、この法律の第120条に規定する場合に該当するときはを除く。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 職務、権限を利用した場合
 - b) 2回以上罪を犯した場合
 - c) 5人以上10人以下に対する犯行の場合
 - d) 専業的な性質を有する場合
 - dd) 1億ドン以上5億ドン未満の不正利益を得た場合
 - e) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 11人以上に対する犯行の場合
 - b) 5億ドン以上の不正利益を得た場合
 - c) 人を死に至らせた場合
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業禁止を受けることがある。

第350条 他人に外国逃亡又は違法な外国滞在を強要する罪

1. 他人に外国逃亡又は違法な外国滞在を強要した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。但し、この法律の第120条に規定する場合に該当するときはを除く
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 5人以上10人以下に対する犯行の場合
 - c) 専業的な性質を有する場合
 - d) 卑劣な動機による場合
 - dd) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 11人以上に対する犯行の場合
 - b) 人を死に至らせた場合

第351条 国旗、国章、国歌を侵害する罪

故意に国旗、国章、国歌を侵害した者は、戒告、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

第 23 章 職務に関する犯罪

第 352 条 職務に関する犯罪の概念

1. 職務に関する犯罪とは、公務、任務を実行する際に、職務を有する者の実行によって、機関、組織の正当な活動を侵害する行為である。
2. 職務を有する者とは、任命、選挙、契約又はその他の形式により、給料を受給するかしないかを問わず、一定の公務の実行を委ねられ、公務、任務を実行する際に一定の権限を有する者である。

第 1 節 汚職犯罪

第 353 条 財産横領罪

1. 職務、権限を利用して自らが管理する責任を有する 200 万ドン以上 1 億ドン未満の価値を有する財産を奪取するか、200 万ドン未満の価値を有する財産の奪取であるが以下の場合のいずれかに該当する者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) この行為について懲戒処分を受け、さらに違反した
 - b) 本章第 1 節に規定する罪のいずれかで有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 策略的、危険な手段を使った場合
 - c) 2 回以上罪を犯した場合
 - d) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の価値のある財産を奪取した場合
 - dd) 飢餓撲滅、貧困削減目的で使用する金銭、財産や、革命功労者への金銭、手当、補助、優遇や、自然災害被災者、疫病被害者又は特別に経済困難な地域への各種予備基金又は補助、支援の各種金銭、財産を奪取した場合
 - e) 財産に 10 億ドン以上 30 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - g) 機関、組織の幹部、公務員、職員、労働者の生活に悪影響を及ぼした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 5 億ドン以上 10 億ドン未満の価値のある財産を奪取した場合
 - b) 財産に 30 億ドン以上 50 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - c) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
 - d) 企業その他の組織が破産又は活動停止に至った場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 年以上の懲役、終身刑又は死刑に処す。
 - a) 10 億ドン以上の価値のある財産を奪取した場合
 - b) 財産に 50 億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当を禁止され、また、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、財産の一部若しくは全部の没収を受ける。

6. 国有以外の企業、組織で職務、権限を有する者が財産を横領したときは、本条の規定に基づいて処理される。

第354条 収賄罪

1. 職務、権限を利用して、直接又は仲介を通じて、贈賄者の利益のために又はその要請に応じて、何らかのことをする又はしないよう、その者自身又は他の者又は組織への以下のいかなる利益であれ、受け取るか受け取ろうとした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 金銭、財産その他の物質的利益が200万ドン以上1億ドン未満の価値を有する、又はその価値が200万ドン未満であるが、この行為について既に懲戒処分を受けた若しくは本章第1節に規定する罪のいずれかで有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらずさらに違反した
 - b) 非物質的利益
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を濫用した場合
 - c) 賄賄物が1億ドン以上5億ドン未満の価値を有する金銭、財産その他の物質的利益である場合
 - d) 財産に10億ドン以上30億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - dd) 2回以上罪を犯した場合
 - e) 賄賄物が国の財産であることを明確に知っていた場合
 - g) 賄賄を要求し、嫌がらせを行うか、策略的な手段を用いた場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、15年以上20年以下の懲役に処す。
 - a) 賄賄物が5億ドン以上10億ドン未満の価値を有する金銭、財産その他の物質的利益である場合
 - b) 財産に30億ドン以上50億ドン未満の損害を引き起こした場合
4. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20年以上の懲役、終身刑又は死刑に処す。
 - a) 賄賄物が10億ドン以上の価値を有する金銭、財産その他の物質的利益である場合
 - b) 財産に50億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当を禁止され、また、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、財産の一部若しくは全部の没収を受ける。
6. 国有以外の企業、組織で職務、権限を有する者が収賄したときは、本条の規定に基づいて処理される。

第 355 条 職務、権限を濫用して財産を奪取する³⁰罪

1. 職務、権限を濫用して、200 万ドン以上 1 億ドン未満の他人の財産を奪取するか、200 万ドン未満であるが以下の場合のいずれかに該当する者は、1 年以上 6 年以下の懲役に処す。
 - a) この行為について懲戒処分を受けたが、さらに違反した場合
 - b) 本章第 1 節に規定する罪のいずれかで判決を受け、その前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した場合
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、6 年以上 13 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 策略的、危険な手段を使った場合
 - c) 2 回以上罪を犯した場合
 - d) 1 億ドン以上 5 億ドン未満の価値のある財産を奪取した場合
 - dd) 財産に 10 億ドン以上 30 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - e) 飢餓撲滅、貧困削減目的で使用する金銭、財産や、革命功労者への金銭、手当、補助、優遇や、自然災害被災者、疫病被害者又は特別に経済困難な地域への各種予備基金又は補助、支援の各種金銭、財産を奪取した場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、13 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 5 億ドン以上 10 億ドン未満の価値のある財産を奪取した場合
 - b) 財産に 30 億ドン以上 50 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - c) 企業その他の組織が破産又は活動停止に至った場合
 - d) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 年の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 10 億ドン以上の価値のある財産を奪取した場合
 - b) 財産に 50 億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当を禁止され、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金、財産の一部若しくは全部の没収を受けることがある。

第 356 条 公務執行中に職務、権限を利用する罪

1. 私利その他個人的動機のために、職務、権限を利用し、公務に反して、財産に 1,000 万ドン以上 2 億ドン未満の損害を引き起こすか、国のその他利益、組織、個人の法的な権利、利益に損害を引き起こした者は、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合

³⁰ 原文ベトナム語”chiém đoạt”。物理的な武力のみならず、権力を用いて奪うことも含まれる。ここでは一律「奪取」と訳出している。

- c) 財産に 2 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い、財産に 10 億ドン以上の損害を引き起こしたときは、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- 4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当を禁止され、また、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金を受けることがある。

第 357 条 公務執行中に権限を濫用する罪

- 1. 私利その他個人的動機のために、自らの権限を越え、公務に反して、財産に 1,000 万ドン以上 1 億ドン未満の損害を引き起こすか、国のその他利益、組織、個人の法的な権利、利益に損害を引き起こした者は、1 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こしたときは、10 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- 4. 本条第 1 項の行為を行い、更に財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こしたときは、15 年以上 20 年以下の懲役に処す。
- 5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当を禁止され、また、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金を受けることがある。

第 358 条 利得のために職務、権限を利用して他人に影響力を行使する罪

- 1. 職務、権限を利用して、直接又は仲介を通じて要求し、あらゆる形式で、以下のいかなる利益であれ、受け取るか受け取ろうとし、職務、権限を有する者に対して、それらの者の任務に属するか仕事に直接関連する何らかのことをする若しくはしないよう、又は行うことが許されないことを行うよう働きかけた者は、1 年以上 6 年以下の懲役に処す。
 - a) 金銭、財産若しくは物質的利益が 200 万ドン以上 1 億ドン未満の価値を有する、又は 200 万ドン未満であるが、この行為について懲戒処分を受け、さらに違反した
 - b) 非物質的利益
- 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、6 年以上 13 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 金銭、財産その他の物質的利益が 1 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する場合
 - d) 財産に 10 億ドン以上 30 億ドン未満の損害を引き起こした場合
- 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、13 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 金銭、財産その他の物質的利益が 5 億ドン以上 10 億ドン未満の価値を有する場合
 - b) 財産に 30 億ドン以上 50 億ドン未満の損害を引き起こした場合

4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、20 年の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 金銭、財産その他の物質的利益が 10 億ドン以上の価値を有する場合
 - b) 財産に 50 億ドン以上の損害を引き起こした場合
5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当を禁止され、また、3,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金を受けることがある。

第 359 条 職務における偽造の罪

1. 私利その他の個人的動機のために、職務、権限を利用して、以下の行為のいずれかを行った者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 書類、資料の内容を改変し、偽った
 - b) 偽の書類を作成、発給した
 - c) 職務、権限を有する者の署名を偽造した
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 罪を犯した者が、書類、資料を作成又は発給する責任を有する者である場合
 - c) 2 通以上 5 通以下の数の偽の書類を作成、発給した場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 5 通以上 10 通以下の数の偽の書類を作成、発給した場合
 - b) 重大でない犯罪又は重大な犯罪を行うためである場合
4. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。
 - a) 11 通以上の数の偽の書類を作成、発給した場合
 - b) 極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を行うためである場合
5. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当又は仕事への就業を禁止され、また、1,000 万ドン以上 1 億ドン以下の罰金を受けることがある。

第 2 節 職務に関するその他の罪

第 360 条 責任不足により重大な被害を引き起こす罪

1. 職務、権限を有する者が、責任不足により与えられた任務を実行しないか正しく実行せず、以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 5 年以下の懲役に処す。但し、この法律の第 179, 308, 376 条に規定する場合を除く。
 - a) 1 人を死なせた場合
 - b) 1 人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が 61 パーセント以上である場合
 - c) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 61 パーセント以上 121 パーセント以下である場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした場合

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 人を死に至らせた場合
 - b) 2 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 122 パーセント以上 200 パーセント以下である場合
 - c) 財産に 5 億ドン以上 15 億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 3 人以上を死に至らせた場合
 - b) 3 人以上に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、これらの者の身体損傷率が合計 201 パーセント以上である場合
 - c) 財産に 15 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - d)
4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止を受ける。

第 361 条 故意に職務上の秘密を漏洩する罪、職務上の秘密資料を奪取、売買又は廃棄する罪

1. 故意に職務上の秘密を漏洩するか、職務上の秘密資料を奪取、売買、廃棄した者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。但し、この法律の第 110, 337, 342 条に規定する場合に該当するときを除く。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 5,000 万ドン以上の不正利益を得た場合
 - d) 財産に 1 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - dd) 機関、組織の活動に悪影響を及ぼした場合
 - e) 他人に使用させ、違法行為が行われた場合
3. 本条の罪を犯した者は 1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当禁止、職業、仕事への就業禁止を受ける。

第 362 条 過失により職務上の秘密を漏洩する罪、職務上の秘密資料を紛失する罪

1. 過失により職務上の秘密を漏洩するか、職務上の秘密資料を紛失し、以下の場合のいずれかに該当する者は、戒告、2 年以下の非拘束矯正に処す。但し、この法律の第 338 条に規定する場合に該当するときを除く。
 - a) 機関、組織の活動に悪影響を及ぼした場合
 - b) 財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした
 - c) 他人に使用させ、重大でない犯罪又は重大な犯罪が行われた
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。

- a) 財産に 50 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 - b) 他人に使用させ、極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪が行われた場合
3. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第 363 条 職務放棄の罪

1. 幹部、公務員、職員である者が、故意に職務放棄をし、重大な結果を発生させたときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が 31 パーセント以上である場合
 - b) 財産に 3 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした
 - c) この行為について処分を受けたが、さらに違反した
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 他人を職務放棄に引き入れた場合
 - b) 極めて重大な結果又は特別に極めて重大な結果を生じさせた場合
 - c) 戦争、自然災害、疫病の状況又はその他社会の特別に困難な場合に罪を犯した場合
3. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務への就業を禁止されることがある。

第 364 条 贈賄罪

1. 職務、権限を有する者やその他の者又はその他の組織に、直接又は仲介を通じて、贈賄者の利益のために又はその要請に応じて、職務、権限を有する者が何らかのことをする又はしないよう、以下のいかなる利益であれ、贈るか贈ろうとした者は、2,000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 金銭、財産その他の物質的利益が 200 万ドン以上 1 億ドン未満の価値を有する
 - b) 非物質的利益
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 策略的な手段を使った場合
 - c) 国の財産を使って贈賄した場合
 - d) 職務、権限を利用した場合
 - dd) 2 回以上罪を犯した場合
 - e) 賄賄物が 1 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する金銭、財産その他の物質的利益である場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、賄賄物が 5 億ドン以上 10 億ドン未満の価値を有する金銭、財産その他の物質的利益である場合は、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
4. 本条第 1 項の行為を行い、賄賄物が 10 億ドン以上の価値を有する金銭、財産その他の物質的利益である場合は、12 年以上 20 年以下の懲役に処す。

5. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を受けることがある。
6. 外国公務員、公共国際組織の公務員、国有以外の企業、組織に職務を有する者に贈賄するか贈賄しようとした者も、本条の規定に基づいて処理される。
7. 贈賄を強要された者が、発覚前に自発的に供述した場合は、無罪とみなされ、贈賄に使われた物をすべて返還される。
贈賄をした者が、強要されていなくても、発覚前に自発的に供述した場合は、刑事責任を免除されることがあり、贈賄に使われた物の一部又はすべてを返還されることがある。

第365条 賄賄を斡旋する罪

1. 以下の場合のいずれかに該当する賄賄の斡旋をした者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 金銭、財産その他の物質的利益が200万ドン以上1億ドン未満の価値を有する場合
 - b) 非物質的利益の場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 専業的な性質を有する罪を犯した場合
 - c) 策略的な手段を使った場合
 - d) 賄賄物が国の財産であることを知っていた場合
 - dd) 職務、権限を利用した場合
 - e) 2回以上罪を犯した場合
 - g) 賄賄物が1億ドン以上5億ドン未満の価値を有する場合
3. 本条第1項の行為を行い、賄賄物が5億ドン以上10億ドン未満の価値を有する場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 本条第1項の行為を行い、更に賄賄物が10億ドン以上の価値を有する場合は、8年以上15年以下の懲役に処す。
5. 本条の罪を犯した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金を受けることがある。
6. 賄賄を斡旋した者が、発覚前に自発的に供述した場合は、刑事責任を免除されることがある。
7. 国有以外の企業、組織で賄賄を斡旋した者も、本条の規定に基づいて処理される。

第366条 利得のために職務、権限を有する者に対する影響力をを利用する罪

1. 以下の場合のいずれかに該当するあらゆる形式によるいかなる利益であれ、直接又は仲介を通じて受け取ったか、この行為について処分を受け、さらに違反した者で、自分の影響力を使って、職務、権限を有する者がそれらの責任に属する何らかのことをする又はしないよう働きかけた者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 金銭、財産その他の物質的利益が200万ドン以上1億ドン未満の価値を有する場合
 - b) 非物質的利益の場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。

- a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 金銭、財産その他の物質的利益が1億ドン以上5億ドン未満の価値を有する場合
 - c) 危険な再犯の場合
3. 本条第1項の行為を行い、金銭、財産その他の物質的利益が5億ドン以上の価値を有する場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 本条の罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を受けることがある。

第24章 司法活動侵害罪

第367条 司法活動侵害罪の概念

司法活動侵害罪とは、訴訟及び判決執行活動の正当さを侵害する行為である。

第368条 無実の者の刑事責任を追及する罪

- 1. 権限を有する者が、他人が無実と知りながらその刑事責任を追及したときは、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 国家安全侵害罪又はその他の特別に極めて重大な犯罪で刑事責任を追及した場合
 - b) 2人以上5人以下に対する犯行の場合
 - c) 18歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱の者に対する犯行の場合
 - d) 被害者の精神及び行為に31パーセント以上60パーセント以下の異常を引き起こした
 - dd) 無実の者が重大でない犯罪又は重大な犯罪で冤罪判決を受けるに至った場合
 - e) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
- 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 6人以上に対する犯行の場合
 - b) 無実の者が極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪で冤罪判決を受けるに至った場合
 - c) 被害者の精神及び行為に61パーセント以上の異常を引き起こした場合
 - d) 夷罪で刑事責任を追及された者を自殺に至らせた場合
- 4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業を禁止される。

第369条 有罪者の刑事責任を追及しない罪

- 1. 権限を有する者が、他人が有罪であると明確に知りながら、その刑事責任を追及しないときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 極めて重大な犯罪を行った者の刑事責任を追及しなかった場合
 - b) 2人以上5人以下に対する犯行の場合
 - c) 刑事責任を追及されなかった者が逃亡するか、捜査、起訴、裁判の妨害行為を行うか、引き続き重大でない犯罪又は重大な犯罪を行った場合

- d) 刑事責任を追及されなかつた者が、犯罪の告発者、通報者、被害者、証言者に報復するに至った場合
- dd) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
- 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 6人以上に対する犯行の場合
 - b) 国家安全侵害罪又は特別に極めて重大な犯罪を犯した者の刑事責任を追及しなかつた場合
 - c) 刑事責任を追及されなかつた者が、引き続き極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を行つた場合
 - d) 被害者を自殺させた場合
- 4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業を禁止される。

第370条 違法な判決を出す罪

- 1. 違法であると明確に知つてゐる判決を出した裁判官、参審員は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 18歳未満の者、妊娠中と知つてゐる女性、老弱の者に対する犯行の場合
 - c) 無実の者に重大な犯罪又は極めて重大な犯罪で有罪判決を下した
 - d) 重大な犯罪若しくは極めて重大な犯罪、又は重大な犯罪若しくは極めて重大な犯罪を行つた犯罪者を見逃した
 - dd) 被告人、被害者又は当事者の精神又は行為に31パーセント以上60パーセント以下の異常を引き起こした
 - e) 財産に5億ドン以上10億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - g) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
- 3. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、10年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 無実の者に特別に極めて重大な犯罪で判決を下した場合
 - b) 特別に極めて重大な犯罪や、特別に極めて重大な犯罪を行つた犯罪者を見逃した場合
 - c) 被告人、被害者又は当事者の精神又は行為に61パーセント以上の異常を引き起こした場合
 - d) 被告人、被害者又は当事者を自殺に至らせた
 - dd) 財産に10億ドン以上の損害を引き起こした場合
- 4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業を禁止される。

第371条 違法な決定を出す罪

- 1. 訴訟、判決執行活動に権限を有する者が、自分で違法であることを知つてゐる決定を出し、財産に5,000万ドン以上2億ドン未満の損害を引き起こした、又は国の利益、組織若しくは個人の法的な権利、利益に損害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正又は6か月以

上 3 年以下の懲役に処す。但し、この法律の第 368, 369, 370, 377, 378 条に規定する場合を除く。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 2 回以上罪を犯した場合
 - c) 18 歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱の者に対する犯行の場合
 - d) 被逮捕者、被勾留者、被疑者、被告人、有罪判決を受けた者、判決の執行を受けなくてはならない者、被害者又は当事者の精神又は行為に 31 パーセント以上 60 パーセント以下の異常を引き起こした
 - dd) 財産に 2 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - e) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 被逮捕者、被勾留者、被疑者、被告人、判決を受けた者、判決の執行を受けなくてはならない者、被害者又は当事者の精神又は行為に 46 パーセント以上の異常を引き起こした場合
 - b) 被逮捕者、被勾留者、被疑者、被告人、判決を受けた者、判決の執行を受けなくてはならない者、被害者又は当事者を自殺に至らせた場合
 - c) 財産に 10 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務への就業を禁止される。
- 第 372 条 司法活動に権限を有する者に違法行為を強要する罪**
1. 職務、権限を利用して、訴訟、判決執行活動に権限を有する者に違法行為を強要し、国の利益、組織、個人の法的な権利、利益に損害を引き起こすか、財産に 5,000 万ドン以上 2 億ドン未満の損害を引き起こした者は、6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
 2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 2 回以上罪を犯した場合
 - b) 違法な判決又は決定を出すに至った場合
 - c) 暴力の使用、暴力を使用するとの脅迫又は他の危険、策略的な手段を用いた場合
 - d) 財産に 2 億ドン以上 10 億ドン未満の損害を引き起こした場合
 - dd) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
 3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 無実の者の冤罪、又は犯罪若しくは犯罪を犯した者の見逃しに至った場合
 - b) 財産に 10 億ドン以上の損害を引き起こした場合
 4. 本条の罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務への就業を禁止される。

第373条 体罰を使用する罪

1. 訴訟、判決執行活動中又は教護院への入所、強制的な教育施設への入所、強制的な麻薬更生施設への入所措置の実行中に、いかなる形式であれ、他人に対して体罰を使用するか、残虐に扱い、尊厳を踏みにじった者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 2人以上に対する犯行の場合
 - c) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - d) 18歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱の者、重度又は特別に重度の障害者に対する犯行の場合
 - dd) 他人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が11パーセント以上60パーセント以下である場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 他人に傷害を引き起こす、又は健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である場合
 - b) 体罰を受けた者を自殺に至らせた場合
4. 本条第1項の行為を行い、体罰を受けた者を死亡させたときは、12年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。
5. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業を禁止される。

第374条 供述強要の罪

1. 訴訟活動中の者が、違法な手段を用いて、供述を取られる又は尋問を受ける者に、事件、出来事に関連する情報を述べることを強要したときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 2人以上に対する犯行の場合
 - c) 18歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱の者、重度又は特別に重度の障害者に対する犯行の場合
 - d) 供述を取られる又は尋問を受ける者に対して、体罰を使用した、残虐に扱った、又は尊厳を踏みにじった場合
 - dd) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - e) 立件、捜査、起訴、裁判の結果を誤らせた場合
 - g) 供述を取られる又は尋問を受ける者に対して、事実に反する供述を強要した場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 供述を強要された者を自殺に至らせた場合

- b) 重大でない犯罪若しくは重大な犯罪、又はそれらの犯罪を犯した者を見逃すに至った場合
4. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、12年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。
- a) 供述を強要された者を死に至らせた場合
 - b) 無実の者が冤罪に至った場合
 - c) 極めて重大な犯罪若しくは特別に極めて重大な犯罪、又はそれらの犯罪を犯した者を見逃すに至った場合
5. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、職務の担当禁止、職業への就業禁止される。

第375条 裁判、事案文書で事実を誤らせる罪

1. 捜査官、検察官、裁判官、参審員、裁判所書記官、その他司法活動に任務、権限を有する者、弁護人、被害者又は当事者の権利及び合法的利益を擁護する者が、裁判、事案の内容を誤らせるために、裁判の資料、物証の追加、削減、変更、すり替え、廃棄、損壊又はその他の手段を用いたときは、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 裁判、事案の誤った解決に至った場合
 - c) 5億ドン以上10億ドン未満の損害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、10年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 無実の者の冤罪又は犯罪の見逃しに至った場合
 - b) 被逮捕者、被勾留者、被疑者、被告人、判決を受けた者、判決の執行を受けなくてはならない者、被害者又は当事者を自殺に至らせた
 - c) 10億ドン以上の損害を引き起こした
4. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務、仕事への就業を禁止される。

第376条 責任不足で被逮捕者、被勾留者、未決拘禁者、懲役受刑者を逃走させる罪

1. 被逮捕者、被勾留者、未決拘禁者、懲役受刑者の管理、警備、護送に直接責任を委ねられた者で、管理、警備、護送に関する規定を実行しないか正しく実行せずに、重大でない犯罪又は重大な犯罪を犯した者を逃走させ、以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 事件を一時停止させた
 - b) 逃走者が訴訟進行者、訴訟参加者に報復した場合
 - c) 逃走者が引き続き重大でない犯罪又は重大な犯罪を行った場合
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 事件を中止させた

- b) 逃走者が引き続き極めて重大な犯罪を行った場合
 - c) 2人以上5人以下を逃走させた場合
 - d) 極めて重大な犯罪を行った者を逃走させた場合
 - dd) 社会の安寧、秩序、安全に悪影響を及ぼした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 逃走者が引き続き特別に極めて重大な犯罪を行った場合
 - b) 6人以上を逃走させた場合
 - c) 特別に極めて重大な犯罪を行った者を逃走させた
4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業を禁止される。
- 第377条 職務、権限を利用して違法に人を逮捕、暫定留置又は勾留する罪**
1. 職務、権限を利用して、以下の行為のいずれかを行った者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 法律の規定に基づいて釈放になる者に対して釈放決定を出さなかった
 - b) 法律の規定に基づく根拠なしに人の逮捕、暫定留置又は勾留を決定した
 - c) 法律の規定に基づいて釈放になる者に対して釈放決定を執行しなかった
 - d) 法律の規定に基づく命令、決定がない、又は命令、決定はあるが未だその効力が発生していない者を逮捕、暫定留置又は勾留した。
 - dd) 暫定留置、勾留を延長する命令、決定を出さない、又は暫定留置、勾留の期限が切れたときにそれらの措置を変更、中止せず、暫定留置、勾留される者が、期限を超えて暫定留置、勾留されるに至った
 2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 2人以上5人以下を違法に拘束、拘禁した場合
 - b) 拘束、拘禁される者に健康上の損害を引き起こし、身体損傷率が31パーセント以上60パーセント以下である場合
 - c) 拘束、拘禁される者又はそれらの家族を特別に困難な経済状態に陥らせた場合
 - d) 18歳未満の者、妊娠中と知っている女性、老弱の者、重度又は特別に重度の障害者に対する犯行の場合
 3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 6人以上を違法に拘束、拘禁した場合
 - b) 暫定留置若しくは勾留される者に健康上の損害を引き起こし、その身体損傷率が61パーセント以上である、又はそれらの者を死亡させた場合
 - c) 暫定留置、勾留される者を自殺に至らせた
 - d) 暫定留置、勾留される者の家族を離散させた
 4. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業を禁止される。

第 378 条 逮捕, 暫定留置, 勾留中の者, 懲役受刑中の者を違法に釈放する罪

1. 職務, 権限を利用するか濫用して, 逮捕, 暫定留置, 勾留中の者, 又は懲役受刑中の者を違法に釈放した者は, 3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪で逮捕された者, 逮捕, 暫定留置, 勾留中の者, 懲役受刑中の者を違法に釈放した場合
 - b) 違法に釈放された者が逃走するか, 捜査, 起訴, 裁判を妨害する行為を行うか, 引き続き重大でない犯罪又は重大な犯罪を行った場合
 - c) 違法に釈放された者が訴訟進行の権限を有する者, 訴訟参加者に報復した場合
 - d) 2人以上5人以下を違法に釈放した場合
3. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 6人以上を違法に釈放した場合
 - b) 違法に釈放された者が極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を行った場合
4. 本条の罪を犯した者は, 1年以上5年以下の期間, 一定の職務への就業を禁止される。

第 379 条 判決を実行しない罪

1. 権限を有する者で, 故意に判決を執行する決定を出さないか, 判決, 裁判所の決定の実行決定を実行せず, 以下の場合のいずれかに該当するときは, 3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) この行為について懲戒処分を受けたが, さらに違反した場合
 - b) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者が逃走するに至った場合
 - c) 判決執行の時効に至った場合
 - d) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者, 判決執行義務を有する者が, 財産を散逸させ, 5,000万ドン以上2億ドン未満の判決執行義務を履行できなくなるに至った場合
2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者が, 引き続き重大でない犯罪又は重大な犯罪を行うに至った場合
 - c) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者, 判決執行義務を有する者が, 財産を散逸させ, 2億ドン以上10億ドン未満の判決執行義務を履行できなくなるに至った場合
3. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは, 5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者が, 引き続き極めて重大な犯罪又は特別に極めて重大な犯罪を行うに至った場合

- b) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者, 判決執行義務を有する者が, 財産を散逸させ, 10億ドン以上の判決執行義務を履行できなくなるに至った場合
- 4. 本条の罪を犯した者は, 1年以上5年以下の期間, 一定の職務への就業を禁止される。

第380条 判決を履行しない罪

- 1. 履行する条件があり, 法律の規定に基づく強制措置を適用されたにもかかわらず, 法的効力を有する判決又は裁判所の決定を受けず, この行為について既に行政違反処罰を受けたにもかかわらず, さらに違反したときは, 3か月以上2年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 執行員又は公務を執行している者に抵抗した場合
 - b) 巧妙, 策略的な手段を使った場合
 - c) 財産を散逸させた場合
- 3. 本条の罪を犯した者は, 500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を受けることがある。

第381条 判決の履行を妨害する罪

- 1. 職務, 権限を利用して, 故意に判決の履行を妨害した者で, 以下の場合のいずれかに該当するときは, 3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
 - a) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者が逃走するに至った場合
 - b) 判決執行の時効に至った場合
 - c) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者, 判決執行義務を有する者が, 財産を散逸させ, 5,000万ドン以上2億ドン以下の判決執行義務を履行できなくなるに至った場合
 - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の損害を引き起こした場合
- 2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 2回以上罪を犯した場合
 - b) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者が, 引き続き犯罪を行うに至った場合
 - c) 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者, 判決執行義務を有する者が, 財産を散逸させ, 2億ドン以上の判決執行義務を履行できなくなるに至った場合
 - d) 2億ドン以上の損害を引き起こした場合
- 3. 本条の罪を犯した者は, 1年以上5年以下の期間, 一定の職務への就業を禁止されることがある。

第382条 事実に反する資料の提供又は虚偽の供述の罪

- 1. 証人, 鑑定人, 財産価値鑑定人, 通訳人, 翻訳人, 弁護人が, 虚偽の結論, 訳, 供述を行うか, 自ら事実に反することを知っている資料を提供したときは, 戒告, 1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
- 2. 本条第1項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 1年以上3年以下の懲役に処す。

- a) 組織的である場合
 - b) 裁判, 事案の誤った解決に至った場合
3. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- a) 2 回以上罪を犯した場合
 - b) 無実の者の冤罪又は犯罪若しくは犯罪を行った者の見逃しに至った場合
4. 本条の罪を犯した者は, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業を禁止されることがある。

第 383 条 供述拒否し, 鑑定, 財産価値鑑定の結論拒否又は資料提供の拒否罪

1. この法律の第 19 条第 2 項に規定する場合に該当しない証人, 鑑定人, 財産価値鑑定人定者, 翻訳人が, 正当な理由なく, 供述を拒否し, 鑑定, 財産価値鑑定の結論を避けるか, 資料提供を拒否したときは, 戒告, 1 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 1 年以下の懲役に処す。
2. 本条の罪を犯した者は, 1 年以上 5 年以下の期間, 一定の職務の担当, 職業, 仕事への就業を禁止されることがある。

第 384 条 供述又は資料提出において他人に対して買収又は強要を行う罪

1. 刑事, 行政, 民事事件の裁判において, 証人, 被害者, 当事者に対して買収又は強要を行い, 虚偽の供述, 事実に反する資料の提供又は供述させない, 資料を提供させないか, 鑑定人, 財産価値鑑定人に対して買収又は強要を行い, 虚偽の結論を出させ, 通訳人, 翻訳人に対して買収又は強要を行い, 訳を歪曲させた者は, 3 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 暴力の使用, 暴力を使用するとの脅迫又は他の危険な手段を用いた場合
 - b) 職務, 権限を利用した場合
 - c) 裁判, 事案の誤った解決に至った場合

第 385 条 財産の封印, 差押調書, 口座封鎖における違反の罪

1. 差押調書に記載され, 封印された財産, 封印された物品, 封鎖された口座の維持, 管理を委ねられた者が, 以下の行為のいずれかを行ったときは, 2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
 - a) 権限を有する者の決定なく, 封印を破損し, 口座の封鎖を解いた
 - b) 差押調書に記載された財産の消費, 移転, すり替え, 隠匿又は破壊を行った
2. 本条第 1 項の行為を行い, 更に以下の場合のいずれかに該当するときは, 2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 裁判, 事案の誤った解決に至った
 - b) 被疑者, 被告人, 判決を受けた者, 判決の執行を受けなくてはならない者, 判決を執行する義務を有する者が, 財産を散逸させ, 1 億ドン以上の判決執行義務を履行できなくなるに至った

3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務の担当、職業、仕事への就業を禁止されることがある。

第386条 留置場、拘置所から逃走又は押送中、裁判中に逃走する罪

1. 暫定留置、勾留、押送、裁判中又は懲役判決の執行中の者が逃走したときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 警備する者又は押送する者に対して暴力を用いた場合

第387条 逮捕、暫定留置、勾留される者、押送、裁判、懲役判決執行中の者を逃がす罪

1. 逮捕、暫定留置、勾留される者、押送、裁判、懲役判決執行中の者を逃がした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。但し、この法律の第119条に規定する場合に該当するときを除く。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上年12以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を利用した場合
 - c) 警備する者又は押送する者に対して暴力を用いた場合
 - d) 国家安全侵害罪で有罪判決を受けた者又は死刑判決を受けた者を逃がした場合
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上5年以下の期間、一定の職務への就業禁止を受けることがある。

第388条 拘禁に関する規定に違反する罪

1. 以下の行為のいずれかを行い、拘禁に関する法律の規定に違反して、この行為について既に懲戒処分若しくは行政違反処罰を受けた、又はこの罪で有罪判決を受けその前科の抹消を受けていないにもかかわらず、さらに違反した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。但し、この法律の第119、170、252、254、255条に規定する場合に該当するときを除く。
 - a) 拘禁の管理に権限を有する者の命令を乱した又はかそれに反抗した
 - b) 拘置施設内において、承認なく個人的情報連絡設備又は録音録画機器を持ち込み、保持、又は使用したを行った
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 組織的である場合
 - b) 職務、権限を利用した場合
 - c) 巧妙、策略的な手段を使った場合
 - d) 危険な再犯の場合
3. 本条の罪を犯した者は、1年以上3年以下の居住禁止、1年以上3年以下の職務の担当禁止を受けることがある。

第389条 犯罪を隠匿する罪

1. 事前に約束することなく、以下の条項に規定する犯罪のいずれかを隠匿した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。但し、この法律の第18条第2項に規定する場合に該当するときを除く。
 - a) 第108条から第121条までの各条
 - b) 第123条、第141条第2、3、4項、第142条、第144条、第146条第2、3項、第150条第1、2、3項、第151条、第152条、第153条及び第154条
 - c) 第168条、第169条、第173条第2、3、4項、第174条第2、3、4項、第175条第2、3、4項、第178条第2、3、4項
 - d) 第188条第3、4項、第189条第3項、第190条第2、3項、第191条第2、3項、第192条第2、3項、第193条第1、2、3、4項、第194条第1、2、3、4項、第195条第2、3、4項、第196条第2、3項、第205条第2、3、4項（違法な基金を設立する罪）、第206条第2、3項（金融機関、外国銀行支店の業務規定に違反する罪）、第207条、第208条、第219条第2、3項、第220条第2、3項、第221条第2、3項、第222条第2、3項、第223条第2、3項、第224条第2、3項
 - dd) 第243条第2、3項
 - e) 第248条、第249条、第250条、第251条（第252条、第253条、第254条第2項、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条第2項）
 - g) 第265条第2、3、4項、第282条、第299条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条第2、3、4項、第309条第2、3、4項、第311条第2、3、4項第329条第2、3項
 - h) 第353条第2、3、4項、第354条第2、3、4項、第355条第2、3、4項、第356条第2、3項、第357条第2、3、4項、第358条第2、3、4項（利得のために職務、権限を利用して他人に影響力を行使する罪）、第359条第2、3、4項（職務における偽造の罪）、第364条第2、3、4項（贈賄罪）、第365条第2、3、4項（賄賂を斡旋する罪）
 - i) 第373条第3、4項、第374条第3、4項、第386条第2項
 - k) 第421条から第425条までの各条
2. 本条第1項の行為を行い、職務、権限を利用して犯罪の発見を妨害するか、犯罪者をかくまうその他の行為を行った場合は、2年以上7年以下の懲役に処す。

第390条 犯罪を告発しない罪

1. この法律の第14条第2項又は3項に規定される犯罪のいずれかが準備されている、又はこの法律の第389条に規定される犯罪のいずれかが実行されている若しくは実行されたことを明確に知っていたが告発しなかった者は、戒告、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。但し、この法律の第19条第2項に規定する場合に該当するときを除く。
2. 告発しなかった者が、犯罪者を制止するか犯罪被害を軽減する行動をしたときは、刑事責任を免除されるか刑罰を免除されることがある。

第 391 条 公判の秩序を乱す罪

1. 公判において審理を行う者、その他公判の出席者の名誉、尊厳を毀損、侵害するか、財産を破壊する行為を行った者は、1,000 万 ドン以上 1 億 ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 2 年以下の懲役に処す。但し、この法律の第 178 条第 2 項に規定する場合に該当するときを除く。
2. 以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、1 年以上 3 年以下の懲役に処す。
 - a) 公判が中止を余儀なくされた場合
 - b) 裁判官、書記官、又はその他審理を進行する権限を有する者に暴行を加えた場合

第 25 章 軍人の義務、責任及び戦闘中、 戦闘支援中の軍隊配属者の責任を侵害する罪

第 392 条 軍人の義務、責任を侵害する罪について刑事責任を負わなくてはならない者

1. 現役の軍人、国防労働者、職員。
2. 集中訓練期間中の予備役軍人。
3. 戦闘中、戦闘支援中に軍隊に配属された民兵、自衛兵。
4. 軍隊の支援に徴集された公民。

第 393 条 違法な命令を出す罪

1. 職務、権限を利用して違法な命令を出し、重大な被害を引き起こした者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 戦闘中の場合
 - b) 戦闘地域であった場合
 - c) 救助、救難の任務遂行中の場合
 - d) 緊急事態であった場合
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、特別に重大な被害を引き起こした、又は他の特別に重大な事態中であった場合は、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。

第 394 条 命令に抗する罪

1. 権限を有する者の命令の実行を拒否するか、故意に命令を実行しなかった者は、6 か月以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 他人を犯罪に引き入れた場合
 - c) 暴力を使った場合
 - d) 重大な被害を引き起こした場合

3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7年以上15年以下の懲役に処す。
 - a) 戰闘中の場合
 - b) 戰闘地域であった場合
 - c) 救助、救難の任務遂行中の場合
 - d) 緊急事態であった場合
 - dd) 極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 本条第1項の行為を行い、更に特別に重大な被害を引き起こしたときは、12年以上20年以下の懲役又は終身刑に処す。

第395条 命令を厳正に実行しない罪

1. 権限を有する者の命令をいい加減に、遅く、恣意的に実行し、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 戰闘中の場合
 - b) 戰闘地域であった場合
 - c) 救助、救難の任務遂行中の場合
 - d) 緊急事態であった場合
 - dd) 極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第396条 同じ部隊の者の任務実行を妨害する罪

1. 同じ部隊の者の任務実行を妨害し、その者が与えられた任務を実行できないか、十分に実行できない状態に至らせた者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 他人を犯罪に引き入れた場合
 - c) 暴力を使った場合
 - d) 重大又は極めて重大な被害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 戰闘中の場合
 - b) 戰闘地域であった場合
 - c) 救助、救難の任務遂行中の場合
 - d) 緊急事態であった場合
 - dd) 特別に重大な被害を引き起こした場合

第397条 同じ部隊の者を侮辱する罪

1. 共に任務を行う際に、同じ部隊の者の尊厳、名誉を重大に侵害した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 5 年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 指揮官又は上官に対する犯行の場合
 - c) 被害者の公務を理由とする場合
 - d) 戰闘地域であった場合
 - dd) 2 回以上罪を犯した場合
 - e) 2 人以上に対する犯行の場合
 - g) 被害者の精神及び行為に 61 パーセント以上の異常を引き起こした場合
 - h) 被害者が自殺に至った場合

第 398 条 同部隊の者に暴行する罪

1. 共に任務を行う際に、故意に同じ部隊の者に傷害を引き起こすか健康上の損害を引き起こした者で、この法律の第 135 条に規定する場合に該当しないときは、2 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 指揮官又は上官に対する犯行の場合
 - c) 被害者の公務を理由とする場合
 - d) 戰闘地域であった場合
 - dd) 重大、極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第 399 条 敵に降伏する罪

1. 敵に降伏した者は、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 15 年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 武器、軍事技術手段を敵に引き渡した場合
 - c) 重要な資料を引き渡すか、軍事活動の秘密を供述した場合
 - d) 他人を犯罪に引き入れた場合
 - dd) 重大又は極めて重大な被害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当する罪を犯したときは、12 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。
 - a) 国家機密の物品、資料を敵に引き渡すか、国家機密を供述した場合
 - b) 特別に重大な被害を引き起こした場合

第 400 条 捕虜になり、敵のために供述するか自発的に働く罪

1. 敵に捕虜にされ、軍事活動上の秘密を供述するか敵のために自発的に働いた者は、1 年以上 7 年以下の懲役に処す。

2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 他の捕虜に対して残虐に対応した場合
 - c) 他人を敵のための供述や作業に引き入れた場合
 - d) 重大又は極めて重大な被害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、12年以上20年以下の懲役に処す
 - a) 敵に国家機密の物品、資料を引き渡すか、国家機密を供述した場合
 - b) 特別に重大な被害を引き起こした場合

第401条 戦闘位置を放棄するか戦闘中に任務を行わない罪

1. 戦闘位置を放棄するか戦闘中に任務を行わなかった者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 武器、軍事技術装備又は軍事活動上の秘密資料を捨てた場合
 - c) 他人を犯罪に引き入れた場合
 - d) 重大又は極めて重大な被害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、特別に重大な被害を引き起こしたときは、10年以上20年以下の懲役に処す。

第402条 部隊脱走の罪

1. 戦時の義務を回避するために、軍隊の隊伍から抜けるか、この行為について処分、行政違反処罰を受け、さらに違反するか、又は重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 他人を犯罪に引き入れた場合
 - c) 武器、軍事技術装備又は軍事秘密資料を携行し、捨てた場合
 - d) 極めて重大な被害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5年以上12年以下の懲役に処す。
 - a) 戦闘中の場合
 - b) 戦闘地域であった場合
 - c) 救助、救難の任務遂行中の場合
 - d) 緊急事態であった場合
 - dd) 特別に重大な被害を引き起こした場合

第 403 条 任務回避の罪

1. 自らに傷害を引き起こし、健康上の損害を引き起こすか、その他の詐術的手段を用いて、任務を回避した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 他人を犯罪に引き入れた場合
 - c) 戰闘中の場合
 - d) 救助、救難の任務遂行中の場合
 - dd) 緊急事態であった場合
 - e) 重大な被害を引き起こした場合
3. 本条第1項の行為を行い、極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こしたときは、5年以上10年以下の懲役に処す。

第 404 条 軍事活動上の秘密を故意に漏らす罪

1. 軍事活動上の秘密を故意に漏らした者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。但し、この法律の第110、337、361条に規定する場合に該当するときを除く。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 戰闘地域であった場合
 - c) 戰闘中の場合
 - d) 重大、極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第 405 条 軍事活動上の秘密資料を奪取、売買又は廃棄する罪

1. 軍事活動上の秘密資料を奪取、売買又は廃棄した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。但し、この法律の第110、337、361条に規定する場合に該当するときを除く。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 戰闘地域であった場合
 - c) 戰闘中の場合
 - d) 重大、極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第 406 条 過失により軍事活動上の秘密を漏らす罪

1. 過失により軍事活動上の秘密を漏らした者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。但し、この法律の第338条及び第362条に規定する場合に該当するときを除く。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合

- b) 戦闘地域であった場合
- c) 戦闘中の場合
- d) 重大、極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第 407 条 軍事活動上の秘密資料を紛失する罪

1. 軍事活動上の秘密資料を紛失した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。但し、この法律の第338条及び第362条に規定する場合に該当するときはを除く。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、1年以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 戦闘地域であった場合
 - c) 戰闘中の場合
 - d) 重大、極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第 408 条 虚偽報告の罪

1. 軍事活動で故意に虚偽の報告を行い、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
 - a) 戰闘中の場合
 - b) 戦闘地域であった場合
 - c) 緊急事態であった場合
 - d) 極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第 409 条 班当直、戦闘当直、指揮当直に関する規定に違反する罪

1. 班当直、戦闘当直、指揮当直制度を厳格に実行せず、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 本条第1項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
 - a) 戦闘中の場合
 - b) 戦闘地域であった場合
 - c) 救助、救難の任務遂行中の場合
 - d) 緊急事態であった場合
 - dd) 極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第 410 条 警備に関する規定に違反する罪

1. 巡視、警備、押送、護送に関する規定を実行しなかった者で、以下の場合のいずれかに該当するときは、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
 - a) 警護、護送される者に身体的けがを負わせた場合
 - b) 技術手段、軍事設備を破損した場合
 - c) 財産に1億ドン以上5億ドン未満の損害を発生させた場合
 - d) その他重大な被害を引き起こした場合

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 警護、護送される者を死なせた場合
 - b) 技術手段、軍事設備を紛失した場合
 - c) 戰闘中の場合
 - d) 戰闘地域であった場合
 - dd) 他人を犯罪に引き入れた場合
 - e) 財産に 5 億ドン以上の損害を発生させた場合
 - g) その他極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした

第 411 条 戰闘中又は訓練中の安全確保に関する規定に違反する罪

1. 戰闘中又は訓練中の安全確保に関する規定を厳格に実行せず、重大な被害を引き起こした者は、3 年以下の非拘束矯正又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こしたときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。

第 412 条 軍用武器、軍事技術装備の使用に関する規定に違反する罪

1. 軍用武器、軍事技術装備の使用に関する規定に違反して、重大な被害を引き起こした者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 戰闘中の場合
 - b) 戰闘地域であった場合
 - c) 極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第 413 条 軍用武器、軍事技術装備を破壊するか故意に破損する罪

1. 軍用武器、軍事技術装備を破壊するか故意に破損した者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
但し、この法律の第 114 条及び第 303 条に規定する場合に該当するときを除く。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、7 年以上 12 年以下の懲役に処す。
 - a) 戰闘中の場合
 - b) 戰闘地域であった場合
 - c) 他人を犯罪に引き入れた場合
 - d) 重大な被害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こすときは、12 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。

第 414 条 軍用武器、軍事技術装備を紛失するか過失で破損する罪

1. 軍用武器、軍事技術装備の管理を任せられ、これらを装備した者が、紛失するか過失で破損し、重大な被害を引き起こしたときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 5 年以下の懲役に処す。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こしたときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。

第 415 条 人民に迷惑をかける罪

1. 人民に迷惑行為を行った者で、この行為について既に懲戒処分を受けたにもかかわらずさらに違反したとき、又はその行為により重大な被害を引き起こしたときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 他人を犯罪に引き入れた場合
 - c) 戰闘地域であった場合
 - d) 緊急事態が布告された地域であった場合
 - dd) 極めて重大又は特別に重大な被害を引き起こした場合

第 416 条 任務遂行中に軍事的要請を濫用する罪

1. 任務遂行中に軍事的要請の必要範囲を超えて、国、組織、個人の財産に 1 億ドン以上 5 億ドン未満の損害を引き起こした者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、財産に 5 億ドン以上の損害を引き起こしたときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。

第 417 条 故意に負傷兵、戦死者を遺棄するか、負傷兵の治療、救助を行わない罪

1. 責任を有する者が、故意に負傷兵、戦死者を陣地に遺棄するか、負傷兵の治療、救助をせず、負傷兵、戦死者を見つけることができないか、負傷兵が死亡するに至ったときは、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 5 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 2 人以上の負傷兵又は 2 人以上の戦死者に対する犯行の場合

第 418 条 戦死者の遺品を奪取するか破壊する罪

1. 戦死者の遺品を奪取するか破壊した者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 2 人以上の戦死者の遺品を奪取するか破壊した場合

第 419 条 戦利品を奪取するか破壊する罪

1. 戰闘中又は戦場の事後処理中に、戦利品を奪取するか破壊した者は、3 年以下の非拘束矯正又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。

2. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処す。
 - a) 指揮官又は士官であった場合
 - b) 戰利品が 1 億ドン以上 5 億ドン未満の価値を有する場合
 - c) 軍隊の威信に悪影響を引き起こした場合
 - d) 戰利品が軍事的に価値を有する場合
 - dd) 重大又は極めて重大な被害を引き起こした場合
3. 本条第 1 項の行為を行い、更に以下の場合のいずれかに該当するときは、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
 - a) 戰利品が 5 億ドン以上の価値を有する場合
 - b) 戰利品が軍事的に特別な価値を有する場合
 - c) 特別に重大な被害を引き起こした場合

第 420 条 捕虜、降伏兵を虐待する罪

捕虜、降伏兵を虐待した者は、1 年以下の非拘束矯正又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。

第 26 章 平和を破壊する罪、人類に対する罪及び戦争犯罪

第 421 条 平和を破壊し、侵略戦争を引き起こす罪

1. 侵略戦争を宣伝、扇動するか、一つの国又は一つの独立し主権を有する地域の独立、主権及び領土保全を侵害するために、侵略戦争を準備、実行し、それに参加した者は、12 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 本条第 1 項の行為が、強要された、又は上官の命令の実行による場合であるときは、10 年以上 20 年以下の懲役に処す。

第 422 条 人類に対する罪

1. 平時か戦時を問わず、一つの地域の住民を大量虐殺し、一つの国又は一つの独立し主権を有する地域の生活基盤、文化的・精神的生活を破壊し、一つの社会を破壊することを目的として、その社会の基礎を倒壊させるか、又は種の絶滅させるその他の行為、生物を絶滅させる行為、自然環境を壊滅させる行為を行った者は、10 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 本条第 1 項の行為が、強要された、又は上官の命令の実行による場合であるときは、10 年以上 20 年以下の懲役に処す。

第 423 条 戦争犯罪

1. 戦時において、一般民、負傷者、捕虜の殺害、財産の略奪破壊、居住地域の破壊、禁じられている戦争の手段又は方法の使用、又はその他国際法又はベトナムが締結又は加盟している国際条約に対する重大な違反行為を行う命令を出すか、直接実行した者は、10 年以上 20 年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 本条第 1 項の行為が、強要された、又は上官の命令の実行による場合であるときは、10 年以上 20 年以下の懲役に処す。

第 424 条 傭兵を募集, 訓練又は使用する罪

一つの国又は一つの独立し主権を有する地域を侵害するために、傭兵を募集、訓練又は使用した者は、10 年以上 20 年以下の懲役又は終身刑に処す。

第 425 条 傭兵となる罪

一つの国又は一つの独立し主権を有する地域を侵害するために、傭兵になった者は、5 年以上 15 年以下の懲役に処す。

第 3 部 施行条項**第 426 条 施行効力**

この法律は 2018 年 1 月 1 日より施行効力を有する。

刑法 15/1999/QH10 号及び刑法の一部条項を改正、補充する法律 37/2009/QH12 号は、この法律が施行効力を有した日から施行効力を失う。

この法律は 2015 年 11 月 27 日にベトナム社会主義共和国の第 13 期第 10 回国会で可決された。

国會議長

(署名済み)

グエン・シン・フン